

卷頭言

はじめに

——“Differentiation”から“Integration”へ——

関東学院大学文学部教授 森 島 牧 人

今回ここに、関東学院大学「キリスト教と文化研究所」研究紀要第2号を送り出すこととなった。その内容は、本研究所の研究員もしくは客員研究員の論文、現在当研究所が抱えている三つの研究プロジェクト（「いのちを考える」、「日本の精神風土とキリスト教」、「奉仕教育」）からの成果、資料研究プロジェクトからの成果、そして研究所が今年度に開いた「坂田祐と関東学院」と題したシンポジウム（元関東学院長の小川圭治先生、元本学文学部教授の大島良雄先生、元関東学院中高教諭の坂田創先生）および「文学に表れたキリスト教——コナン・ドイルの場合」と題した公開セミナー（当研究所客員研究員・ニューポート国際大学大学院客員教授の田中喜芳先生）の報告等である。本研究所の2003年度の歩みにご尽力いただいた多くの方々に、この場を借りて感謝する次第である。

さて、最近「スキル」なる言葉をよく耳にする。「コンピューター・スキル」、「イングリッシュ・スキル」等々。それは、近年の不況をうけた大リストラ劇の直中に生み出された言葉であると考えられる。長引く不況の下、多くの企業や組織体は、その存続をかけ、その組織にとってもっとも必要と思える人材のみを集めていった。人件費の無駄を省き、経営の合理化を進めた結果として、そこにはその企業が望む理想的なメカニズムが生み出されるはずであった。しかし多くの企業が気づいたように、そこにできあがったものは、<高度な知識と技術の寄せ集め>以外の何ものでもなかった。それ自体が、有機体としての価値や意味をその中に見いだせない、魂もロイヤリティもない存在だったからである。

その観点から昨今よく耳にするのが、「ヒューマン・スキル」なる言葉である。それは、人を人として生かす力・知恵のことである。もちろんそれは、悲鳴をあげつつ動くメカへのただ単なる潤滑油という意味ではない。その無機的なメカニズムが有機的からだへと変貌することを表わしているのである。つまりそれは、全く違った存在へと変える力、物事に意味を与える行為そのものなのである。

さてこのことは我々の現場、つまり教育というコンテキストにおいても大変重要な観点であると考える。というのも、「分かることは、分けられる能力である」とあるように、大学が求め、大学が与えてきた「学」は、たとえ同じ領域にあってもお互いが理解できないほどそれぞれの「学」が持つ固有のテーマは専門化し、細分化の一途を歩んできた。誰も知らない領域に立ち、未知の地を開拓する姿こそ研究者としての誉れであった。もちろん、大学においては、これを否定する必要はない。

しかし今日、もう一つの「学」の方向性が必要とされてきているとはいえないだろうか。つまり、細分化した大学の知の再統合という観点である。現実的なテーマの下に、今持ちえる個々の知を、最も価値高く統合する知恵への希求とも言える。この勇気ある実験データーこそ、実社会へとリンクできる大学がもつ新しい指標ではないだろうか。

その様な観点から、もし学生個々人が、具体的なサービス活動への参加を通じて、自己の可能性を見い出し、人に仕える意味を理解し、社会の構成員としての責任感を構築できるとするならば、それは大学が提供する諸科学 (differentiation) を日常生活の上でもっとも価値高く統合 (integration) するための実践的教育を体験させていることになるのではと考える。

「知識」の獲得に心血を注いできたわが国の教育に、その持つ「知識」をより価値高く生かす「知恵」の創造を可能にする教育プログラムを求めたい。「知恵の正しいことは、その働きが証明する」(マタイによる福音書11章19節 b) からである。当研究所の働きと本所報の成果が各方面で用いられることを祈っている。

2004年2月1日

奉仕教育における実践的研究序説 —関東学院国際サービス・ラーニングへの試み—

森 島 牧 人

The Introduction of Practical Research in Service Education

Makito Morishima

第1章 学院教育の目標

1. 学院教育のモットー

関東学院のキリスト教主義の特色は、「人になれ 奉仕せよ」¹⁾との校訓の中に示されている。この言葉は、絶対者²⁾との真の出会いは、人をして他者への奉仕へと向かわしめるという、キリスト教信仰の神髄を的確に表すものである。その意味から言えば、真の神との出会いを教育の場に求め続けてきた本学院にとって、キリスト教教育の一貫としてのボランティア活動自体は取り立てて新しいことではない。むしろ本学院がその長い歴史を通して取り組んできたもの、つまりそれは関東学院の重要な伝統の一部であるといえる。しかしこの校訓が求める「奉仕の精神」を学部の一講座として真正面から取り組んだことは最近まで無かったと思われる³⁾。しかし「特色ある教育」が呼ばれる今日、本学の特色である「建学の精神：人になれ 奉仕せよ」の内実化・活性化を目指す教育プロジェクト構築は急務といえよう。

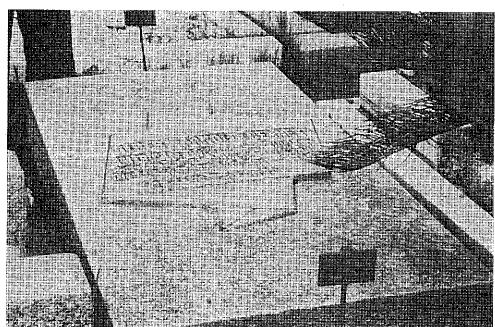
2. 学院教育の源泉

1884年10月6日に創設された関東学院は、来年で120周年を迎える。その長い学院史の

中から学院教育における重要な切り口を求めるにすれば、その第一のものは、関東学院の起源である横浜バプテスト神学校の校長であったA.A.ベンネット⁴⁾の内に求められよう。アメリカの北



A.A.ベネット

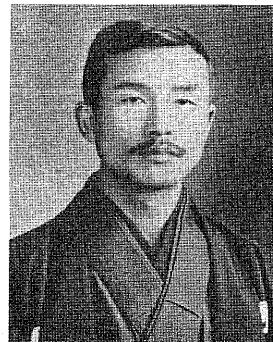


A.A.ベネットの墓石、“He lived to serve.”と刻まれている。部バプテスト教会の宣教師であった彼は、明治の近代化の中でも最も不安と動搖が高まっていたと言われる1884年、横浜の山手に「横浜バプテスト神学校」⁵⁾を開設した。当時、教授陣は校長を含めて三名、生徒数は五名で

あった。このような苦難の中にも彼は多くの業績を残した人であった。そして人の死ほどその人間の生涯を総括するものはないであろうとよく言われるが、彼はその言葉の最もよく当てはまる人物の一人であろう。というのも、彼が愛した、そして彼を愛した多くの人々は、彼の墓石に、“He lived to serve”（彼は奉仕の人であった）と刻んだからである。

その第二のものは、初めて「関東学院」という名を付した学校を横浜に創設したときの初代院長、坂田祐⁶⁾に求められる。1919年1月27日、横浜開港記念会館で行われた「私学中学関東学院」設立披露会の席上で、彼は校名の由来を述べて、それを「中学関東学院」とし関東学院中学校となかったのは、訓令12号下（公教育機関での宗教教育を禁じた）においてもキリスト教主義にしたがった道徳教育をなすためであった旨⁷⁾を述べた。そして彼は、同年4月の第一回入学式においてその教育の理念を「人になれ 奉仕せよ」と表し、それを持って関東学院の校訓となしたのであった。

以上のように、学院創設史を通じ形成されてきた学院の「建学の精神」を見るとき、そこに示されているこの「奉仕教育」というものこそが関東学院教育の切り口、つまり特色となり得るものと考えることができよう。



坂田祐

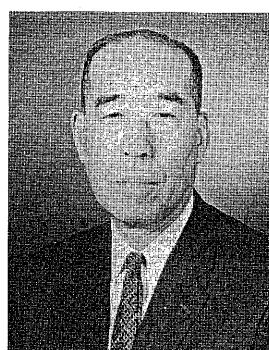
め、内外の多くの研究者を集めて、関東学院大学において、2003年度「アーツ＆クラフト運動とセツルメント運動」国際シンポジウムが開催された¹⁰⁾。今回この国際会議が関東学院大学で開催されたのには訳があった。関東学院は今回の国際会議のテーマの一つである「セツルメント運動」に関しては、日本の草



関東学院セツルメントを担った教授および学生たち

分け的存在であったからである。今回わたしは関東学院大学「キリスト教と文化研究所」の所長として「関東学院セツルメント運動の歴史と展望」という題目で、本会での発表の機会を得た。その詳細をここに記すことは出来ないが、本テーマとの関連で、その発表の趣旨について若干述べてみたい。

関東学院がかつて、昭和の初め頃（1931年4月25日）¹¹⁾、横浜に「セツルメント」を開いたことは、『関東学院百年史』にも記載があり多くの方が知っているところである。¹²⁾このプロジェクトは、アメリカから帰国してすぐに関東学院の社会事業部教授となり精力的に学生の教育に当たった渡部一高¹³⁾、平和主義者であり、関東学院で教鞭をとり、日本をこよなく愛しながらも日本兵によりフィリ



関東学院セツルメントの生みの親、渡部一高

第2章 「関東学院セツルメント」運動の意義

I. 関東学院らしさの原点

2003年7月25日、イギリスの「トインビーホール」⁸⁾とアメリカの「ジェイン・アダムズ・ハル・ハウス」⁹⁾の館長・副館長をはじ

ピンで殉教されたJ.H.コベル¹⁴⁾、そして日本における社会的キリスト教の先駆者の一人であった友井楨¹⁵⁾等が中心になり、それに当時の関東学院の社会事業部や神学部の学生たちが積極的に関わった、ひとつのユニークな教育プログラム、教育的試みであった。わたしとしては、これこそが関東学院らしさであり、関東学院の歴史において、その神学教育



J.H.コベル



友井楨

史と共に決して忘れてはならないものであると考える。というのも、この神学教育とセツルメントこそは、横浜バプテスト神学校を創設し、“He lived to serve”とその墓石に刻まれたアーノルド A.ベネットと、学院のモットー「人になれ 奉せよ」を残された坂田祐、この両先生の教育における精神を具現化したものにはかならないからである。関東学院らしさのルーツ、関東学院教育の原点であると思う。しかし、まことに残念なことに関東学院は、それら両者をその歩みの中で切捨て、放棄してきたのであった¹⁶⁾。

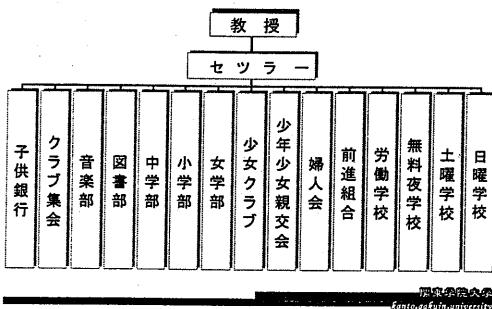
いま、関東学院のセツルメント運動に思いをはせるとき、それは単なる学院の幻ではなく、明確な教育理念に基づいた関東学院教育の「実験教室」作りであったと考えることができる。つまりそれは、ただ単に社会学や社会福祉に関する高邁な理念を教わる場であつただけでなく、またただ単に弱者への同情心を学んだのでもなく、ただ単に慈善・愛憐に

尽くすことを学んだのでもない。まさに“face to face”で共に生きるその空間の只中で、それぞれが一個の人間として共に学びあい共に成長しあう場、その意味での関東学院教育の現場であり、建学の精神の実験室であったと考えるのである。言葉を変えていうならば、あの関東学院セツルメントは、関東学院史における「異なるもの」理解への神学的・実践的試みへのプロローグであったと考えるということである。ゆえに、学院のアイデンティティ、学院の個性の構築が呼ばれる今日、この国際シンポジウムがそのテーマとする「セツルメント運動」を私どもが共に考えることとは、“Service Learning”¹⁷⁾という、わたしたち関東学院にとっては古くて新しいこの観点から、再度学院教育の理念とその実践に関し、私たち自身が考え、また具体的にそれを構築する第一歩になると確信するのである。

2. 関東学院セツルメントの目標

キリスト教と文化研究所

6. 関東学院セツルメント



ここで言うセツルメントとは、おおよそ以下の3項目を満たす事業に冠せられる用語であると理解することができる¹⁸⁾。

- ①そのコミュニティの一員としてその内に定住する。(共生的存在)
- ②隣人に対しては、同じ人間として、また一人の友として接する。(人格的関係)
- ③絶えず隣人の物質的精神的欠乏を救助し、

かつ、彼等を啓発善導してゆく。(友愛的教育的活動)

この活動は、まず定住することが条件とされたため、その活動には定住を意味する「セツルメント (settlement)」ということばが使われたのであった。

さて、以下の三つの文章は、関東学院セツルメントの創設者の一人である渡部一高の言葉であるが、その中に関東学院とそのセツルメント運動が目指したもののが読み取れる。

①「理論と実践、信仰と行為、これらの対立が若き青年学徒の現身中に挙揚されて、ひとつ生きた統一となつたのが我々のセツルメントである。実践の伴わぬ理論は盲目であると信ずると共に、我々は行為の伴わぬ信仰は死にしもの、信仰を欠く行為は無意義なものであると確信する。ゆえに両者の不可分性を呼びその完全なる一致を闘いとらんとする我々は一方においては純情の炎にきよめられ、他方においては水の如き理性に導かれて、ひたすら隠れた見えない努力を続けていく。これは単なる感情でもなく、手段でもない。それは厳然として我々に迫る至上命令であり、厳かに響く神の声である。」¹⁹⁾

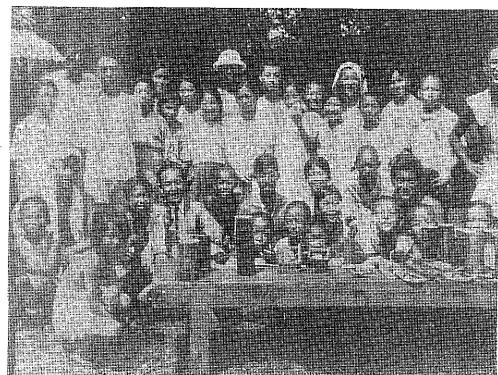
②「セツルメントなるものは、プチブルやイシテリが無産大衆と会い触れ合う唯一の接点である。そして宗教家が、教育家が、さては政治家が始めて……「人間」になることを学ぶ「道場」である。」²⁰⁾

③ 渡部一高が学生に教えた「セツルメント五箇条」なるものがある。

1. "Not alms, but friends."(慈善ではなく、友情を)
2. "Not to invite, but to go" (招くのではなく、(我々が) 出て行こう)
3. "Every activity educational." (すべての活動は教育的であるべき)
4. "The center not in an office but on the field." (中心となるべきところは事務所



関東学院セツルメント(1) コベル先生と



関東学院セツルメント(2) キャンプ風景



関東学院セツルメント(3) 少女クラブ

でなく、現場である)

5. "Work without enthusiasm and an ideal is vain." (熱誠さと理想のない仕事は、意味がない)。²¹⁾

以上見てきたように、関東学院セツルメントが、この学院教育の目指しているものの原点であり、そのための「実践の場づくり」の試みであり、具体的教育方法を模索する「実

験教室」、またそのから抽出される学院教育に対するひとつの有効な教育プログラムのモデルであったことは明らかである。そのような視点からもう一度先の渡部一高の言葉を照査するとき、昭和の初期に関東学院で試みられたそれは、まさに次章で述べる今日言うところの「サービス・ラーニング」そのものに他ならないと考えるのである。

第3章 新しい教育プログラムとしての「サービス・ラーニング」

1. 「受容の受容」

最近では日本でも、この新しい教育プログラムとしての「サービス・ラーニング」に関する興味は著しく、国際基督教大学が「サービス・ラーニングセンター」（所長：山本和）の開設および「サービス・ラーニング・センター室」の準備をするなど、各方面で研究や取り組みが盛んに行われている。²²⁾ ちなみにわたしの場合は、以前から「開発教育」²³⁾ に興味を持ち、長年「異なるものとの相互理解と共生」をテーマに、大学での講義のみでなく現場での実践を重んじ取り組んできた。そのような中、このことの一環として、当時校長職を兼務していた関東学院六浦小学校で児童への「総合的な学習」（環境問題や平和の問題）カリキュラムのひとつの取り組みとして関わり、必然的にこの事柄に取り組むようになっていったといえる。それは、NGOの「ZERI エデュケーション・ジャパン（旧 ZERI 鎌倉）」²⁴⁾ を通し元国連大学学長顧問でもあったG.パウリ²⁵⁾との出会いの中で、さらに当小学校で開催した環境教育に関するひとつの実践授業の際、米国のサービス・ラーニングの分野で15年近くの活動経験を持つスザン・ストレート²⁶⁾との出会いの中で、多くのヒントを与えられてきたのである。特に、彼女はニューメキシコ州サンタフェ市の「サービス・ラーニングセンター」のディレクター

で地域のサービス・ラーニングのネットワーク構築の中心的人物であった。「総合的な学習」の展開に窮していた日本が招いた新しい試みへの提案者の一人でもあった。彼女との出会いとその後彼女が送ってくれた多くの資料は、わたしのこれまでの取り組みへの確信と現在取り組んでいる「関東学院サービス・ラーニング・プロジェクト」への大きな励みとなっている。というのも、「人になれ

奉仕せよ」との建学の精神を持つキリスト教学校「関東学院」で中高時代を過ごし、今またその学院においてその教育活動の一端を担っているわたしにとっては、キリスト教精神に則った「平和・国際主義」、「奉仕主義」、そして「体験教育の重要性」を強調するこの「サービス・ラーニング」ほど、この学院の教育理念に相応しい教育プログラムはない再認識させられたからである。

2. 「サービス・ラーニング」の歩み

「サービス・ラーニング」は、アメリカの教育界で生み出された教育プログラムである。そこにおける重要なキーワードは、「奉仕主義」と「体験教育」である。まずこの「奉仕主義」という精神であるが、アメリカ合衆国においては「軍の徴兵制に替わるものとして、国家に対する市民としての奉仕期間」と考えられていたようである。後にその精神は、AmeriCorp²⁷⁾ や PeaceCorp²⁸⁾ のような組織へと受け継がれていた。他方、「体験教育」というテーマに関しては、教育学者であるJ.デューイ²⁹⁾が、「経験教育と子どもによるサービス」という新たな教育プログラムを提唱し、「省察的思考」、「地域中心の教育」、「他者への福祉を目指した活動的価値」の重要性を説き、次第に「サービス・ラーニング」の基礎を築いていったといえる。

また、この「サービス・ラーニング」を最初に教育現場に導入したのはE.L.ボイヤー³⁰⁾であるといわれている。1983年頃、彼は

学校の教育改革を試み、「放課後に市民性を養うための地域貢献活動」というキャッチフレーズで、この「サービス・ラーニング」という試みを学校の教育現場に導入したのであった。というのも当時、青少年のボランティア活動への参加率は伸びているものの、社会や学習への関心が著しく低いという、「ユースパラドックス」現象がアメリカの教育界で問題となっており、教育の現場では深刻な危機意識をもっていたからであった³¹⁾。

特に当時は、アメリカの大学教育のあり方に関して、「専門性や知識の習得に偏重した結果、健全な市民社会を築く上ではなはだ欠陥が多い」との指摘や批判が大学当局に多く寄せられていた。そのことへの危機感や反省から、アメリカ東部の大学長達は、学生たちに各種の奉仕活動を体験させることによって市民としての自覚や責任感を醸成させたいと願い、「キャンパス・コンパクト」と呼ばれる教育改革運動を提唱したのであった³²⁾。当初これは、多くが国内での地域社会への奉仕活動に重点をおいたものであった。しかし徐々に、この社会奉仕を国際的視野の中で、しかも異なる文化間の相互交流活動の中で行うということは、国際理解、国際平和、他者との共生や環境と開発等々、グローバルでクロスカルチャーな問題意識、および今を生きるわたしたちの実存的課題を学ぶ上で、極めて意義が深いと考えるようになり、昨今は「国際サービス・ラーニング」という視点に立ったプログラムを開発する運動も盛んに起こってきている。

1992年には、全米に先駆け、メリーランド州が、初めてこの「サービス・ラーニング」を高校の卒業単位として認める件で、法制化的動きを起こした。それに続いて数々の州でもこの「サービス・ラーニング」の法制化や必須化が進んでいる。現在米国では、全米の約32%の学校がこれを授業に取り入れており、州によってはカリキュラム開発や財政面

での支援も行われている³³⁾。

3. 「サービス・ラーニング」の定義と目標

「サービス・ラーニング」の定義に関しては多くの者が述べている。その代表的なものをここでは紹介しておこう。

①サービス・ラーニングは、「学生が一定の期間無償で継続して意味のある社会奉仕活動を体験することによって、それまで知識として学んだことを実際の体験に生かし、また実際の体験から生きた知識を学ぶ教育のプログラム」である。その際、「実際の奉仕活動をできるだけ有意義に行い、多くを学ぶために、必要なマナーや知識を事前に習得する準備のメカニズムが必要であると同時に、実際に体験したことを分析、反省、吟味して自らの知識に反映させる＜振り返り＞のプロセスが組込まれていることが大切」である³⁴⁾。

②サービス・ラーニングとは、「コミュニティ・サービスと学生の教科学習とを結び付ける教育活動であり、学校が単位認定する仕組みで運営され、現在アメリカの多くの学校で取り入れられている教育プログラム」である³⁵⁾。

③サービス・ラーニングとは、「地域に対する貢献活動を通して、学生たちがそれらの体験を省察し、アカデミックな教科の内容と連関させながら市民性を育していく学習プロセス」であり、「生きること（生活）と学習の連関を、奉仕体験活動を通してつかむことによって、市民として地域に積極的にかかわり、地域に貢献をするねらいをもった学習活動」のことである³⁶⁾。

第4章 「サービス・ラーニング」の理念

「サービス・ラーニング」を今の教育界に導入することは、まさに教育における「パラダイム・シフト」を意味する。その観点から

いくつかのことに関して述べてみたい。

(1) 体験教育の効果：「ドュナミス」と「エネルゲイア」

聖書は「力」を表す場合、「ドュナミス」³⁷⁾と「エネルゲイア」³⁸⁾という二つの言葉を区別しつつ用いている。「ドュナミス」は「ダイナマイト」の語源で、「内に蓄えられた力」を表す。川をせき止め、ダムを築き、そこになみなみと水がたたえられている状態。それはまさに私たちにある種の力を感じさせる。しかしそれは、まだ潜在能力としての力であって、働きとしての力とは区別されなければならない。つまりそのダムの口から具体的に水が注ぎ出され、タービンが回され、その結果家々に明かりが灯る時、私たちはそこに「エネルゲイア」を感じるのである。

教育に例えると、「ドュナミス」は一個の人間にどれだけ多くのものを詰め込むことが出来るかという観点から、その人間の力を評価しようとするものである。故にそこでは常に「量」が最大の問題になる。たくさんものが詰まっている学生は良い学生と評される。もちろんそこに詰まっているものは「知識」であり、その主人公は「頭」である。確かに学生時代の多くは、この「ドュナミス」としての力を求められ、時に知識の量でその存在自体までをも評価される。しかし、世の中に出て一個の社会人としてトータルな意味でその存在が問われるとき、人間の持つ力のもう一つの要素、「エネルゲイア」の重要性を知らされるのである。つまりここに言う「エネルゲイア」とは、自分が身につけた能力を自分の置かれた場で、最も価値の高い仕方で適切に働かせることが出来るかという観点から、その一個の人間のトータルな力を評価しようとするものだからである。ですから「エネルゲイア」は、「量」ではなくその「方向性」が最大の問題となるのである。自分もまた周りも幸せになるためには、自分の力をどう働かせたら良いのかと言うことが、最大の

関心事だからである。世の中はこの方向性にとても敏感である。どんなに素晴らしい学歴（ドュナミス）があったとしても、その力の働く方向（エネルゲイア）が少しでも狂っていると、人々は容赦なくそれを糾弾する。その時人々は「あなたは知識が足りない」とは言わない。「あなたは、知恵が足りない」と評するのである。「知識」は「頭」の問題であるが、「知恵」は「心」の働きなのである。この様に、両者の教育に於けるシステムは全く別ものなのである。

さて、この様な観点に立つ時、その対象の体力・年齢・知識の量に必ずしもよらない「サービス・ラーニング」こそが、いま「エネルゲイア」の欠如を露呈している我が国の教育界にあって、関東学院らしい教育が十分に評価されていく大きな切り口になりうると考える。

(2) 大学諸科学に対する統合力的効果：

“Differentiation”から“Integration”へ

「分かることは分けられる能力である」と言われるように、大学が求め、大学が与えてきた「学」は、たとえ同じ領域にあってもお互いが理解できないほど、それぞれの「学」が持つ固有のテーマは専門化し、細分化の一途を歩んできた。誰も知らない領域に立ち、未知の地を開拓する姿こそ研究者としての誉れであった。大学においては、もちろんこれを否定する必要はない。しかし今日、もう一つの学の「方向性」が必要とされているとはいえないだろうか。つまり、細分化した知の「再統合」という観点である。現実的なテーマの下に、今持ちえる個々の知を最も価値高く統合する知恵への希求ともいえる。この勇気ある実験データーこそ、実社会へとリンクできる大学がもつ新しい指標となるべきものではないだろうか。その様な観点から学生個々人が、具体的なサービス活動への参加を通じて、自己の可能性を見い出し、人に仕える意味を理解し、社会の構成員としての責

任感を構築できるとするならば、それは大学が提供する諸科学 (differentiation) を日常生活の上でもっとも価値高く統合 (integration) するための実践をしていることになると確信する。

(3) 心の教育への効果：「見えるもの」と「見えないもの」

さて最後に、心をはじめとしたこの「見えない世界」に、どれだけの価値と意味があるのか、考えてみたい。草花の成長を例にとろう。

草花の成長というと、わたしは幼き頃の次のような実験を思い起こす。それは、まず透明なガラスの容器に水を入れ、その上に球根を置き、そしてその植物の成長を観察するというものであった。さあ、ここで問題が出された。「いったい、この球根はどこから成長したのか?」「いきなり芽が出て、茎が伸び、葉がつくのか?」答えは、「否! 否!」である。ご存知のように、先ず、その透明なガラスの器が真っ白に見えるほどに、根が生え茂る。そしてそれからゆっくり芽が出て、茎が伸び、葉がついてゆくのである。この順序は決して逆になることはない。なぜならば、これが成長の構造 (秩序) だからである。

さて、今思い出した花の球根を用いた実験は観察用なので、透明なガラスの器を通してその植物全体が見えるようになっていた。しかし通常、根は土の中に隠れていて「見えない部分」である。つまり、この実験が教えている大切な点は、「見えない部分(根)」が「(地上の) 見える部分」より先に成長することである。なぜならば、「見えない部分(根)」が「(地上の) 見える部分」を支えていくからである。

昔から「三つ子の魂百までも」とあるように、人間の場合もまったく同じである。この両者の関係が逆転することは決してない。例えば、もし土が薄く、下に岩やアスファルトなどがあり、十分に根が張れないうちに茎がのび、葉が茂り、大きな木になってしまった

とするならば、それこそ一大事である。ひとたび激しい風雨にさらされると、その木はたちまち倒れてしまう。これを人は「見かけ倒し」と言う。人間の不幸の大半はここに起因するのである。

さて、このような観点から考えると、われわれがサービス活動に参加すること自体は、まず他人を思いやることの必要性を理解して始めることを意味する。しかしその理解は、実際に他人のために働くことを体験することによって、それは頭の中に蓄積されるだけの単なる理解 (知識) に終わるのでなく、実体験に裏付けられたもの、身体性を持った知恵となるのである。「サービス・ラーニング」が「心の教育 (Education of Hearts)」ともいわれるゆえんである。

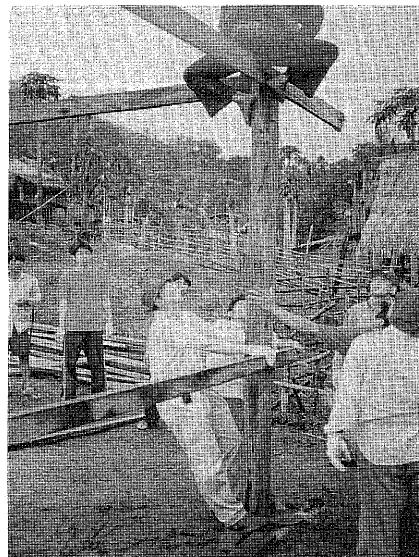
第5章 関東学院における「サービス・ラーニング」：子供たちの夢はこぶ大学生

以上見てきたような観点から考えると、「人になれ 奉仕せよ」を校訓に持つ関東学院にとって、この「サービス・ラーニング」という概念自体は、目新しいものでも耳慣れないものでもない。むしろ大学宗教教育センターを中心に試みられてきた様々な学生活動や、建学の精神の内実化を求める各学部が取り組んできた開講科目及び国際交流のような学部プロジェクトを、今日われわれは「サービス・ラーニング」という一つの概念のもとに理解 (再構築) しようと試みているのである。大学宗教教育センターでの「C-Project (Christian Projects)」や「The Fellowship」の取り組み、人間環境学部での「国際ボランティア」講座、文学部での「総合講座 I (ボランティア)」での取り組み、教養ゼミナールでの寿町の「越冬活動」、「小規模ホーム支援」、「さなぎ達の家」等を中心とした各種の取り組み、そして今回紹介したいと考えている、関東学院大学文学部と関東学院六浦小学校と

を結んだ、タイ国チェンマイ山岳地区少数民族(カレン族)への国際ボランティア等々は、関東学院における「サービス・ラーニング」構築への具体的な好材料といえよう。

今回ここに紹介するのは、関東学院大学文学部での“SERVICE LEARNING”的取り組みと関東学院六浦小学校の「奉仕教育」との取り組みがうまくマッチした例で、本学院一貫教育のよいモデルになるのではと考えている。

文学部では、1990年より毎年、日本バプテスト同盟³⁹⁾がタイへ派遣している大里英二・エミ宣教師の協力の下、タイ国チェンマイ山岳地区少数民族(カレン族)⁴⁰⁾への国際ボランティア活動を続けている。これは2003年度からは比較文化学科の「ワールド・スタディII(タイ)⁴¹⁾」という正規の科目となる。通常の日程は2週間程度で、参加者の構成は、教員若干名、学生10-15名、現地スタッフ3名で、総勢20名ほどの構成である。タイ国北部の町チェンマイより3台のジープに分乗し、6時間ほど登ったチバレ地区(ティワタ村)をベースキャンプとし、山間部に点在する目的地(水道も電気もない村)へと向かう。チバレ地区(ティワタ村)には関東学院六浦小学校がここ10年ほど支援を続けている教会寮がある。山間部に点在する村から小・中学校のある村までは片道でも10時間以上(遠い生徒は歩いて2日)かかるからである。大学



山の村でのワーク新教会堂建設(3)

文学部の支援は、その教会寮に子供を送ってくる小さな上の村々(約40ほどあると聞く)の生活向上プロジェクトである。毎年のプロジェクト内容は、現地の牧師・宣教師を通じ村の人々と協議の上決める。初年度は水道工事、二回目三回目は村人と共に、村の雨季時のシェルターをかねるチャペルを建設した。今年度(2003)は、文学部比較文化学科に設置された「ワールドスタディII(タイ)」の最初の企画である⁴²⁾。バンコクのスラムでの活動、チェンマイでのシェルターでの活動、そして山間部の村での国際ボランティア活動を予定している。

これらのプロジェクトの目標は、具体的には、次世代を担う山間部の村の子供たちが教育を受けられる環境を提供することを通して、参加学生のより深い異文化理解を実現し、共生の精神を涵養する事にある。写真にあるように、上の小さな村々では子供も大切な労働力となっている。特に歩いて数時間もかかる泉からの水汲みは彼らの主な仕事である。児童の就学には、過酷なこれらの諸労働より彼らを解放する手立てが必要となる。さらに深刻な問題は、大家族で暮らす村では、適度

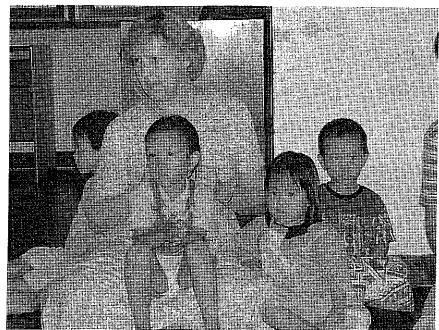


山の村のワークに上がる学生



山の村の光景(3) 子供

な労働力である児童（小・中学齢児）は同居可能であるが、子供が12—13才を過ぎると、結婚できない子供は扶養の対象から外されるということである。多くは街に出て行くが、その際問題点が二つある。一つは、出生届等の社会的知識のない山岳少数民族には、結果として市民権が与えられていないことである。そのためとえ町に出ても就職は困難をきわめる。それに加えて、就学のチャンスがなく共通言語であるタイ語の習得が出来ていない場合、その生活環境は容易に人権問題を孕むことになる。現在、山岳部だけでなく、チェンマイ市内の女子のシェルター（不当に搾取されたり、風俗業で働くかされている女子の保護と職業訓練を目的とする）やエイズ感染母子のためのホスピス設置の取り組み



愛の家(2)

等⁴³、そのプロジェクトは拡大しつつある。

さて、これらの村々からの子供を受け入れ児童の就学に努力しているのが、大学プロジェクトのベースキャンプのあるチパレ地区ティワタ村のカレン・バプテスト・コンベンション（TKBC）所属、ファイナムカオ教会⁴⁴である。そして関東学院六浦小学校はこの寮の子供たちを10年以上にもわたって支えている⁴⁵。この村は、チェンマイから車で6時間の山の中にあり約300所帯が暮らしている。この村までは、子供たちが通学する幼稚園、小・中学校がある。しかし山奥で電気、水道、ガスのない生活をしている村にもまだ多くの子供たちがいる。カレン・バプテスト・コンベンションのダウ牧師は、1992年に家が遠くて学校に通えない子供たちのためティワタ村に教会寮を建てた。床に竹を敷き、屋根は木の葉をのせただけの粗末な高床式建物で、寮費は一月100バーツ（約350円）であった。しかしそれでも寮費を払えない親が多かったためすぐに経営難に陥り、運営できない状況になってしまった。チェンマイ在住の日本バプテスト同盟の宣教師、大里英二（元六浦中高教員）から関東学院六浦小学校に援助の依頼があり、直ちに当校の教師と保護者有志が現地に向かった。チパレ地方は冬には零度近く気温が下がる中、子供たちは夏の服装のまま床にゴザを敷き毛布一枚で寝ていた。電気のない生活であった。食事はごはんにおかずが一品だけであった。ここから関東学院六浦小



ニューライフセンター(2) アカ族の少女

学校の取り組みは始まった。まず子供たちのために冬用の古着を集めすぐに送った。また経済的な支援も卒業生を中心に会が作られ開始された。この会の支援活動は現在も継続している。

児童主体の取り組みは3年前から始められた。まず児童議会でチバレ村の教会寮支援に



ハイナムカオ教会寮(1) 支援物資

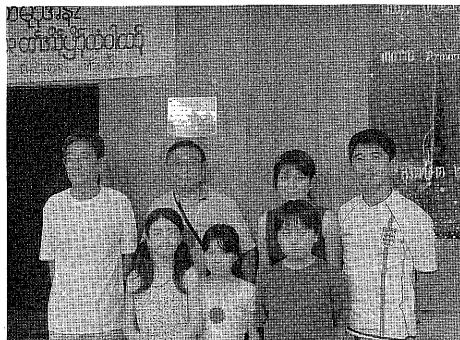
について議論し、自分たちができることはなにかを3年生から6年生の議員たちが話し合った。その年度は、献金活動とクリスマスカード作りを計画した。児童たちの熱心な取り組みに動かされ、ぶどうの会(P.T.A.)も募金活動を始めた。児童のクリスマスカードと多くの方々の献金・献品は、有志の教師たちによりダウ牧師に手渡された。その年ダウ牧師はそのお金で木造の寮を一棟建てることが出来た。しかし資金不足で、その段階では床が半分しか張れなかった。それでも六浦小学校からの献金により新たに44人の山の子供たちが学校に行けるようになった。

2001年度の児童議会では、子供たちがもっと体を使った奉仕活動をしようということになった。古着を集めてバザーに児童会の店を出し販売して、売り上げを献金することにした。子供たちは、全校に呼びかける文章を作り、集まった古着を種類ごとに分類し、バザー当日は議員全員で仕事を分担して販売した。父母の方々もチバレ・スマイルという店を開き協力した。古着市の売り上げとぶどう

の会からの献金およびクリスマスカードは、やはり手弁当の教師有志の手で直接ダウ牧師へ渡された。

更に2002年度は、児童会の中に「チバレ委員会」が設置され、その取り組みは一段と進み、児童からの献金、卒業生の会からの献金、ぶどうの会(P.T.A.)からの献金でさらにティワタ村に新しい女子の寮が建てられた。現在寮生の人数は148人になっている。しかしながら多くの子供たちが学校に行きたいのに行けない状況は続いている。

また2003年度には、記憶に残るであろうひとつ出来事が企画された⁴⁶⁾。新しい寮が完成したのを記念して2003年8月24日(日)に献堂式が執り行われることになったので、これを機会に、関東学院六浦小学校の3名の児童とその親で「第一回タイ訪問団」が結成さ



ハイナムカオ教会寮(3) 献堂式

れ、子供たちもティワタ村に行くことになった。私(校長)と教員(2名)のほかに、5年生の権田雄大、4年生の勘田ひかる、片岡由布子、そしてそれぞれの父兄たちが参加し、すばらしい交流の時を持った。その式典で披露された、今回関東学院六浦小学校の支援で完成した新しい教会寮の入り口には、次の言葉が刻まれている。

"This dormitory was donated in the spirit of Christian love by the students, parents, and staff of Kanto Gakuin Mutsuura Elementary School, Yokohama, Japan."⁴⁷⁾

写真資料

1. ティワタ村の教会と生徒寮



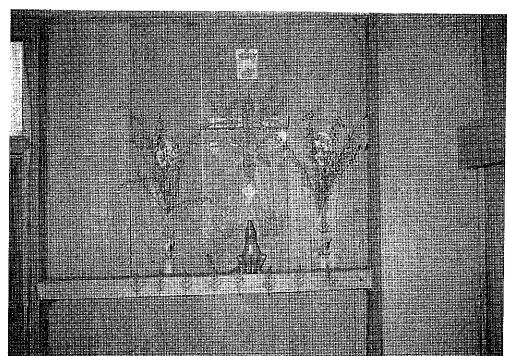
ティワタ村ファイナムカオ教会(1) 入り口



ファイナムカオ教会(2) 現在の教会堂



ファイナムカオ教会(3) 現在建築支援中の教会等



ファイナムカオ教会(4) 教会員の家で見た祭壇



ファイナムカオ教会寮(1) 支援物資



ファイナムカオ教会寮(2) 子供たち



ファイナムカオ教会(5) 礼拝

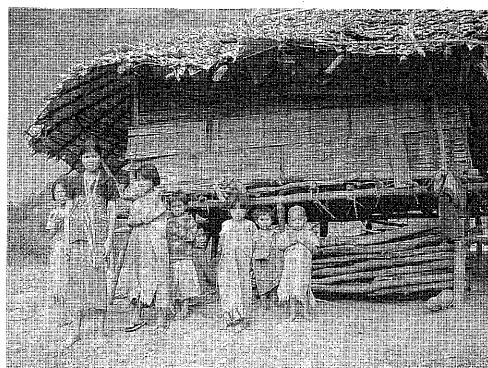


ファイナムカオ教会寮(3) 献堂式

2. 国際ボランティア活動



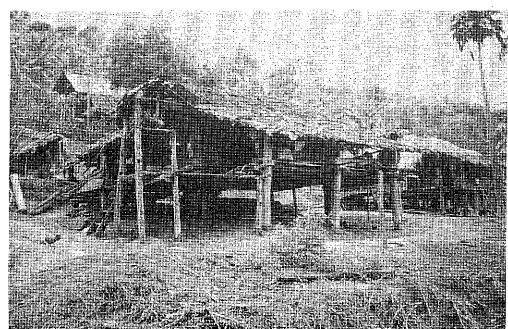
山の村のワークに上がる学生



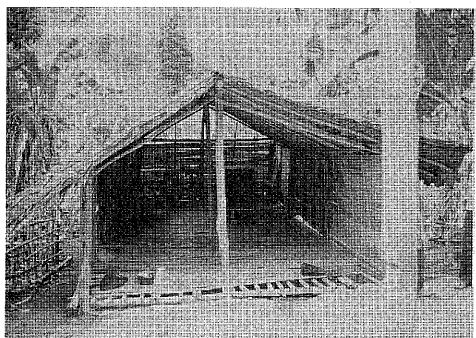
山の村の光景(1)



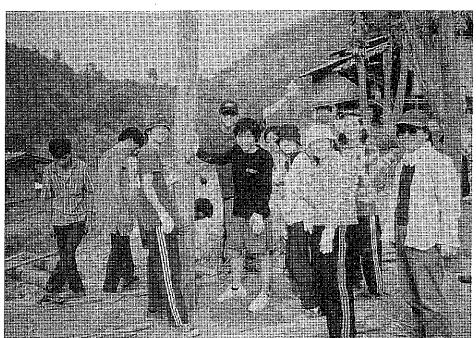
山の村の光景(2) 子供



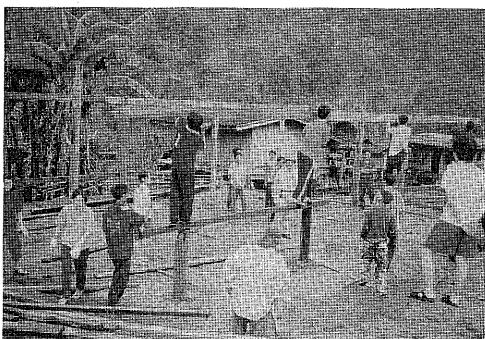
山の村の光景(3)



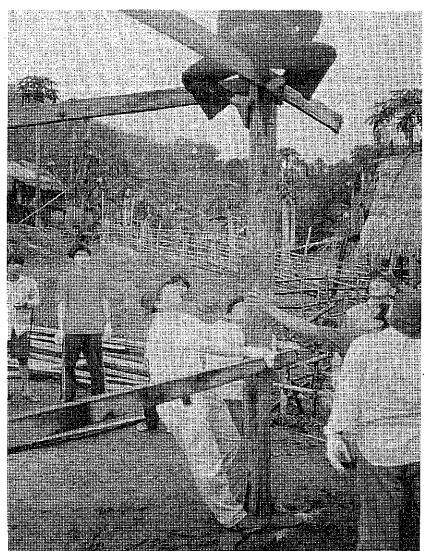
山の村の光景(4) 旧教会堂



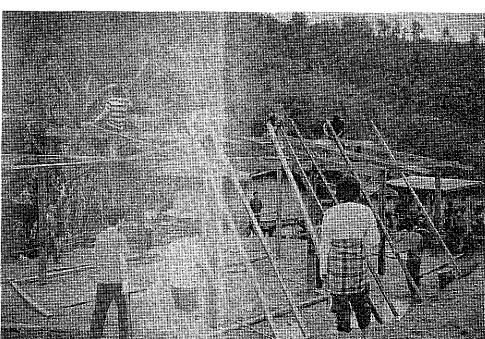
山の村でのワーク新教会堂建設(1)



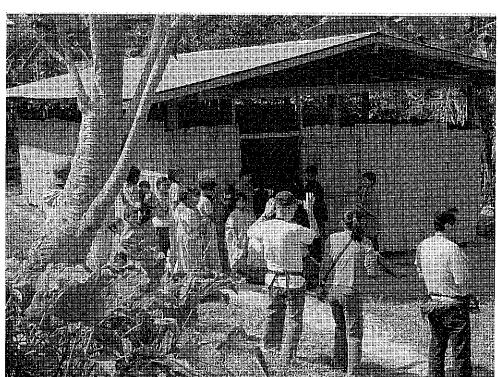
山の村でのワーク新教会堂建設(2)



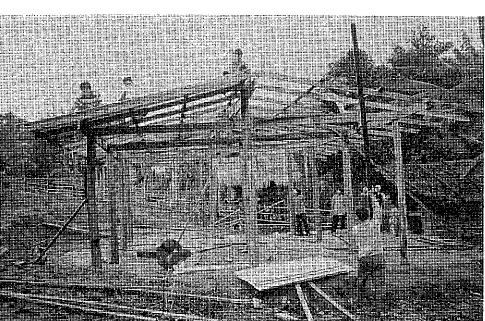
山の村でのワーク新教会堂建設(3)



山の村でのワーク新教会堂建設(4)



山の村でのワーク新教会堂完成

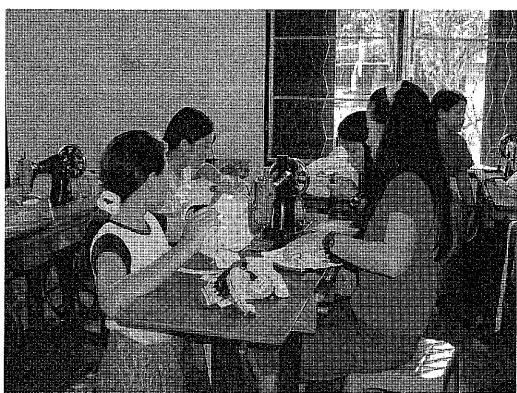


山の村でのワーク新教会堂建設(5)

3. チェンマイ市内の NGO 訪問



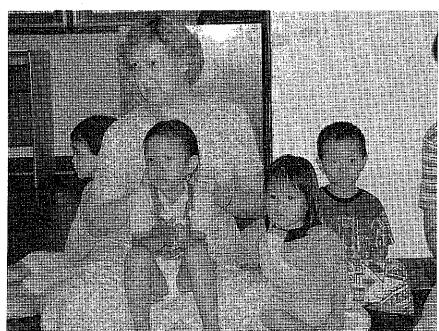
ニューライフセンター(1) アカ族の少女



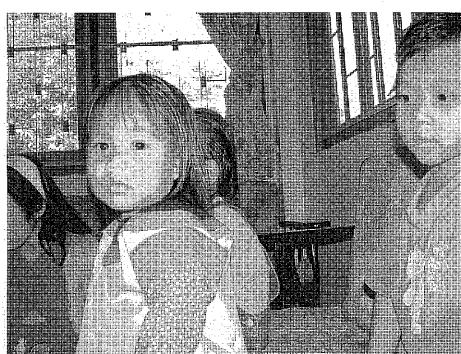
ニューライフセンター(2) 少女たちへの職業訓練風景



愛の家(1) チェンマイ市内のエイズ感染母子のホスピス



愛の家(2)



愛の家(3) 子供たち

註

- 1) 中学関東学院は、1919年1月27日、横浜開港記念会館で創立の披露式を行った。同年4月の入学式のとき坂田祐は、この「人になれ 奉仕せよ」を校訓として示した。また、1963年4月22日の大学礼拝において、「建学の精神」と題してこれを語っている。関東学院編『道しるべ—関東学院とキリスト教教育』、ヨルダン社、1987年、p.17f、p.75。
- 2) キリスト教の聖書に示される「神」の意味である。
- 3) 関東学院大学文学部での取り組みを紹介すると、文学部では、1997年度から各学部で始まった国際交流プログラムを、三年目から「文学部国際ボランティア・プロジェクト」として展開した。それは、外国の知識人を招き交流する、または他の国々を訪問し交流を深め見聞を広めるというだけでなく、この交流体験を通して、特に本学の建学の精神である「人になれ 奉仕せよ」を具現化させる教育プログラムを目指していた。それは今、文学部比較文化学科の「ワールドスタディ」という科目、特に「ワールドスタディII(タイ)」に引き継がれている。
- 4) ベネットに関しては、高野進著『A.A.ベネット研究』、ヨルダン社、1995年およびベンネット夫人著、多田貞三訳『アルバート・アーノルド・ベネット その生涯と人物』、神奈川新聞社出版局、1985年等を参照。
- 5) アメリカ北部バプテスト海外伝道協会から派遣された宣教師、アルバート・アーノルド・ベネットは、日本における神学教育の必要を感じていた。神学校は、1884年ブラウン宅で行われた京浜の宣教師会でベネットの提案を決議する形で可決され、同年10月6日(月)、横浜の山手に「横浜バプテスト神学校」として開設された。これが関東学院の源流である。
- 6) 坂田祐に関しては、坂田祐著『恩寵の生涯』、1966年、坂田祐先生記念事業委員会編『坂田祐と関東学院』有隣堂、1973年。関東学院編『道しるべ—関東学院とキリスト教教育』、ヨルダン社、1987年参照。
- 7) 前掲書関東学院編『道しるべ』、p.17f および p.75f 参照。
- 8) これは、東ロンドンの貧民街で労働者の実生活を自ら体験しながら貧しい人々に関わり続けたセツルメント運動の生きの親、アーノルド・トインビー(Arnold Toynbee, 1852-1883)を記念して設立されたもので、世界中のセツルメント運動の象徴的存在であるといえる。
- 9) ジェイン・アダムス(1860-1935)は、米国

セツルメント運動の中心的存在であったハル・ハウスを設立(1889年)した著明な社会事業家であり、また、婦人参政権・平和運動等多方面に活躍した人物である。

- 10) 今回関東学院大学を会場校(2003.7.25)として、「関東学院大学人間環境研究所」、「関東学院大学キリスト教と文化研究所」および「大阪市社会福祉協議会デザイン史フォーラム」の共同企画の「<第3回> アーツ・アンド・クラフト・セツルメント国際会議 横浜・大阪 2003」(2003.7.25-7.29)が開かれた。この会議は第1回が2001年にシカゴのハル・ハウスで、第2回が翌2002年にロンドンのトインビー・ホールで開催され、今回の「横浜・大阪2003」で第3回目を迎えた。戦前の日本には、例えば横浜には関東学院セツルメントが、大阪には北市民館をはじめとする大阪市のセツルメントなどがあり、地域福祉に重要な役割を果たしていた。今回そのようなゆかりの地に、トインビー・ホールとジェイン・アダムズ・ハル・ハウス博物館の各館長と副館長を迎えて、横浜では関東学院大学で講演会とシンポジウム、東京での見学会、そして大阪でもセミナーや見学会が持たれ、文化の違いや芸術文化と社会福祉といった活動領域の違いを超えた国際的かつ国内的な交流の場を作れたことは有意義であった。(http://www.let.osaka-u.ac.jp/bigaku/text/new-settlement.html 参照)
- 11) 1938年3月15日の記述もある。
- 12) 関東学院編『関東学院百年史』、p.364-p.367、p.1010参照。
- 13) 関東学院編『関東学院百年史』、p.439-p.440および富田富士雄著『渡部一高先生の人・学問・思想』、『関東学院大学文学部紀要』、第21号、1976年参照。
- 14) 大島良雄著『日本につくした宣教師たち』、ヨルダン社、1997年、p.299-p.316、「J.H.コベル小伝」参照。
- 15) 関東学院編『関東学院百年史』、p.431f 参照
- 16) この二つの事柄は、当時のSCM運動と関連があると感ずる。関東学院編『関東学院百年史』、p.368-p.380。なお、関東学院セツルメント閉鎖に関する記録に關し、財団法人関東学院理事会の議事録(1937.2.27)と第8回日本バプテスト東部組合常任理事会(1937.3.19)記録(3.23)とではニュアンスが違う。前者には「関東学院セツルメントは本財団の事業として經營することは違法」を「違法」とし、そこに「不適當」と字句の訂正がしてある。後者にはそれはない。

- 17) 本稿第3章を参照。
- 18) この定義は、大原社会問題研究所、中央社会事業協議会編『日本社会事業年鑑』、大原社会問題研究所出版部、1922年を参考としている。
- 19) 関東学院大学資料室編『関東学院セツルメント記録』、関東学院大学資料室1988年製本、関東学院編『関東学院セツルメント』、1930年、p.2、参照。
- 20) 吉島正一編「一事一言」、『関東学院セツルメント月報』No.6、1937年、参照。
- 21) 渡部一高著『関東学院セツルメント』、1930年、p.10、参照。
- 22) 大学・短大における学生ボランティア活動支援連絡会議「開催レポート」(2003.7.4)。国際基督教大学サービス・ラーニング・センター長の山本和は、サービス・ラーニングを大学のカリキュラムとして本格的に導入した経緯と成果、また日本ではまだ取り組みのない「サービス・ラーニング・センター室」の設置に取り組むとともに、社会に対する学生の関心を高めながら、地域社会や国際的に貢献する活動の機会づくりを模索している現状について報告した。
http://www.tvac.or.jp/tvac/reports/each/307_daigaku.html 参照)
- 23) 開発教育協議会編『「開発教育」ってなあに? ~開発教育Q&A』、開発教育協議会発行、1998年参照。
- 24) 吉野美耶子を代表とするNPO。グンター・パウリ(ZERIの創設者、元国連大学学長顧問)が世界で最初に提唱した考え方、ゼロエミッショーン(廃棄物ゼロ)となるような循環型社会を目指すための、環境教育及び環境保全を図る活動をしている。ZERI物語を教材としたセミナーを過去3回実施している。
- 25) グンター・パウリは、1956年にベルギーで生まれ、1982年INSEAD(欧州のビジネススクール)MBA取得。1991-93年に世界初のエコロジカルな工場「ECOVER社」設立。1994-97年には国連大学(東京)の学長顧問として「ゼロ・エミッショーン」構想を発案、提唱。2000年にはドイツハノーバー万博で、ZERI財団として、ゼロ・エミッショーン理念を表現した「竹のパビリオン」出展した。関東学院六浦小学校は、彼の構想のもとに環境教育を目指す「ZERIエデュケーション・ジャパン」の協力を得て、パウリを招いての公開授業や講習会を開き、ゼロ・エミッショーン理念に基づくモデル校となっている。
- 26) スーザン・ストレートは、米国ニューメキシコ州・サンタフェ在住で、サービスラーニングのコーディネーターとして30年のキャリアをもつ。「Center for Service Learning Opportunities in Education」の代表。
- 27) 国に貢献する活動。
- 28) 海外に貢献する活動。
- 29) サービスラーニングのねらいである自発的・主体的・問題解決的・体験的学习や自己の生き方を考える学习の教育哲学の根拠は、デューイに求めることができる。杉浦 宏編『日本の戦後教育とデューイ』、世界思想社、1998年およびジョン・デューイ著、市村尚久訳『学校と社会・子どもとカリキュラム』、講談社学術文庫、1998年、参照。
- 30) アメリカ教育界の指導的リーダー。E.L.ボイヤー著、中島章夫監訳『ベーシックスクール アメリカの最新小学校改革提案』、玉川大学出版部、1997年、参照。E.L.ボイヤー著、喜多村和之訳『アメリカの大学・カレッジ 大学教育改革への提言』、玉川大学出版部、1996年、参照。
- 31) 近年米国では、「ユースパラドックス」とよばれる青少年の社会参加におけるパラドックス現象がおこっている。これは、青少年のボランティア活動の参加率が近年高くなっているものの、社会や学習への関心は著しく低くなっているというものである。このような青少年をめぐる社会背景から、米国で10年ほど前から注目をあび、着手されてきた学習法が、「サービス・ラーニング」である。
- 32) 「キャンパス・コンパクト(Campus Compact)」と呼ばれるこれらの運動は、今では500以上の大学が何らかの形で関わっていると言われている。
- 33) メリーランド州は教育課程にサービスラーニングを取り入れている全米で唯一の州である。
<http://www.geocities.co.jp/SweetHome-Ivory/8779/usa/usa-volunteer.html> 参照。
- 34) 山本和著「新しい教育プログラム『サービスラーニング』とは何か」、国際基督教大学サービスラーニングセンター (<http://subsite.icu.ac.jp/slc/j/>) 参照。
- 35) 「サービスラーニングに関するデーター」(http://www.world-children.or.jp/service/sl_data.html、および<http://www.world-children.or.jp/link/uslink4.htm>) 参照。
- 36) サービス・ラーニングは、コミュニティ・サービスと教科学習をつなげアカデミックな学問を学ぶ社会貢献型の体験学習で、以下の5つの要素が含まれることが必要とされている。①地域のニーズを満たすこと(地域の課題解決をめざすこと)、②アカデミックな学問としてサービスをカリキュラムに取り込むこと、③生徒が考え、振り返る時間や機会を持つこと、④クラスや学

- 校を超えた地域と連動した学習の展開があること、⑤他人を思いやりいたわる感性を養うこと、である。
- 37) 「力、強さ、権威、権力、能力、奇跡」を表し、新約聖書では119回使用されている。
- 38) 「働く、活動する」を表し、新約聖書で「働く、実現する」の意味では12回、「効果的であることが分かる」の意味では9回使用されている。
- 39) 日本バプテスト同盟は、1873年にアメリカン・バプテスト（旧北部バプテスト）から派遣されたネーサン・ブラウンとジョナサン・ゴーブル両師夫妻の宣教から生まれてきた群れである。同年、横浜第一浸礼教会（今日の横浜バプテスト教会）が設立されたが、この教会は日本のプロテスタント教会の中では2番目に古い教会である。アメリカン・バプテストの宣教師、A.A.ベネットにより創設された「横浜バプテスト神学校」をその源泉として持つ関東学院は、現在「日本バプテスト同盟」の協力団体となっている。
- 40) タイ国内にカレン族は約30万人いると言われている。カレン族はビルマの南部、タイとの国境周辺の山岳地帯に多く住んでいるが、その一部

42)

2003年度文学部ワールドスタディⅡスケジュール (タイ山岳少数民族地区での国際ボランティア研修)			
日 程	内 容		宿泊地
	A班	B班(緊急避難用プログラム)	
第一日 2/24 火曜日	成田集合第二ターミナル団体受付カウンター→成田発 TG641(B747) 10:30a.m.→バンコク着 15:30p.m.→バンコク市内のホテル着		④、 バンコク (15人)
第二日 2/25 水曜日	バンコク市内のホテル出発 研修1 タイ都市部の文化について(1)「スラムにおけるボランティアの働き」 バンコク市内のホテル着		④、⑤、⑥、 バンコク (15人)
第三日 2/26 木曜日	バンコク市内のホテル出発 研修2 タイ都市部の文化について(2)「タイの上流社会の文化について」 バンコク発 TG641→チェンマイ着 (18:25)→ダウントウン・インホテル着		④、⑤、⑥ チェンマイ (15人)
第四日 2/27 金曜日	研修3 タイ北部古都チェンマイ山岳地区少数民族(トライバル)の文化 午前:「エレファント・キャンプ訪問」、「カレンコーヒー」訪問(トライバル支援のNGO) 研修4 午後:大里先生講義1 「タイにおけるエイズの問題」 希望の家訪問→ダウントウン・インホテル着		④、⑤、⑥ チェンマイ (15人) 4 WD 3台確保
第五日 2/28 土曜日	ダウントウン・インホテル発 研修5 午前:「ジョムトン教会寮視察」 ティワタ村着 研修6 午後「ティワタ村教会寮での交流会」 ティワタ村泊	チエンマイ市内	④、⑤ ティワタ村泊 (15人) 4 WD 3台確保
第六日 2/29 日曜日	研修7 「朝拝出席」 研修8 午前:「聖日礼拝出席」 研修9 午後:大里先生講義2 「カレン族のキリスト教受容の問題」 午後:ティワタ村出発→クルディ村着 研修10 夕拝参加「村人との交流会」 クルディ村泊	チエンマイ市内	4 WD 3台確保 村泊 (15名) チエンマイ (0名)
第七日 3/1 月曜日	研修11 午前:村でのワーク 村の教会堂建築作業(ベンキ塗り) 午後:クルディ村出発→ティワタ村着→ティワタ村泊	チエンマイ市内	4 WD 3台確保 村泊 (15名) チエンマイ (0名)

が東に移住してタイ国内に住むようになった。もちろん彼らが移住した時には国境の概念などなかった。タイ国内に住むカレン族に福音が届いたのは1882年、ビルマのカレン族によってであった。それ以来ビルマのカレン族が多く宣教師をタイに送り教会形成を助けたが、第二次世界大戦時に皆タイを離れるを得なかった。戦後、タイ国・カレンバプテスト・コンベンション(T.K.B.C.)が組織され、現在ではアメリカ、イギリス、スウェーデン、そして日本からの宣教師が協力してカレン族と共に働いている。

- 41) 関東学院大学文学部比較文化学科教授、森島牧人の担当する専門科目4群に属する講座である。本講座のテーマは、「タイ国山岳少数民族(カレン族)への調査とボランティア実習」である。履修者は、タイ・チェンマイ地区山岳少数民族(カレン族)への現地調査及びカレン族の村への国際ボランティア活動を義務づけられている。国際ボランティア実施時期は2月後半から3月前半の約2週間である。履修者はそれに先立ち、その事前研修として秋学期期間に研修領域に関する講義を履修しなければならない。半期の講義と現地研修をあわせて4単位が与えられる。

奉仕教育における実践的研究序説

第八日 3／2 火曜日	研修12 村でのワーク2 午前：教会堂建築作業（屋根工事） 研修13 村でのワーク3 午後：教会堂建築作業（屋根工事） ティワタ村に宿泊	チエンマイ市内	4 WD 3台確保 村泊（15名）	チエンマイ（0名）
第九日 3／3 水曜日	ティワタ村発 研修14 「TKBC聖書学校訪問」（大里先生講義3）「タイにおけるキリスト教の働き」 ダウンタウン・インホテル着 研修15 夜：「反省会」 ダウンタウン・イン泊		④、⑤ チエンマイ（15人） 4 WD 3台確保	
第十日 3／4 木曜日	ダウンタウン・イン発→チエンマイ空港着→チエンマイ発→バンコク着→バンコク発→成田着→解散		⑥ 帰国	

* A班 B班に関しては、A班が通常のコースを意味し、B班は病気等の学生が生じた場合、その学生をチエンマイで預かってもらう場合を想定して立ててあるコースの意味です。

- 43) 大里エミ夫人は、カレン・バプテスト・コンベンション婦人部のアドヴァイザーとして、また「ニューライフセンター」での働き手として奉仕している。「ニューライフセンター」とは、山岳民族の少女たちで、売春の犠牲になった者、またはその危険性が高かった者たちを保護している施設である。エミ夫人はこのセンターの役員として少女たちが製作している山岳民族人形を日本へ販売する責任を担っている。人形の売り上げは少女たちの収入となり、援助に頼るだけではなく自立を促すプログラムとなっている。
 44) タイ・カレン・バプテスト・コンベンション(T.K.B.C.)に所属し、ダウ牧師により牧会されている「カイナムカウ教会」のことである。
 45) 読売新聞2003年8月9日「支援先のタイ訪問」、

毎日新聞2003年9月13日「寮完成喜ぶ子供たち」、毎日小学生新聞2003年9月29日「学校へ行きたい願いかなう」、2003年9月30日「一番近くの村まで遠かった」、2003年10月1日「自立、学校が生きる支え」、キリスト新聞2004年1月24日「タイの村に寮ができた」、等参照。

- 46) 関東学院六浦小学校チパレ委員会編『ぼくたちの国際ボランティア』(DVD版)、2003年、参照。
 47) ティワタ村にあるカイナムカウ教会生徒寮の献堂式に、以下の内容の名盤がその戸口に取り付けられた。「この寮は、日本の横浜にある関東学院六浦小学校の生徒、保護者および教職員らのキリスト教に基づく愛の精神によって寄贈されたものである。」

参考文献

- ・ C. B. Tenny, K. Watanabe, "Kanto Gakuin Settlement", 坂田記念館所蔵、年代不明
- ・ Kazutaka Watanabe, "Mr. J. H. Covell and Kanto Gakuin Settlement", Kanto Times, No.9, 1950.
- ・ J. Howard Covell, "The Mabie School Social Settlement", Japan Baptist Mission Annual (JBMA), 1931.
- ・ J. Howard Covell, "Educational Institutions, Kanto Gakuin. The department of Social Administration" Japan Baptist Mission Annual (JBMA), 1931.
- ・ J. Howard Covell, "In the Shadow of smokestacks, Yokohama, Japan Baptist Mission Annual (JBMA), 1934.
- ・ 大島良雄著『日本につくした宣教師たち』、ヨルダン社、1997年
- ・ 太田孝子著「三浦三郎とセツルメント活動」、『明治学院大学キリスト教研究所紀要』、第30号、1998年
- ・ 大原社会問題研究所、中央社会事業協議会編『日本社会事業年鑑』、大原社会問題研究所出版部、1922年
- ・ 開発教育協議会編『「開発教育」ってなあに? ~開発教育Q&A』、開発教育協議会発行、1998年
- ・ 関東学院編『道しるべ——関東学院とキリスト教教育』、ヨルダン社、1987年
- ・ 関東学院編『関東学院百年史』、神奈川新聞社、1984年
- ・ 関東学院六浦小学校チパレ委員会編『ぼくたちの国際ボランティア』(DVD版)、2003年
- ・ キリスト新聞2004年1月24日「タイの村に寮ができた 関東学院六浦小学校 支援活動がビデオに」
- ・ 関東学院大学資料室編『関東学院セツルメント記録』、関東学院大学資料室製本、1988年
- ・ J.H.コベル著『バプテストの社会事業』、『基督教報』、1934年
- ・ 財団法人関東学院理事会議事録(1937. 2. 27)
- ・ 坂田祐著『恩寵の生涯』、待晨堂、1966年
- ・ 坂田祐先生記念事業委員会編『坂田祐と関東学院』有隣堂、1973年

- ・杉浦 宏 編『日本の戦後教育とデューイ』、世界思想社、1998年
- ・第8回日本バプテスト東部組合常任理事会（1937.3.19）記録（3.23）
- ・高野進著『A.A.ベネット研究』、ヨルダン社、1995年
- ・ジョン・デューイ著、市村尚久訳『学校と社会・子どもとカリキュラム』、講談社学術文庫、1998年
- ・富田富士雄著『渡部一高先生の人・学問・思想』、『関東学院大学文学部紀要』、第21号、1976年
- ・西内潔著『日本セツルメントの研究』、宗高書房、1959年
- ・日本バプテスト宣教100年記念史編集委員会『日本バプテスト宣教100年史』、日本バプテスト宣教100年記念委員会、1973年
- ・ベンネット夫人編著、多田貞三訳『アルバート・アーノルド・ベンネット その生涯と人物』、神奈川新聞社出版局、1985年
- ・E.L.ボイヤー著、中島章夫監訳『ベーシックスクール アメリカの最新小学校改革提案』、玉川大学出版部、1997年
- ・E.L.ボイヤー著、喜多村和之他訳『アメリカの大学・カレッジ 大学教育改革への提言』、玉川大学出版部、1996年
- ・毎日新聞2003年9月13日1面「寮完成喜ぶ子供たち」、3面「寮建設支援で子供たちの絆、タイ・ティワタ村カレン族と関東学院六浦小児童が交流」
- ・毎日小学生新聞2003年9月29日「学校へ行きたい願いかなう 関東学院六浦小 支援続けて10年 児童が初めて現地訪問」
- ・毎日小学生新聞2003年9月30日「一番近くの村まで遠かった 寮の子供たちと仲良しに」
- ・毎日小学生新聞2003年10月1日「自立、学校が生きる支え タイ語話せず 売春、エイズの犠牲に」
- ・吉島正一編『関東学院セツルメント月報』No.6
- ・読売新聞2003年8月9日「関東学院六浦小児童 支援先のタイ訪問」
- ・渡部一高著『関東学院セツルメント』、1930年

植村正久における「キリスト教と日本の使命」

帆 莢 猛

Christianity and Japan's Mission of Uemura Masahisa

Takeshi Hogari

1. はじめに

植村正久は、いわゆる横浜バンド出身の代表的なキリスト教徒であり、日本の明治、大正、昭和のはじめに至る時期のキリスト教界において、もっとも大きな働きをした人物の一人として数え上げることができる。彼は、一番町教会(のちの富士見町教会)を形成し、長い間日本基督教の伝道局長を務めるなど、キリスト教会の伝道の働きにおいても中心的な活躍をした。また、『日本評論』、『福音週報』、『福音新報』を発行するなど言論活動においても目覚しい活躍をしている。このほかに、明治学院で教え東京神学社を設立するなど教育の面でも貢献しており、さらには、聖書や讃美歌の翻訳にも力を尽くしている。

彼は1858年に、石高1500石の旗本の長男として生まれた。明治維新の激動の中で植村家も没落し、彼は困難の中で家の再興の夢を託されて成長した。初期の多くのキリスト教徒がそうであったように、植村もそのような逆境の中で将来の展望を開こうとして英学を志し、バラやブラウンなどの宣教師に出会い、キリスト教に触れ、キリスト教の伝道者、言論家として出発する。

植村は、しばしば指摘されるように¹⁾、1879年21歳のときに、婚約者である山内季野あての手紙の中で自らの使命について語っている²⁾。ひとつは、「民間ニ在リテ官途ニ就

カズ」、生涯、「福音ノ広播ニ従事」し、「文筆著述ノ業ニ尽力」するというものである。別の手紙では、自らの使命を「聖会ノ干城」と「社会人民ノ木鐸」の働きであると規定している。植村が、民間にあって官職につかない、と自覚していたのは、当時キリスト教の伝道者として働くうえでは当然のことであるが、しかしこれには、彼自身が幕臣の子であるということももちろん深く係わっているのであろう。つまり、明治政府は幕府の敵対者である薩摩、長州両藩によって形成されたものである。そこに参与するということは幕臣の子である植村自身がこころよしとしなかったものと思われる。そうした微妙な思いについても、彼自身語ってもいる³⁾。このような意識が明治新政府に対しても相対化する視点になったというのも確かであろう⁴⁾。

彼が目指した「福音ノ広播ニ従事」する働きというのはもちろん、キリスト教の伝道者としての働きであり、後者の「聖会ノ干城」としての働きと重なるのであろう。ただ、もう一方の「文筆著述ノ業」が「社会人民ノ木鐸」の働きに重なるかは微妙なところであろう。彼自身若い時分から文筆で身を立てることに並々ならぬ意欲を示している⁵⁾。すでに述べたように、後年、彼自身雑誌を発行している。とくに、1888年から1889年にかけてアメリカ、イギリスを旅行し、その翌1890年3

月に『日本評論』と『福音新報』と二つの雑誌を相次いで発行する。大内氏も指摘しているように⁶⁾、『日本評論』はキリスト教の立場からさまざまな社会の問題に対して応えていく役割を、『福音新報』はキリスト教の内部に向けてかかれたものであり、『日本評論』は彼の「社会人民ノ木鐸」の使命に、『福音新報』は「福音ノ広播ニ従事」する働き、すなわち「聖会ノ干城」としての働きに重なっている、と見ることができるであろう。ただ、「文筆著述ノ業」は必ずしも、「社会人民ノ木鐸」の使命に限らず、そこに伝道の働きも含めて考えていた、ということができるであろう。それでは、「福音ノ広播ニ従事」する働きと「社会人民ノ木鐸」がどのように関係してくるかが問題となってくる。この問題は、とりもなおさず、教会と社会の関係、キリスト教と日本の関係を植村がどうとらえていたのか、という問題に連なってくる。本論では、植村正久が日本とキリスト教の関係をどう考えていたのか、日本におけるキリスト教の必要性をどう訴え、日本の将来、日本の使命をどう見ていたのかを考察したい。

2. 日本の文明開化とキリスト教

植村が活躍し始めた明治時代は、日本が近代国家としての体制を整えていく大変革の時期であった。日本の国家をどのように形成し、確立させていくかということは明治期日本の大きな課題であった。政治的には主として薩長出身の官僚たちがプログラムを作成し、実行していった。しかし、この日本をどのような国として建て上げていくかと言う問題は、彼らだけではなく明治期の多くの人々、とくに教養層や青年層にとっての大きな関心事でもあった。これは自由民権運動の大きなうねりなどにも顕著に見られる。これには300年あまりの鎖国の間に科学技術や学問の点で日本は欧米諸国に大きく遅れをとり、その独立が脅かされかねないと言う危機意識が背景に

あった。したがって、その遅れを取り戻して国家の独立を確かなものとするために欧米の科学技術や学問や制度を日本に導入することがひとつの課題であった。しかし他方、日本の国家としての独立が最も大きな関心事があるので、そこにナショナリズムをも内包することになる。

植村らのキリスト教徒にとっても、キリスト教との出会い、そして、入信は彼ら個人に新しい生き方を示しただけではなく、日本の進むべき進路を示してくれるものでもあった。日本の国家をどのように形成していくか、ということは彼らにとっても大きな問題であった。彼らにとってはキリスト教がそのような課題に答えてくれるものと考えられた。たとえば、熊本バンド出身の小崎弘道も『政教新論』(1885年)の中で、日本が開化する上でキリスト教が不可欠であることを力説している。

小崎は、ペリーが浦賀に来航して以来、日本は文明世界に向けての大変革がなされているのだ、という。これはもちろん、西欧の文明の移入によるのであり、その西洋文明とキリスト教は密接に関係しているのだ、という。そもそも、キリスト教が西洋文明の発展の基礎になっているのだ。というのも、キリスト教には進歩の思想があり、理想に向けて国民を永久に進歩させていくからなのだという。また、キリスト教は一個人を尊重する精神があり、これは個人としては自重の精神となり、社会においては、自由権利の思想となり、これが社会を活発にするのだ、という。また、キリスト教には愛の精神があり、これが人類を同胞として結びつけるのだ、という。このような変革の時代にあって、従来の政治や道德の中心をなしてきた儒教はその有効性を失っている、という。

小崎はとくにキリスト教の道徳性の役割を強調する。欧米の文化や学問、制度を導入して日本が開化していく中で、キリスト教の

眞の道徳的な感化が必要だと考えたのであつた。彼によると、道徳宗教が「国家の元気」であり、「生命」であり、道徳宗教が「国家を結合し、社会を聯繫」し、「国家を鞏固にし、政体を堅牢にする基礎」であった⁷⁾。このような考え方は小崎ばかりではなく、ほとんどのキリスト教徒に共通することであった。

植村にとっても、「日本の国をどうするか」ということがまず、大きな課題であった。そのためにキリスト教の導入が不可欠だ、と見る。植村はすでに1880（明治13）年、20代前半のころ、次のように記している。

「余輩ハ今日ニオイテ、日本人民ノ奉教心ヲ満足セシムルモノハ、独リキリスト教ナリト信ズルナリ。ユエニ勉励シテ、コレヲ伝播シ、モッテ上皇天ノ栄光ヲ彰ワシ、下同胞兄弟ノ道徳ヲ維持セント欲スルナリ。……愛國ノ義氣ハ何ヨリ起コリシカ。スナワチ、キリスト教ノ信ヨリ起コリシモノナリ。……カクノゴトク人ニ、愛人愛國ノ精神ヲ与ウルキリスト教ヲシテ、全国ニ行ナワレシメバ、風俗改良シテ福祥國ニ満チ、民権ヲ伸達シ、國権ヲ拡張スルノ日ハ期シテ待ベキナリ。」（『植村著作集』第5巻、50—51頁⁸⁾）

植村正久は日本人の宗教心を満足させるのは、眞の宗教であるキリスト教であり、キリスト教を土台として愛人愛國の精神がみなぎり、それが民権と國権の確立につながるのだ、と言う。ここには、キリスト教が日本に歐米諸国のような繁榮と國家の確立をもたらすのだ、という素朴な樂觀論も見られる。また、民権の發展と國権の拡張が並行的になされるという見解も、この後の明治期日本における両者の相克を考えると樂觀的過ぎると思われるが、ただ、明治13年当時ではやむをえないことであろう。

彼によるとこの文明開化の流れ、西欧文明の波は到底防ぐことができないのだ、と言

う。これは歴史の「自然的な勢い」であり、人間の力ではいかんともしがたいのだ、という。これには、文明が徐々に進化発展して高度なものになっていくのだ、という歴史的な発展の思想がみられる。植村の場合は、そこに神の摂理を見ている。したがって、文明の発展はキリスト教と密接に関係しており、日本が文明国として進歩・発展していくためにはキリスト教を日本に導入することが必要であった。文明の進歩、発達の指標となるのは、ひとつは政治的自由、信教の自由に見られる「自由」がどれだけ社会に浸透しているか、ということであった。自由こそが社会を進歩、発展へと導く原理であった。もうひとつの文明の指標は、「正義」である。「正義」がどれだけ社会を支配しているか、ということが文明国とそうでない国の分岐点を示すのである。これらの概念は植村正久にとってはキリスト教と不可分のものであった。

植村にとっては、日本が西洋のような近代国として確立していく上では西欧と同じような過程を経なければならないのだ、という判断もあったと思われる。しかし他方、彼は西洋文明や西洋の政治制度の移入に伴う問題点も認識している。それはとくに西洋の文明が入り、自由なもののが広がっていく中で、従来の風俗や慣習がすたれ、社会の秩序が乱れるのではないか、という。ただ、そうしたときにこそ、キリスト教の道徳的な支えが必要なのだ、と言う。

「コレマデワガ国ノ教化ヲ維持シタル宗教風俗慣習ハ、遂ニ泰西文明ノ進入ト共ニ変化シ去ルハスデニ今日マデノ実驗ニテ明白ナリ。何ヲモッテコノ開明ノ風潮ヲ制シ得ルカ。コノ風潮ハ好ムベクモ好ムベカラザルモ、コレヲ防ガントスルモ到底防グベカラズ。コノ開明ノ風潮ト共ニ、泰西ノ學問オヨビ政治主義モイヨ弘ク行ナワルルニ至ルハ疑ウベカラズ。コレ自然ノ勢イニテ人力ノ得テイカントモナスベキコトニア

ラズ。コノ開明ノ風潮ニ、コレマデノ風俗慣習ハ、イヨイヨ破レ、宗教ハマスマス衰エ、独リ泰西ノ學問ト政治主義ノミ進入シ来タラバ、社会ノ道德ハイヨイヨ頽レ、人民ノ不平心マスマス盛ンナルコトアラン。」(I、43頁)

もうひとつ、キリスト教を日本に導入する上で問題とされたのは、「天皇」の問題であった。つまり、キリスト教は神のみを礼拝し、人類を皆同等とみなすので、日本のような君主国とは相容れないのではないか、という批判がキリスト教に対してなされた。これに対して彼はまず、聖書の中から、「カイザルの物はカイザルに帰すべし。神の物は神に帰すべし」(マタイ22:21)との言葉を引用して、キリスト教では政治と宗教はそれぞれ目的・領域を異にするものであり、混同すべきではないとして、近代国家における政教分離の原則を説く。そしてさらに、ローマ書13章1節以下、および、Iペテロ2:13、14を引用して、キリスト教では、すべての上にある権威は、神によって立てられたものであるからそれに従うべきである、と勧められている、と述べる。ただし、植村は国君の命であっても従うべきでないこともあるのだ。しかし、実際にこれこそが信教の自由の基礎なのであって、欧米諸国ではこれによって自由民権が進歩してきたのだ、という。そして、結局のところ「キリスト教ハ何政治何國体トイウ一定ノ主意ヲ主張スルモノニアラザルヲ知ルベシ。キリスト教ハ政治上、何ノ主義ヲ有セザルモノト言イテ可ナリ。ユエニ何ノ政治何ノ國体ニモ適応スルヲ得。」(I、38頁)と語る。

実際、キリスト教国の中には、共和国も君民共治も、君主專断国もあり、キリスト教はどの政体にも適応しうるのだ、という。そして、君主をないがしろにするどころか、むしろ、君主を尊敬するように勧奨するのだ、という。むしろ、キリスト教は社会の秩序を維持し、不平心を癒していくことによって逆に、

皇室を安寧ならしむるのだ、と主張する。

補注：吉剣氏によるとこの論文は小崎弘道のものだという(『海老名彈正の政治思想』67頁)。そうだとすると、これは植村の見解ではなく、小崎の見解だ、ということになる。ただ、植村もキリスト教と日本の天皇制が並立できると確信していたのは確かであろう。

明治10年代の半ばからは、政府の主導する文明開化や欧化の風潮もあって、キリスト教は大きく発展していく。ところが、明治20年代に入ると鹿鳴館時代のうわすべりの欧化主義に対する反動もあり、政教社を中心に「国粹保存主義」、「日本主義」が徐々に力を増してくる。また、明治政府も1889(明治22)年に「大日本帝国憲法」を制定し、翌年には「教育勅語」が喚発され、天皇を中心とする国家体制を確立していく。

植村が『日本評論』と『福音週報』を相次いで発行したのはこのような時代背景であった。ことに植村の『日本評論』の発行は、彼自身が1888年から1889年にかけて滞在した、イギリスでの経験が土台になっていると思われる⁹⁾。彼はイギリスで、自由民権が発達したのは、婦女子から馬丁に至るまで、すべての人間は神によって造られたのであり、人類は皆同等だ、と考えて人類を尊重する精神があり、それが民権論になり、さらには議院制度、自由の政体となっているのだ、と感じた。ところが日本の場合は逆で、制度を先に作ろうとしている。人の貴さを知らず、神をも人をも恐れない者が民権を推し進めても根無し草になるのではないか、と植村は懸念する(『植村全集』第8巻、36頁)¹⁰⁾。こうした状況の中で植村は『日本評論』を通して自らの見解を訴えようとする。

第一号で彼は、自らが、政治、経済、文学、社交さらに教育などの問題について主張すべき見解を有しており、それを公表することが自分の天職だと考えている、と述べる。そし

て、「日本評論は健全なる文学を進むるの一小機関をもって自ら任じ、国文の粹を保ち、歐文の美を導き、もって正大、純潔、雄偉、高尚なる文学の築造に従事せんと欲するものなり。……わが日本評論は、力を極めて、キリスト教の真理たるを弁明し、銳意を持って、その拡張に従事せんと欲するものなり。……日本評論の政治主義は、自由進歩の方向に在り、全力を尽くして平民の友たるに在り、至誠を推し、博愛の情を広めて、屈めるを伸べ、枉れるを直くせんと欲するに在り」(I、12—13頁)。

植村はまず、『日本評論』によって、文学を中心とした文化の創造に寄与しようとしていた。あるいはむしろ、日本の文化を、キリスト教を土台にして更生しようとした、いうことができる。また、政治的には欧米、ことに英國にならって、自由主義、進歩主義、平民政義の立場から意見を主張しようとしていた。このような植村の方向性は、徳富蘇峰の率いる民友社の流れに重なるものであった。さらに、植村にとってはこれらの政治的な主張のバックボーンをなしているのはもちろんキリスト教であり、これらの活動もキリスト教の伝道と深く結びついていた。

このような中で、内村鑑三の「不敬事件」(1891年)が起こる。すなわち、第一高等学校の嘱託教員であった内村鑑三が、教育勅語の奉読式で天皇の「御真影」に十分な敬意を示さなかったということで、内村は高等学校の生徒や教員たちから非難され、さらには新聞紙上でも一斉攻撃を浴びせられ、最終的には辞職を迫られる。これをうけて、植村正久は『福音週報』第50号で「不敬罪とキリスト教」という論説を掲げ、これは良心の試練のときである、キリスト教徒はキリストの肖像すら拝しないのに人類の影像を拝むことが道理にかなっているか、むしろこれは文明に反し、教育を害する悪弊ではないかと厳しく非難する。これによって、植村の『福音

週報』は政府から発行禁止の処分を受けることになる。そしてそれに引き続いで「教育と宗教の衝突」論争が起こる。ここでは、キリスト教の説く道德は日本固有の道德である教育勅語の精神と相容れないのだ、天皇や親を敬う忠孝の道德が欠けているのだ、だからこそ「内村鑑三の不敬事件」のような出来事が起こるのだ、という批判が寄せられる。このような中で、植村はキリスト教と日本の国と伝統的な文化と国家の使命について積極的に発言し始める。

3. キリスト教と日本の使命

植村は内村鑑三の不敬事件や「教育と宗教の衝突」の論争に直面し、キリスト教に対して激しい批判が浴びせかけられるようになつた1890年代になってから、日本の使命、日本の天職を積極的に示そうとする。しかし、彼は日本の使命、天職について語る前に、まず、そもそも国家の目的は何か、ということを問題にする。日本も国家としてその目的によって規定されることになる。

「國家は何の目的をもって成立するや。蓋し政治上の秩序を整え、民人の自由を保護するものなり。そのこれをなすは、何の目的を達せんがためなるや。天の個人を生ずるは決して偶然にあらず。各自をしてその長所たる特能を発達せしめんと欲するものなり。國家の成立するもまた然なり。その国民的の特能を伸暢し、その固有せる天才(ジーニアス)を発達せしむるを期せざるべからず。しかれども国家の目的はここにとどまるべきものにあらず。その政治自由の二柄を握りて国民の天才(ナショナル・ジーニアス)を全うせんと欲するものは、人類の発達、全世界の文明を期し、公法家のいわゆる宇内国(ワールド・ステイト)を作らんと欲すればなり。」(I、295—6頁)

「蓋し国家はそれ自らをもって、最終なる

目的とするものにあらず。人性の完成、世界の開達を図り、人をして神聖なる地位に進ましむるがごときは、国家成立の最大希望なり。この目的は全く靈性に属するものにして、道心漸くその力を伸ばし、幾多の弱所、誤謬および罪惡その跡を絶つに至らんことを期す。ヘーゲルが *Sittlichkeit* (道徳) をもって国家の目的なりと説きたりしも、この意味に外ならざりしことならん。……これに着手するの順序は、先ず個々分立せる国民が、天与の境域において、性來の特質を発達せしめ、あたかも河水の細きも大いなるも、己が自然の溝路を守り、地勢と土質とに由りてその形状を変化し、漸をもって大海に注ぐがごとく、人類の進達、博愛全盛の理想に向かって進行するに在り。ゆえに国家第二の目的は国民として発達するを期することなり。これブルンチエリがいわゆる人民の天才にあらずや。国家は政治および自由に依りて、その天才を伸暢し、更に進んで人類を目的とする宇宙の大経綸の成就せられんことを務むべきものなり。キリスト教の趣意またこれと異なるものなし。」(I、309—310頁)

植村によれば、国家の目的は政治上の秩序を整え、人民の自由を保護することだ、という。それは、個人の特性を發揮させるためなのだ。国家の場合も同じ事で、国民全体の特性を發揮させることが大事だ、という。しかし、それが国家の最終目的ではない。国家は人類の発達、全世界の文明の発達に寄与しなければならないのだ、という。

といふのも、国家は人間個人の人間性すべてを包括するものではないのであり、「人性の本領は国家の本領よりも大なり。その留意関心すべきところは、神に通じ、天に達し、靈に入る。」からなのである。植村は国家を本尊のようにし、人間を国家の中に拘束しようとする試みを「国家偶像主義」として、これを排する。

植村はもちろん、国家がそれぞれ固有な特質を持つことを認め、「真正な国粹主義」はこれを積極的に評価する。

「およそ国民たるものは、天のこれに賦与したる特能を保存し、これを愛養して、その長所を完成し、その個立の天職を尽くして、人類の任を分かち、若干の美果を理想的の進歩に投するの偉志なくんばあらざるなり。これを名づけて、真正なる国粹主義と言う。日本人をして外国人たらしむるは、その天職を汚損すること、これより甚だしきもの無し。」(I、298—299)

しかし、それは外国の学問や技術や宗教を排除することではないのだ、という。というのも、そもそも学問や技術や宗教は国家を超えた普遍的なものであり、自國に足りないものは、これを外国から学ぶのが当然だ、という。日本の歴史を顧みても、中国や朝鮮半島を介して、儒教や仏教を取り入れ、唐の制度を採用し、日本人がこれを融変消化して、これに日本の特色を施して、国家の生命となってきた。これが日本の国粹ではないか、という。ことに国粹主義をもってキリスト教の進入を阻止しようとするのは、明治維新の革命を中途で挫折させるものだ、としてこう言う。

「宗教に至りては、天下の人これを度外に措き、外が美にして内甚だ空なる国粹主義をもって、キリスト教の進入するを防遏せんと欲す。これ維新革命の偉業をして、その半途に躊躇せしめ、日本改造、社会更生の大計をして、その全き得せしめざらんとするものにあらずや。」(I、300)

植村は、キリスト教の中にもさまざまな教派があり、国家によってその特色も異なっていることはよく知っている。また、キリスト教国の中にも文明の点で進んだ国と遅れている国のあることを心得ている。しかし、彼は歴史がキリスト教の最も文明の進んだ形態、すなわち、英國などに見られるプロテスタンティズムの文化へと進歩、発展していくのだ、

ということを固く信じていた。

そのような文明の発達の歴史から眺めると、日本はどこに位置付けられ、日本の使命・天職はどのようなものになるのであろうか。彼は次のように語る。

「わが日本の歴史とその今日の境遇は、明らかにこの帝国に一大天職の存するものあるを示せり。2千5百年間皇統連綿、巍然として東海に独立し、自己の開花を有し、自己の文学を有し、朝日に匂える桜花とその美を競わんとする精神を有し、あらゆる境遇に処して屈することなく、悠々自適、すべて新たなる事情を支配して、百尺竿灯更に一步を進むるの氣力と天才とを具えたる日本人民は亡ぶべき人民にあらず。アジア大州諸国今や衰頽して振るわず。これが更生を図り、これが振起を企つべきものは、わが日本人民にあらずして誰ぞ。ただアジアのみならず、わが日本は世界の文明に対して、大いなる賜物をもたらし行くべく、また人類の進達に向かって、与力すべきところ少なからざるべし。政治、文学、宗教、美術、その他百般のことにつき、日本人民のうちには天の空しゅうすべからざる本分の存することを認め、抱負を大いにし、志を偉にし、厚く信じ、高く望みて、邁進せざるべからず。」(I、313頁)

植村は、日本が長い間、天皇を中心として独立を維持し、独自の文化を育んできたことを誇る。そして、アジアが振るわない中で、日本の使命はますます大きくなってしまい、日本が世界の文明に寄与すべきなのだ、という。それでは、何をもって世界の文明に寄与しうるのかというと、植村は日本の伝統的な文化の中に積極的なものを見出すことができない。少年少女の文学も軽薄な、不道徳なものであり、寄席などもまた卑俗、卑猥なものくなっている。さらに、日本の文学に関して次のように言う。

「余輩は日本の古文学をもって、或る論者

等の唱導するほどに価値あるものと思う能はず。彼の和歌のごときはもとこれ宮中の樂事にして、人類の分子に乏しく、風月を嘲り、恋愛を詠ずるの具たるに過ぎず。余輩これを喜ばざるにあらず、またその固有の美を味わうこと無きにあらずといえども、これを支那、西洋の詩文に比ぶれば、優劣の差一見して知るべし。これを要するに、わが国には万国に誇るべき文学無し。韻文、散文共にシェークスピア、ゲーテのごときもの無きなり。日本文学の隆盛は将来に在りて存す。」(I、127頁)

植村は日本にシェークスピアやゲーテなどの大文学が起こらないのを嘆く。植村にとって文学に必要なのは、徳義であり、理想であり、神聖性(ディヴィニティ)である。「今の文学には、重大なる真理なく、高尚なる思想なく、確然不拔の精神なし」(III、86頁)、「日本、この貧困なる日本、この煩悶して産みの困しみをなすの日本は、博愛義侠なる詩人を待つこと久しう」(III、17頁)。

植村にとって日本の文学が世界に対して文化的な影響力を發揮するために必要なものは、道徳性や高尚な思想や神聖性などの、何らかの普遍的な価値であった。彼によると、これを与えうるのはキリスト教であり、キリスト教が日本の文学を変革し、世界的な文学として発展することに彼は大きな期待を寄せた。

また、彼は日本の伝統的な倫理である武士道にも一定の評価を与える。このことについては詳論しないが¹¹⁾、彼は「武士道はキリスト教によって最もよく維持改良される」(I、401頁)と主張し、「洗礼を受けた武士道」(I、395頁)の必要性を語る。ここでも、植村が期待するのは武士道がキリスト教を介して、神の子としての人間を根拠として神に結びつき、愛の精神を加味して普遍的な価値に高まることである。

以上のように、彼は日本独自の文化の中に、

それ自体で世界の文明の発達に寄与しうるものを見出しきれない。彼によると、それらはキリスト教に触れることによって改良されて世界的なものに高まっていくことが必要であった。

日本は朝鮮半島の支配をめぐって清国と対立し、1894年に日清戦争に突入する。そしてさらには、ロシアが南下策をとる中で、日本と利害が衝突して1904年には日露戦争が勃発する。キリスト教徒たちは、多くは日清、日露の両戦争において、自ら愛國的であることを示そうとして、積極的に戦争に協力する。植村もこの戦争を介して日本の使命を積極的に論証していく。

植村は日清戦争を、新文明と旧精神の戦いであり、この戦争そのものが、文明の発達の出来事なのだ、と見る。すなわち、彼によると、キリスト教を背景にして成立した欧洲文明をコロンブスがアメリカにもたらした。そしてこの欧洲より受け継いだ文明を東洋の孤島である日本にもたらしたのはアメリカの特使ペリーなのだ、という。コロンブスもペリーも「文明」から派遣された使節なのだ。今度はこの文明を扶植するのは日本の使命であり、その大任を神が日本に委ねたのだ、それが日本の天職なのだ、という。

「世界の文明を生み、これを教えこれを導きまたこれを護る者はキリスト教にあらずや。キリスト教は實に文明の文明にして、全世界の依つて動く大動機なり。」(I、99頁)

植村は、戦争は確かに破壊だが、しかしある点から見ると文明の使者であり、戦争が文明の使者としてなされるときには、それは「高貴な者」なのだ、として日清戦争を是認する。そして戦争によって単に政治的に改革するだけでは不十分なのであり、人心を改革し、その思想を一変することが必要なのだ、という。その役割を果たしうるのは日本のキリスト教徒なのだ、という。

内村鑑三も日清戦争を義戦として是認した。しかし、それが当初目的とされていた朝鮮の独立につながらず、また、道徳的な腐敗を招いたとして、戦争に賛成したことを恥じた。植村も戦勝後の世界が往々にして腐敗を来たらすことよく認識していた。こうした風潮が見られることを案じてもいた。道徳的に腐敗し、宗教が排されるとき、いくら戦勝が国家の膨張と経済的利益をもたらしても何の意味もない、ということを主張してもいる(I、327)。しかし、彼は日清戦争によって日本は世界の舞台に立とうとしているのであり、こうして日本が世界の文明に寄与するであろうと期待する。

「日本帝国は今日まで部屋住みの少年英邁の志氣勃々たりといえども未だかつて世間に華々しく打ち出でしことなく、僅かにその作文などに由りて一部の人々に注目せられたるに異ならず。今日までは世人に珍重せらるる漆器、蒔絵の類をもって辛うじて天下に知られたる日本は、まさに長足の歩行をなして世界の舞台に立たんとするの時節ここに到来せり。日清の事變は日本を駆りて、一大奮發をなさしむるものなり。ああこれ日本が世界の日本たるの首途なり。商業の発達よりアジア殿堂の拡張に至るまで、日本国民の演技は蓋し今回の戦争をもってその幕開きとするなり。……今回の事變が日本帝国の光榮を増し、将来に大關係ある履歴を作り、大いに世界の文明に与力する端を開くに至らんことを求めざるべからず。」(I、95)

内村鑑三は、日露戦争に際しては、よく知られているように、幸徳秋水らの社会主義者たちと共に『万朝報』紙上で非戦論の論陣を張る。内村はキリスト教徒の立場から、聖書を根拠にして絶対非戦論を主張する¹²⁾。しかし、植村にとっては日露戦争も文明と文明の戦いであり、是認されるべきものであった。彼によると、ロシアはキリスト教国であって

も西洋文明と隔離しており、依然として「半東洋的特徴」を保持しており(II、237、238頁)、文明の発達が遅れ、総ての点で13世紀に属しており、道徳的にも腐敗が満ちあふれている、それが彼らの敗戦の原因だという(II、201-201頁)。しかし他方、彼は日本の問題点をも指摘する。すなわち、日本は欧米文化を受け入れて開国先取を進めてきたが、それは中途ですたれ、逆に、保守的な傾向が風靡しようとしている。帝王の権威が重いのは東洋主義であり、君主專制は汎神説の産児であり、人格の觀念が薄くその価値が低いのも、神という觀念が乏しくみだりに人類を礼拝するのも東洋の陋習である。一夫一婦制が確立せず、妻妾を擁して恥じないのも東洋主義ではないか。こうしてみると、日本帝国の革新事業は未だ中途ですたれでいるのではないか、という(II、238頁)。しかし、彼は、日本が開国を推し進め、キリスト教を介して精神的にも深めて東西文明の融合を進めていくならば、日本は世界の文明に独自の寄与ができるのではないか、と次のように語る。

「アジアの諸民といえどもよくキリスト教の文明を吸收し、欧米人民と接するの結果として東洋に文明の別天地を開き、一躍して西洋を凌駕するもの有り得べきを信ずるなり。日本は一つの島国としてその大いさ地形ともに西欧の文明を吸收して、東洋の諸国を改革すべき勢力の発動地たるに適し、その人民は進歩革新の運動を開始するに最もよく相応せる天性を具え、既にインド、朝鮮および支那の文明を消化してこれに特色を与え、優に自ら新機軸を出すの能力あるを明らかにせり。……

東西文明の融合は未だ日本において完成せられざるなり。わが国民は小成に安んぜず、これよりますます精神的の方面に心を傾け、眞に西欧文明の精髓を同化するに至らば、アジアの自新も期して俟つべく、黄人の天分やいかに豊富なるやを証明し、東

西融合してここに人類の歴史を新たに、かつより高き平面に進転せしむるの機会を造り、世界の状態を一変するに至らんとす。帝国の使命甚だ重大なりと言わざるべからず。」(II、243頁)

ここでは植村は一面では西欧文明を相対化してもいる。日本が西欧を凌駕する可能性をも指摘している。しかし、それはあくまでも「西欧の文明を吸収し」、「西欧文明の神髄を同化する」ことによるのである。

植村はさらに日本による朝鮮併合に対しても「日本が東洋の進歩に貢献し、広く人道を世界に興起せしむるべき天職」(II、255-256頁)として与えられたのだ、とは認していく。彼は日本が帝国主義的に膨張し發展していくことは、神から与えられた天職であり、神の恵みであった。しかしもちろん、その内実が問われる。日本が膨張し、發展していく中で真に東洋に文明をもたらし、人道的な配慮がなされ、その人格が尊重され、正義と愛が達成されるかどうか、ということである。その力を發揮できるのは、彼にとっては、キリスト教によるのであった。

日本が膨張を続けていく中で、彼が思い描く理想と現実の間に大きな乖離があることを彼は十分に意識していた、と思われる。すでに見たように、彼自身も問題点をしばしば指摘している。しかし、彼は、理想(あるべき姿)から、現実を徹底的に批判・否定していくことはできなかった。それには、彼自身の思想も深く関わっていると思われる。

彼は個人および世界の帰着しようとするところをキリストが伝えた「神の国」に求める。その神の国に向けて、個人も、また国家も、人類としても発達をしていくのだ、という。もちろん、この「神の国」はこの世を越え、終末のときに実現されるものである。植村は一面では、この神の国がこの世を越えた、超越的なものであることを主張する。それは、個人の人格性そのものが国家やこの世を超越

し神にまでつながるからである。その点では、人間の靈魂はあくまでも神のものであり、国家に属するものではない。したがって、教会の伝道の中心は個人の魂の救済にあるのであり、単に社会改革にあるのではないことを強調する（I、108頁、VI、385、387頁）。しかし、この「神の国」は、彼にとっては、この世において現成するものであった。まず、第一には教会としてである。彼は「教会は神の国、神の充つる所、神の心の遺憾なく行なわるる所、イエス・キリストのいいます所」（I、386頁）であることを強調する。教会こそは神の国の拠点であり、神の国の中を現実にもたらす使命を担っている。彼はしばしば「聖國を来たらせたまえ」という「主の祈り」の言葉を引用して、神の国を現実の世界にもたらすことの必要性を強調している。

もうひとつ、この「神の国」の理想は、現実の国家の中で、さらには世界の中で現実となっていくのである。

植村は個人にとって国家という観念が非常に大きな価値を持つことを示して、さらに次のように語る。

「日本帝国の良民ちょう観念が、精神上の発達に非常に大いなる関係あるものならば、神國の良民ちょう観念は、更に大いなる関係を靈性上に有するものなりと言わざるべからず。我は神國の良民なるか。国籍をキリストの王国に有するかちょう問題は、各自の信仰道徳至大の関係あるはもちろん、その影響する所広く且つ深しとす。ゆえにキリストは盛んに神國とその良民たる者の資格、尊貴を説き、これを一大動機として靈性を救わんと試みられたるなり。或いは国家的と言い、或いは世界的と言うも、わずかにこの観念の門檻を窺えるのみ。神國の良民たりといふ観念を發揮するに至りて、始めてこれを徹底するを得べし。神國の良民たるにあらざれば、健全正確に国家的たること能わず、また世界的たること

能わざるなり」（I、120頁）

ここで植村は、「神の國の良民」という意識が、国家を健全に導き、世界を正しい方向に導くのだ、という。具体的にはキリスト教の教えを中心とする文明が定着することによってである。彼にとっては、「少なくともキリスト教は、盛衰消長の分岐点である。文明の審判者である。これに逆らうものは滅び、これに従うものは存す。その主張と精神とに帰らざれば健全なる文明は成立し難い。」（I、186頁）。そのような観点から、彼は国際連盟を評価する。

「国際連盟は大戦の産児である。将来の戦禍を避け、国際の協力をもって人類の進歩を図り、キリスト者から言えば神の國の実現に寄与すべき一端として形づくられたものである。その目的が既にキリスト教的である。」（II、228頁）

世界そのものが神の摂理によって「神の國」に向けて進歩・発展していくことを彼は疑わなかった。もちろん、そこでは「神の國」の理想と、実際の現実の間に乖離が生じる。その際、「神の國の良民」であるキリスト教徒が責任を持ち、主体的に受け止めて行動していくことが求められる。彼はこうしたキリスト者の「責任」や「志」を強調した。彼自身、日本の國家神道や、それと結びついた天皇崇拜に対して、大きな危惧を抱き、それと戦い、そのような時代錯誤を除くようにしなければならないとの決意も語っている（I、192頁）。しかし、こうした思いは日本の現実全体を否定するまでには至らなかった。彼のよって立つところはあくまでも現実の社会、現実の教会、現実の世界であった。彼にとっては、日本もまた神の摂理の下、進歩・発展しつつあると思われたからである。日本の帝国としての膨張は、その確かなしるしのひとつであった。こうした発展、膨張の中でのゆがみの是正は、とくにキリスト者が担っていくことが求められた。このような植村の現実

主義と責任意識は、具体的な教会形成への情熱、すさまじいまでの伝道へのエネルギーとなつていったものと思われる。

4. むすび

植村正久は、明治時代から昭和のはじめの、日本におけるキリスト教の形成期においてさまざまな方面での働きをなしていった。激動し、変動する日本の近代の歴史の中で、彼はある確かな目を持ってその流れを捉えてきた、といえるのではないかと思う。それは、彼自身「理想」と信じたものをよりどころとして、そこから判断していったからであると思われる。その点で、彼自身の信念に搖るぎはなかった。ただ、それが激しく揺れ動く日本の近代社会で常に有効性を持ちえたのかどうかはまた別の問題であろう。ただ、彼が示そうとした日本の使命、日本の天職は、實際は彼自身が自らの使命、天職として主体的に担おうとしたことと重なっていた、と言えるのではないかと思う。彼はそれを伝道活動の中で結実させようとし、そこに多大のエネルギーを注いでいた。

記した。

- 9) 田代和久「同時代思想家としての植村正久」、石田一良編『日本精神史』1988年、ペリカン社、319頁。
- 10) 上掲書、324頁。
- 11) 京極純一、上掲書、15頁以下でくわしく論じられている。
- 12) 『内村鑑三全集』第11巻、1981年、岩波書店、296頁以下、404頁以下。

主な参考文献（注記した文献以外）

- ・佐波亘編『植村正久と其の時代』
- ・武田清子『植村正久－その思想史的考察』2001年、教文館。
- ・藤田治芽『植村正久の福音理解』1981年、新教出版社。
- ・鵜沼裕子「キリスト教から見た国家と倫理」、日本倫理学会編『近代日本における国家と倫理』昭和62年、177－148頁。
- ・吉野明子『海老名彈正の政治思想』1982年、東大出版会。
- ・佐藤敏夫『植村正久－植村正久とその弟子たち1－』2002年、新教出版社。
- ・三松俊平『植村先生の思い出』昭和10年、アルバ社書店。

注

- 1) 京極純一『植村正久』1966、新教出版、16、17頁。
大内三郎『植村正久』2002、日本キリスト教団出版局、21頁。
- 2) 『植村正久全集』植村全集刊行会、第8巻、114頁、122頁。
- 3) 京極純一、上掲書、27頁。
- 4) 近藤勝彦『デモクラシーの神学思想』2000年、教文館、397頁。
- 5) 青芳勝久『植村正久伝』昭和10年、教文館、53－54頁。
- 6) 大内三郎、上掲書、21頁。
- 7) 松本三之介編、近代日本思想体系30『明治思想集I』1976、筑摩書房、332－333頁。
- 8) 植村からの引用については、『植村正久著作集』(1966－、新教出版)に採録されているものについては、それによった。その際、著作集、第5巻50－51頁、という場合、V、50－51頁と略

性同一性障害に関する自己決定権についての一考察

三浦一郎

A Study of the Right of Self-Decision on Gender Identity Disorder

Ichiro Miura

目次

- 一、はじめに
- 二、性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律
 - 1 性同一性障害とは
 - 2 立法の背景
 - 3 外国の法的対応
 - 4 特例法の概要
 - 5 小括 特例法の法的姿勢
 - (1) なぜ、性別変更に一定要件を満たさなくてはならないか
 - (2) 性別記載の変更の根拠
- 三、自己決定権とは
- 四、私見

一、はじめに

2003年7月16日に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」(以下特例法)が公布されて一年後の2004年7月16日から施行されることとなった。

本特例法は、事実上、判例において変更が認められていなかった外科的な性別適合手術¹⁾が行われた性同一性障害者に対して、一定要件に基づいて戸籍上の続柄の性別記載の変更を認めるものである。

本稿では、特例法成立の背景と経緯を概観した上で特例法の概要に言及し、なぜ、性同一性障害者の戸籍上の続柄の性別記載の変更を認める必要があるのか、変更を認めるにしても、なぜ、一定要件を満たす必要があるのかという問題を通して、必要性の理由のひとつとして自己決定権を挙げ、「性同一性障害に関する自己決定権」について考察したい。

具体的には、日本における自己決定権の法的内容を検討した上で、「性別適合手術をする自己決定」と「性別を選択する自己決定」の違いを意識しつつ、戸籍上の続柄の性別記載の変更を認める特例法が、「性別の自己決定権」を意味するものかどうかの私見をまとめ、最終的には「いのち」に関わる問題である「生命倫理に関する自己決定権」の在り方に言及したいと思う。

また、本来、このような生命倫理に関わるも問題の考察は、法律学的視点のみならず、社会学的、歴史学的、医学的また宗教学などの幅広い視点が必要なことは承知しているが、本稿では、「性の多様性」であるとか「性に関する権利」という曖昧な理由付けによる結論は避けつつも²⁾、日本国憲法による人権論を中心として考察していくことをおことわりしておきたい。

二、性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律

1 性同一性障害とは

性同一性障害は、1997年5月28日の日本精神神経学会の性同一性障害に関する特別委員会答申において「生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらの性に所属しているかをはっきり認知しながら、その反面で、人格的には自分が別の性に属していると確信している状態」と定義されている。WHOが定めた国際疾病分類であるICD-10における性同一障害の性転換症(Transsexualism)³⁾とほぼ同義であり、世界レベルの標準的な精神障害診断基準とされているアメリカ精神医学会の「精神障害の診断と分類の手引き」[DSM-IV(1994)]の診断基準によると、「①生物学的性とは逆の性でありたいという持続的で広範な欲望があり、かつ、②自分の性に対する持続的な不快感、または割り当てられた性役割に対する拒絶感をもつことであり、これらの結果、著しく社会生活に支障をきたす障害」とされている。

また、特例法において性同一性障害は、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう」と定義されている。

つまり、法が定義する男女同一性障害とは、「二人以上の医師の一一致した診断」という医学的見地による客観的判断がなされた、生物学的性(sex)と性の自己意識としてのジェンダー(gender)が一致していない状態と考えることができる。

ここで留意すべきは、ひとことに性同一性障害といっても当事者の症状は極めて多様であり、必ずしも医学的または社会的に認識されている性同一障害者すべてを特例法がフォローしているわけではないことである。このことは、性同一性障害については現在において明確な原因は解明されておらず、その確立された治療方法も存在しないという事実にも起因するものがあると思われる。

例えば、日本精神神経学会による「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン(第2版)」(以下日本精神神経学会ガイドライン)の治療に対する基本的認識によれば「性同一性障害の治療は、精神的サポートをしながら、治療の諸条件の達成状況に応じて、ホルモン療法や手術療法などによって身体的特徴(本人が希望する範囲内において)をジェンダー・アイデンティティに合致させる方法を見いだしていくことである。この方法が、現時点における現実的な最良の治療であると考えられる。」とされているが、性別適合手術のリスクや費用等を考えると、法としては、医学的見地に配慮しつつも、いたずらに範囲を広げることへの躊躇、すなわち、ある程度の限定要請がそこに見出されたとしても、それには一定の理解がなされると思うのである。

また、特例法が、ある意味、医学的限定を必要としている趣旨からすれば、広義の同性愛者と性同一性障害者が重なる場合も否定できないが、同義として扱うべきではないであろう。なぜならば、特例法の目的は、人権的視点に基づいて、後述するように判例において認められていなかった戸籍上の性別の変更を立法的に認めるものであり、国民の性的指向に立ち入る趣旨はないし、日本において、同性愛を禁止する規定もない⁴⁾。

さらに言うならば、そもそも男女同一性障害者を疾病的患者と扱うことが適切であるのかどうかも今後問題になろう、なぜならば、例えば、現在、医学的に同性愛は疾病とは扱

われていない⁵⁾。このことは、性同一性障害者の性別変更の前段階になる性別適合手術に医学的要件、具体的には「治療目的」という必然性を要件とするのかどうかという問題にも関わってくるものである。また、仮に、性同一性障害が医学的に重度の精神疾患であるとされるのなら、むしろ、患者の意思を尊重して性別適合手術をすることは問題となりはしないだろうか。

2 立法の背景

性同一性障害の治療方法としては、精神療法、ホルモン療法ならびに手術療法の3つの方法がある⁶⁾。そのうちの手術療法とは、一致しない生物学的性と性の自己意識としてのジェンダーを、身体にジェンダーを合わせるのではなく、ジェンダーに身体を合致させる方法である性別適合手術を意味する。

しかし、前述の日本精神神経学会ガイドラインにおいて『ブルーボーイ事件⁷⁾』以降長く続いた「暗黒の時代」と表現されている通り、1969年のトランスセクシュアルの睾丸摘出手術をした産婦人科医に対して優生保護法（現在の母体保護法）28条⁸⁾違反で刑事責任が追求された事件以来、性別適合手術は、わが国において、事実上、タブー視されてきた⁹⁾。

その後、1996年7月に埼玉医科大学倫理委員会が「性同一性障害とよばれる疾患が存在し、性別違和に悩むひとがいる限り、その悩みを軽減するために医学が手助けをすることは正当なことである。」として性同一性障害を医学的見地から認識し、外科的性転換術も性同一性障害の治療の環境の整備を行う必要性を答申し、それを契機として1997年5月には日本精神神経学会において「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン(初版)」が発表されて、1998年10月に埼玉医科大学においてガイドラインに沿った性別適合手術が行われた。

現在においては、ガイドラインに基づく性

同一性障害者に対する性別適合手術について刑法上の責任が問われるケースは発生しておらず、事実上、「性別適合手術は許されるか」という従来の議論は素通りされて、その後の「性別変更を認める必要性の有無」へ議論の中心は推移している。このことは、性別適合手術についての「治療」としての認識や、他人に迷惑をかけない手術が、現在において、後に考察する「人権としての自己決定権」の問題として、広く、社会において受け入れられていることの一例であると思われる。

次に、適切な手術療法によって、肉体・外的に性別適合がなされたとしても、性同一障害者の問題がすべて解決されるわけではない。手術によって、心と体の違和感が満たされたとしても、法律上における性別が変更されたわけではなく、そのことは、社会的生活に密接に関わる多くの問題が解決されていないことを意味するからである。すなわち、適合した性に見合うとされる服装や化粧をする・しないといった選択を本人がすることはできても、名前や戸籍上の性別の変更は本人の意思のみでは不可能なのである。このことは、性同一障害者にとって、就業、医療や海外旅行などで本人確認時などの社会生活上の障害となって、場合によっては、人権侵害の問題に発展する。現に、「性同一性障害」の男性に対する女装勤務等を理由とする懲戒解雇が無効とされた判例¹⁰⁾なども存在する。

この点、名の変更について、判例は、戸籍法107条の2「正当な事由によつて名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない」の「正当な事由」として、当事者が未成年者¹¹⁾であるとか精神科医のカウンセリング中¹²⁾というような理由が認められる以外の戸籍上の名の変更を、すでに、多く許可している¹³⁾。尚、戸籍上の名の変更がなされれば、行政上の住民登録名義変更、社会保険関係名義変更、パスポート名義変更、運転免許証名義変更や、そ

の他社会的な金融機関名義変更、電話回線名義変更、郵便配達名義変更なども当事者の手続きで可能になる。

しかし、名前の変更が認められたにも関わらず、性別の変更が認められないと、社会的な不一致は、ある意味、増幅されてしまう結果になるのであるが、戸籍上の統柄の性別記載の変更について判例は、一例¹⁴⁾を除いて、訂正を認めてこなかった¹⁵⁾。

その理由としては、例えば、東京高等裁判所平成12年2月9日決定の「男女の性別は遺伝的に規定される生物学的性によって決定されるという建前を探っており、戸籍法とその下における取扱いも、その前提の下に成り立っているものというほかないから」との判示のように戸籍上の性別が、染色体、生殖腺、内性器の形態などのいわば従来の生物学的基準によっていることが挙げられる。

この点、同じ性別の不一致を理由とする戸籍訂正の裁判において、出生時に外性器の形態が異常であったため、男女いずれとも性別判定が困難な状況であったような、生物学的に男性と女性の特性を合わせ持つ状態である半陰陽・間性といわれるインター性（intersex）の場合には、性別訂正申立を許可しているケースが多い¹⁶⁾。この違いは、特例法の云う性同一性障害者が「生物学的には性別が明らか」であるのに比べて、インター性の場合には染色体、生殖腺、内性器の判断において性別の判定が困難であるとの理由による。具体的には、インター性の場合には、家族が医者との相談等によって、生後間もないため本人のその時の意思が確認されることなく、どちらかの性別で届け出せざるを得ない、性同一性障害者の場合とは違う事情があるのである。このような場合、本人による自己決定の機会なく、家族や医師の「当該新生児にとってどちらの性が幸福か」という当時のいう予測も加味した上で性別について決定がなされているのであるが、その後に、

本人にとってその選択された性に違和感が発生するようなケースは、当然、予想されるのである。そのような場合、もちろん、家族や医者に、通常、違法性や責任が問われることはないのであるが、問題のある性をそのまま放置することのない、法的対応が望まれる。そして、その後、当時の選択された性別から、本人の意思によって、本人の認識する性別を訂正したとしても、むしろ、その事は法がすべき対応であり。そして、そのことは、性別変更というより、むしろ、本来の性に訂正されたのであり、何ら、戸籍の本人確認性からも問題は生じないと思われる。尚、本稿においては、両者の違いを、常に認識し得るように、性同一性障害者の場合は「変更」とし、インター性の場合には「訂正」と意識的に区別して表記している。

ここで、特例法がいう性同一性障害者について着目すると、判例は、『性同一性障害と診断され、医師の関与の下にいわゆる性転換手術を受けて、外形的にみる限り別の性（女又は男）の内・外性器の形状を備えるに至ったとしても、性別に関する戸籍の記載が、戸籍法113条にいう「法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遗漏があること」に当たるということは出来ないといわざるを得ない¹⁷⁾』と性別適合手術を行っていたとしても、本人の心理的傾向ではなく遺伝的に規定される生物学的性による男女の性別を探らざるを得ないとの判断をしている。確かに、性別適合手術を行っていたとしても、生物学的に性が転換したとは従来の生物学的判断基準からはいえないだろう。

但し、判例の中にも「性同一性障害に苦しみ、いわゆる性転換手術を受けてまでも生來の生物学的性とは別の性の下で生きることを真剣に望む者が相当数いることは否定できない事実であり、医学界においても、その治療及び診断のガイドラインを作成、公表するなどの動きのあることは、前記認定のとおりで

ある。しかし、いわゆる性転換手術については、それが性同一性障害の治療方法として社会一般の承認を得るに至っているかといえば、現段階ではこれを肯定することを躊躇せざるを得ず、社会的なコンセンサスを得るためににはなお十分な議論を要する実情にあるといわざるを得ないし、性別の変更を肯定するとしても、単に戸籍法の分野のみならず、関連する法令の適用上種々の重大な問題を惹起し、社会生活全般に極めて大きい影響を及ぼすことが予想されるのであって、その解決のためには、幅広い視点に立って問題点を洗い出し、社会生活に及ぼす影響の程度や将来の社会のあり方等についても慎重な検討が加えられる必要があり、戸籍訂正の可否やその手続に関しても、これらの作業の一環として解決が図られるべきものというべきであって、結局のところ、立法に委ねられるべきものと考えられる。¹⁸⁾」というように、全く性同一性障害者に対して理解がないというわけではなく、立法に期待する旨も読み取れる。

また、最近では、各地方自治体において投票所入場券や公立図書館の利用申請書など公文書や申請書類から不必要と思われる性別記載欄を見直す動きなどが見られるなど、性同一性障害者への配慮の動きも拡がりをみせて いる¹⁹⁾。

ところが、最高裁判所第二小法廷において2003年6月2日までに戸籍の性別訂正を求めた家事審判の特別抗告で請求を棄却する決定がされたことから²⁰⁾、国内において適切な性別適合手術を受けた性同一性障害者であっても、戸籍上の性別の変更は認められないという判例が、事実上、確立された。

そして、以上のような経緯から、性同一性障害者の置かれている現状を変えるには、事実上、立法的解決しか道はなく、世論の後押しなどもあり、2003年7月10日に特例法が成立し、同月16日に公布されたのである。

3 外国の法的対応

特例法について言及する前に、諸外国との比較が必要と思われるので、日本における戸籍に相当すると思われる諸外国の国民登録台帳（スウェーデン）、出生登録簿（ドイツ）や出生証明書（アメリカ）等についての性同一性障害者の取り扱いについて、概観する²¹⁾。

尚、諸外国のこれらの制度が個人別登録を原則とするのと比べて、日本の戸籍制度が、個人の識別機能に止まらない親子夫婦等の家族単位の身分登録制度であることから、そこに家父長制的「家」制度の固定化といった問題点を見出す説からは、戸籍制度自体の必要性の問題も指摘されるが、本稿では戸籍制度の是非にまでは今回立入らない。また、日本において戸籍制度が廃止されたとしても、それに代わる個人識別の制度はあるはずで、そこでは、やはり、性別変更の問題が生じると思われる。

スウェーデン

1972年4月21公布に公布された「性的転換に関する法律」によって「子どもの頃から国民登録基本台帳に登録されている性以外の性に属することを経験し、且つ長期間、その性によって生活し、将来ともに、そのような性によって生きて行こうとする者は」（1条）、自らの申請によって①申請者が18歳以上で、②断種手術（不妊手術）が行われて、またはその他の理由によって申請者が生殖能力を有しない場合で、③未婚の者についてのみ国民登録基本台帳に登録されている性と異なる性に属することを変更することができる。

ドイツ

「特定の場合における名の変更および性の確認に関する1980年9月10日の法律」により、性同一性障害者の名と性別表記を変更することが可能である。要件としては、「トランスセクシュアリズム的な特徴によって、もはや出生登録簿に記載された性には属さず他方の性に属しており、かつ、3年以上その外觀に

対応した生活を余儀なくされている者」(8条)が未婚で生殖能力がなく、性の外観上の特徴を変更する外科的手術を受けていることなどが求められている。また、裁判手続きをするためには「トランスセクシュアリズムの問題について特別の教育を受け、職業的経験を有し、かつ、十分に信頼に値する2人の専門家の鑑定」(4条)が必要である。

イタリア

「1982年4月14日の法律第164号=性別表記の訂正に関する規範」によって出生証書の性別表記の訂正が認められている。訂正の要件として性別適合手術を受けたことやいわゆるリアルライフ・テストも要求していない。また、婚姻については、申請時に既婚者であってもよいが、性別変更と同時に婚姻が解消される。

アメリカ合衆国

アメリカにおいては州において対応は違うが、2003年において、少なくとも、22州において新しい出生証明書を発行する、もしくは、生証明書の記載を訂正するといった立法または判例上、性別表記の訂正が認められている。また、判例により性別表記の訂正を認めないニューヨーク州では、トランスセクシュアルの場合には、性別について何も記載していない出生証明書を発行し、他の行政文書の性別表記の訂正・変更は認めているようである。

その他の国々

その他、出生証明書などの性別記載の訂正について、立法による解決を行っている国としては、オランダ、トルコ、カナダ・ケベック州、オーストラリアなどがあり、スイス、フランス、スペイン、韓国においては、判例上、性別変更が認められている。

4 特例法の概要

特例法3条は、「家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別

の取扱いの変更の審判をすることができる」としている。つまり、特例法は、判例で認められてこなかった、性同一性障害者の戸籍上の性別の変更を、一定要件を課しているとはいえ、先述の経緯も踏まえて、立法的に対応したものであるといえる。以下、各要件について概観する。

20歳以上であること

性別の変更が、当事者の人生にとって重大な選択であることに鑑み、民法上も法定代理人の同意が必要ない、実質的な行為能力が伴っていると想定される年齢としての20歳以上という要件が考慮されたと思われる。この点、日本精神神経学会のガイドラインも性別適合手術を含む第3段階の治療へ移行するための要件として20歳以上であることが求められている。

思うに、確かに、日本においては選挙権等の多くの年齢的線引きが20歳とされているが、例えば、臓器移植法のガイドラインが臓器提供について書面で意思表示できる年齢を15歳以上としていることからすると、20歳という要件が適切かどうかは議論があるところであろう。但し、特例法の性同一性障害者の性別の変更には、事実上、性別適合手術を前提とすること、また、性別の変更が不可逆的であることを考慮すると、ある一定の人格的な自己決定が可能と思われる年齢である必要があろう。この問題は、性別適合手術する自己決定や性別変更する自己決定は何歳であるならば認めていいかということに直結するものである。

現に結婚していないこと

この要件については「婚姻をしている性同一性障害者について性別の取り扱いの変更を認めると、同性婚が生じてしまうため²²⁾」との説明がなされている。

この点、審判を受けた者が後に変更後の性別で婚姻することが可能であるとするのは勿論のことである。

尚、そもそも同性婚自体が法によって認めるべきであるとの主張からすれば、本要件は、不必要的要件になるのであるが、民法上の婚姻の要件で異性同士であることの明記は、確かにないが、日本国憲法が24条1項で「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」と婚姻は異性同士でなされると解釈可能であるから、直ちに同性婚を認めなければ憲法違反とはいえないだろう。

また、前述のようにドイツ、スウェーデンなどでは、申請時に非婚者であることが要求されている。

現に子がないこと

本要件は、第一に、子の福祉に対する影響が考慮され、第二に、父=男、母=女という社会で認識されている属性の一致を崩壊させない配慮がそこにあったと思われる。つまり、親子関係の変化は、自己決定で説明される当事者の性別の変更を越える範疇に及ぶものと考えられるし、人権的要請が認められるとしても、安易に社会通念を、議論することなく否定すべきでないと思う。

但し、外国の立法において、本要件を要求している法は見当たらず、性別変更後の子の認知のケースの混乱²³⁾などが指摘されている。また、3年後の特例法の見直しにおいても、削除の要請が多いものと思われる。

生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること

元の性別の生殖能力と並存して性別の取り扱いの変更が認められるとすると、生物学的性別と戸籍上の性別との間で食い違いが発生して妥当でないと判断されたものと考えられる。

その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること

本要件については「他の性別に係る外性器に近似するものがあるなどの外観がなければ、社会生活上混乱が生じる可能性があることなどが考慮されたため²⁴⁾」との説明がなさ

れる。思うに、性別の変更は、実生活における病室、更衣室、トイレや風呂、さらには刑務所等の問題にも直結する内容を含むものであり、場合によっては、他人のプライバシー権にも関わることもあり、生物学的性別と戸籍上の性別との間で食い違いがあるまでの性別の任意の選択を認めることに法が慎重なこともうなずける。

ここで重要なのは、この要件により、事实上、性別適合手術を受けた性同一性障害者のみに性別の変更が認められる可能性が与えられることになることである。また、本要件により、間接的ながら、ガイドライン沿っているなど一定条件を満たした場合のみ違法性が阻却されたと思われる性別適合手術に今まで以上の正当性、権利性を与えた結果になったと考えられる。

思うに、法が、性同一性障害者に性別適合手術を、結果的に強制するようなことがあるとすると、違った意味で人権侵害の問題が発生しよう。

医師の診断書の提出

特例法3条2項は「前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。」としているが、このことは、2条で性同一性障害者について「必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう」としていることを担保し、家庭裁判所の認定が適正かつ迅速になされるようにするという意味も含まれていると思われる。

5 小括 特例法の法的姿勢

(1) なぜ、性別変更に一定要件を満たさなくてはならないか

以上のように、特例法は、判例において性別の取扱いの変更が認められてこなかった性

別適合手術が行われた性同一性障害者に対して、一定に要件に基づいて戸籍上の性別の記載の変更を認めるものである。

ここで、特例法の意図する法的姿勢を明らかにするために、なぜ、性同一性障害者の戸籍上の続柄の性別記載の変更を認める必要があるのかを検討する前に、変更を認める場合に、なぜ、一定要件を満たす必要があるのかという問題について先に考えてみたい。なぜなら、本来は根拠を明らかにして方法論を論じるのは筋なのであるが、後述するように、要件の必要性が、むしろ、特例法自体の正当性を根拠付ける内容になっているからである。

すなわち、特例法には、司法で解決できなかった、性別適合手術を受けてまでも生來の生物学的性とは別の性の下で生きることを真剣に望む性同一性障害者の意思を尊重することの実現を、立法的に解決しようという立法意思が存在する。しかし、その方法としては、生命倫理や社会通念に通じる性別についての定義や現在機能している戸籍制度というシステムを変更することはもちろん、評価することもなく、性別変更の要件を課すことで、既存の社会通念やシステムへの影響を最小限にする限定的運用である。

思うに、性別適合手術自体が、性同一性障害の治療の一つの方法でありながら、最近まで国内で実施されてこなかった現状において、その特例法の姿勢は、速やかに法的保護を与えるためには、戸籍制度などの現状の法制度の変更を避け、現状の生物学的判定による男女の差異などの社会的認識を維持した上で、特例というかたちで問題解決を目指した結果であるといえる。なぜなら、戸籍上の性別の変更は、現に、判例上は認められてこなかったように、単に戸籍法の分野のみならず、関連する法令の適用上種々の問題を惹起することが予想され、それ以上に社会生活上の性別の変更は、社会生活全般に極めて大きい影響を及ぼすことが予想される現状において、

制度変更のコンセンサスを得る時間的余裕や可能性も非常に難しいのである。

元より、人権救済は、人権侵害される者が、社会の少数者や弱者である場合であっても、その理由が国民の無理解による既存の制度であってもなされなければならないことはいうまでもないが、戸籍制度やその前段階での性別の判定は、例えば、女性に選挙権を与えないというような違憲性が明確な事案と異なって、そもそも、間違いであると、単純に、断定ができる問題でない。また、法的システムである戸籍制度は国民の判断でその在りようを変更できるとしても、性別の判定は、国民の多数決のみでは便宜上の判断しか出来ない生命倫理に関する問題である。

もちろん、生命倫理に関する問題も、最終的に法的判断をせざるを得ない場合はあるが、この問題については、現法制度を転換するコンセンサスを現時点で得ることは難しく、さりとて、国民のコンセンサスを強制することも許されない。現状の性同一性障害者を救済するためには現段階での法的、社会的なコンセンサスをただちに転換させずして、直ちに、一定の効果をあげるために、立法府の選択した特例法という判断は、一定要件を満たす必然性を持たざるを得ないけれど、一定の評価はすることができよう。

(2) 性別記載の変更の根拠

次に、なぜ、性同一性障害者の戸籍上の続柄の性別記載の変更を認める必要があるのかについて考察したい。この点、学説²⁵⁾としては、権利性に関する理由としてプライバシー権の侵害や憲法24条違反が、戸籍法113条の解釈の問題として、拡大解釈の必要性と間性の場合とのバランスが主張されている。

まず、性同一性障害者が戸籍謄本等を提示する場合に性別表記と外見の相違から、性同一性障害について知られてしまうことがプライバシー権の侵害であるとの指摘、憲法24条に立脚した性同一性障害者の望む性別での婚

姻を認めるべきとの憲法論や「戸籍法の制定当時、性同一性障害というものを知らなかつた」ということから人権救済の目的で「錯誤」の意味を拡大解釈すべきとの主張について反論すべきことはない。

また、間性とのバランスについては、前述の通り、インターフェックスの場合、「生物学的には性別が明らかである」性同一性障害者は明らかに違った状態である点で、違った取り扱いがなされしかるべきなのではないかと思うが、性の判別について「発生学的性（性染色体の型）」に固執すべきでないと主張は、すでに判例の一部も同趣旨を判示しているし、私も、性同一性者に関する諸問題を考察する上での最初の重要な分岐点であると認識している。

さらに、その他の理由としては、性同一性障害者に対する不当解雇等、人権的救済の要請も切迫していることや、戸籍上の名前の変更と性別の変更は同視出来るものではないが、本人確認の必要性を重視するのであるなら、名の変更は認めて性別の変更は認めないと法運用が創作する差異を黙認しておく必然性はないことなどが挙げられよう。

ただ、これらの人権救済的理由も重要であるが、その事のみが理由であると、仮にこれらの人権侵害がなかったとしたら、性同一性障害者の戸籍上の続柄の性別記載の変更を認める必要性はないことになりますしないだろうか。このことは、医療目的でなければ性別適合手術は許されないのかという問い合わせ直結するものである。

そこで、性同一性障害者の戸籍上の続柄の性別記載の変更を認める必要性についても、人権救済という要請的な、ある意味消極的な人権論だけではなく、何らかの具体的な人権的理論の主張がなされる憲法論的根拠が望まれる。そして、ここに、憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、

公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」によって根拠付けられる、「私たちは、自分の生き方については、国家はもちろん、一般社会にも、何ら、強制されることなく選択することができる事が大切なのである」という、いわゆる、自己決定権が積極的根拠として浮上するのである。

この点、例えば、医療の現場におけるインフォームド・コンセントの必要性が説かれ、臓器移植の要件にドナーカードによる意思表示が必要とされるなど、自らの身体に関する内容については、個人の自己決定という内容が重要視されるべきであると考え方が定着しつつあることも自己決定権を根拠とするの理由付けとして挙げられよう。

但し、仮に自己決定権が全面的な性同一性障害者の戸籍上の続柄の性別記載の変更の根拠であるとすると、人権救済の必要性如何に関係なく、性別変更が可能になり、前述した要件の必要性にも疑問が生じる。また、理論的には、前段階での性別適合手術の医学的要件も必要なくなることになるだろう。つまり、自分の望むことは犯罪にならない限りは自由であるとのレヴェルで自己決定権が論じられると、総じて、この問題を、「性別に関する自己決定権」という根拠で総括してしまうことになるのであるが、今まで考察してきた社会通念や生命倫理を一掃してしまう結論付けには、いささかの違和感がある。

そこで、以下、自己決定権の法的内容を探り、その具体的内容を検討した上で、改めて、性同一性障害に関する自己決定権を論じ、最終的には生命倫理に関する自己決定権の在り方にも言及したい。

三、自己決定権とは

憲法上、自己決定権とは「個人は、一定の個人的事柄について、公権力から干渉される

ことなく、自ら決定することができる権利²⁶⁾」とされ、その保障内容としては、①治療の選択や安楽死の是非に関わる生命及び身体の処分についての事柄、②結婚や離婚など家族の形成・維持に関わる事柄、③妊娠、出産や中絶などリプロダクションに関わる事柄、④服装や髪型などを含むライフスタイルに関する事柄などが挙げられる。

但し、自己決定権は憲法の条文上で明記されている権利ではなく、憲法13条の幸福追求権を根拠に学説によって承認されるに至っている。また、保障内容について、個人が人格的自律に不可欠なものに限られるとする人格的利益説と一切の自由を保障すべきとする一般的自由説とが対立している。

この点、それぞれの説が保障する具体的内容の違いは、論者によってばらつきがあるが、おおむね、服装や髪型などを含むライフスタイルに関わる選択を自己決定権の内容として含むかどうかの判断で分かれる。もっとも、両者の区別は、自由が制限された場合の制限根拠の合憲性の審査の厳格性の違いにあるのであるが、服装や喫煙の自由を含むライフスタイルを自己決定権の内容とする一般的自由説主張する論者が、すべて、公立の小・中学校の制服や刑務所における喫煙を違憲と判断する訳でない²⁷⁾ように、結果的にあまり変わらない場合も多い。それに、例えば、「刑務所における喫煙の自己決定権」なる問題は、一般社会の喫煙の自由だけで判断できない、刑務所はどうあるべきかという別次元の問題が並列していて、自己決定権論のみで結論付けられる問題ではないだろう。

また、人格的利益説によって、自己決定権に含まれないとされるライフスタイルの自由にも、憲法上の保護が全く及ばないわけではなく、そもそも、合理的な根拠のない規制は、憲法上、許されない。つまり、本来自由であるはずの私事に関する各種自由について、わざわざ、自己決定権を持ち出して根拠付けの

理由にする必要は、多くの場合、ないのである。

逆に、人格的利益説によって自己決定権に含まれる、例えば、生命及び身体に関わる事柄であっても、日本においては、自殺は、勿論、安楽死や尊厳死についても、現在のところ法的権利とはされていないよう、自分のことであっても、一部の自傷行為や生命倫理上の問題がある場合は制限されているし、法的に認められている整形手術であっても、判断能力がない子供の自己決定のみで、その行為を、正当性を肯定することは難しい。

また、J・S・ミルの1859年の『自由論』のなかでの「彼の意に反して、権力を行使することが正当とされる唯一の目的は、他人に危害がおよぶことを防止することである」ということばを引用するまでもなく、自己決定権は他人の権利を侵害するような内容について認められるものではなく、また、自己決定権の根拠とされる憲法13条が、個人的な幸福追求権であることからして、自己決定を理由として社会の変革を求めるのも、通常、考えられないだろう。

つまり、個人の自由の形態を明確にする自己決定権の内容は、本来的に、自己に関係する、自己で完結可能な内容でなければならず、社会や他人に関わる問題を、直接、左右する根拠にはなり得ない。また、自己に関わる問題であっても、自己決定するだけの判断能力が場合によっては求められ、例えば、自傷行為や生命倫理に関わる内容については、一定の制限があるものと考えられる。

但し、このことは逆説的に、自己決定権はある意味では裸の状態である自由について、「公共の福祉論」を含む各種理論から導きだされた制約という服をまとわせたものであるがゆえに、明文規定でなくして憲法上の権利へと昇華されたものとも考えられるのではないだろうか。つまり、自己決定権としての自由の主張は、本件での自由の主張の範囲を確

定するのみならず、その制限性ゆえに憲法論としての議論の促進を裏付けるものであり、何よりも個人の自由の在りようを明確に標榜するものであり、自由の出発の契機でもあるといえる。

四、私見

これまで検討してきた性同一性障害に関する問題と、自己決定権の内容を照らし合わせると、性別適合手術をする選択とその後に適合した性に性別を変更する選択について、前者は、自己決定があるにしても重大且つ不可逆的な自傷的行為を伴う点において医学的必要性などが求められると判断される。また、後者は、社会的なシステムに関わるのみならず、社会通念や医学的見地を引用することによって法が、かろうじて、技術的に正当化している性別の判定という生命倫理に関する内容であることから、単純に本人の自己決定のみで正当化することは難しいと思われる。つまり、「性別適合手術をする自己決定」と「性別を選択する自己決定」を同列では扱うことには適当ではなく、前者については、自傷行為を自己決定権の制限理由にする説でも医学要件を附すことで権利性が認められるが、後者については単純な自己決定理論によって正当性を導き出すことは難しいと結論付けられるのである。

では、性同一性障害者が抱える諸問題に対する自己決定権を根拠にする主張は、機能せざる、無関係な理論なのだろうか。思うに、そもそも、自己決定権自体が、「人は自由である」という憲法上当たり前の前提を、むしろ、憲法13条のいう「公共の福祉」概念を取り込むことで抑制しつつ体现している側面を持つものであるとの認識はすでに述べたが、その制限性に着目してさらに述べると、自己決定権の実現ということは、個別の自己決定権が元来的に持つ制約をもすでに調整済みである

ことを指す。そうであるなら、別次元の問題が存在する以外で、本来の制約以外の制約は許されず、例え、その主張が社会において少數派であったとしても、権利としての自由の判断には正当性が認められるのである。

そのことは、本件においては、「性別を選択する自己決定」なるものは、通常、認められないものなのであるが、その前段階の「性別適合手術をする自己決定」は自己決定権として、社会のコンセンサスがどのようなものであっても、正に、個人の権利として主張できることを意味する。

そして、「性別適合手術をする自己決定権」は認められ、「性別を選択する自己決定権」は認められなかつたのであるが、結果的に、両者の密接性と両者が食い違うことの弊害に対する人権的救済の要請から、本来単独では認められなかつた「性別を選択」なるものが、「性別変更」として認められるにいたっているのである。

そうであるなら、性同一性障害者の戸籍上の性別表記の変更について、積極的自由である自己決定権は、単独では問題解決には至らなかつたが、自由の主張の契機としての役割が果たしたものといえよう。

そして、生命倫理に関する問題についての自己決定権も、その自己決定権の権利たり得る制限性から、時に、個人の意に反するような客観的な判断がなされるが、その権利性は、社会的コンセンサスをも跳ね除ける憲法理論であり、安易な主張による翻弄を回避し、結果的に目的を解決へと導く契機たりうる権利であると考えられるのである。

註釈

- 1) 「性別適合手術」については、「性転換手術」や「性別再判定手術」等、様々な言い方があるようであるが本稿では「性別適合手術」を使用する
- 2) 性同一性障害の諸問題と「性の多様性」であるとか「性に関する権利」というような現代的キーワードとの関わりを否定することではないが、具体的な定義や法律論などの考察がなくしての、そのような曖昧な理由による問題の結論付けは、あまりにも安易であるし、時に、問題の本質を見誤る結果になると危惧を持たざるを得ない。

例えば2003年7月7日の神戸新聞の「性の多様性受け入れよう」との社説において「人間の性には、染色体や性器の違いという生物学的な性だけでなく、自分をどの性と認識しているかという性自認、どの性に魅力を感じるかという性指向、社会的な性役割など、さまざまな性がある。生物学的な性をとっても単純な二分法でなく、両性的な人もいる。突き詰めていえば、性のあり方は一人ひとり違っている。」と記述があるが、法的な性別の判定の議論に「性指向」や「社会的な性役割」を、「性」というキーワードの共通性から持ち出すことには疑問を感じる。また、性別の決定が必ずしも染色体や外形的な生殖器の在りようという従来の生物学的根拠のみならず、心理的傾向をも総合的に判断しなくてはならないという意味での性判定の前段階での「生来の性の多様性」というものと、男女以外の言わば、第三、第四の性を認めるという意味での「分類としての性の多様性」とは明確に区別されるべきものである。理論的に「性の多様性」を貫く場合は、むしろ、性別の変更を認める必要がなくなるのではないだろうか。また、性差の問題ということから、時に、性同一性障害の諸問題が女性差別の問題と関連付けされることもあるが、少なくとも性別変更を求める性同一性障害者は男女のどちらかのアイデンティティを求めいるのであって、服装のユニセックス化などを標榜するような男女間の性差をなくすことを中心にする運動とは、本来、方向性が違うもののように思われる。

また、1994年のカイロ人口開発会議などで注目されるようになったリプログラクティブ・ヘルス／セクシャル・ライツ（「性と生殖の健康／権利」）は、そもそも、性別の自己決定権の内容を含むようなオールマイティーな「性に関する権利」を意味するものではないと思われるが、例えば、朝日新聞2003年1月8日の特集「時代を拓く」においては性同一性障害の戸籍の性別

変更の問題について「セクシャル・ライツ」が「性差や性的指向に関わらず、性に関する事柄の自己決定権を認める考え方」と紹介されている。日本国憲法においても具体的な権利性が認められていない、曖昧な「セクシャル・ライツ」なるものが、あたかも、国際的に認知されている人権であるかのごとく、いきなり紹介されていることは、性別の自己決定権的なものが世界的には既に認められているというような印象を与えかねないと思う。

- 3) 異性の一員として暮らし、受け入れられたいという願望であり、通常、自分の解剖学上の性について不快感や不適当であるという意識、およびホルモン療法や外科的治療を受けて、自分の身体を自分の好む性と可能な限り一致させようとする願望をともなっている。

診断ガイドラインとしてこの診断のためには、性転換的な性同一性が少なくとも2年間持続していないければならず、それが精神分裂病のような他の精神障害の一症状であったり、半陰陽の、あるいは遺伝的な、あるいは性染色体のいかなる異常とも関連するものであってはならないことが挙げられている

- 4) 日本においては、社会的にも、以前の同性愛を異常視する従来の傾向は見直されつつあるのではないだろうか。例えば、『広辞苑（第三版）』岩波書店／1983年は、「同性愛」を「同性を愛し、同性に性欲を感じる異常性欲の一種。」していたが、『広辞苑（第四版）』1991年では、「同性愛」を「同性の者を性的愛情の対象とすること。また、その関係。」としている。

- 5) 例えば、1952年のDSM-Iにおいて同性愛者は「病的性欲をともなった精神病質人格」と規定されていたが、1994年のDSM-IVでは同性愛の分類自体なくなっている。また、1993年にICD-10は、「同性愛はいかなる意味でも治療の対象とはならない」という宣言を行っている。

- 6) 日本精神神経学会「性同一性障害に関する第二次特別委員会」による『性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン（第2版）』の治療のガイドラインによれば「治療は、原則的に第1段階（精神的サポート）、第2段階（ホルモン療法とFTMにおける乳房切除術）、第3段階（性器に関する手術）という手順を踏んで進められる」とされている。

- 7) 東京地裁昭44年2月15日判決 判例時報551号26頁
東京高裁昭和45年11月11日判決 判例時報639号107頁

性同一性障害に関する自己決定権についての一考察

- 8) 旧優生保護法第28条「何人もこの法律の規定による場合の外故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行ってはならない。」
- 9) 但し、判例を読む限りにおいては一審において、「性転向症者のように性に関して肉体と精神が完全に分離し逆転している者に対しては、精神の異常を精神科的接近により治療することがほとんど絶望的であるから、これらの者の精神的苦痛を除去するために、異常な精神の欲求に対し本人の希望するように肉体の方を外科的手術で変更し、生物学上反対の性的解剖学的構造に類似させることにより一応の自己満足を得させ、精神的葛藤を減少させて均衡をとろうとすることが治療行為として考えられてくるのである。これが性転換手術のもつ積極的な意味であろうと思われる。」と指摘しているように、性同一性障害者の外科的手術の必要性にも一定の理解をしめしている。また、判決の「性転向症者に対する性転換手術は次第に医学的にも治療行為として意義を認められつつあるが、性転換手術は異常な精神的欲求に合わせるために正常な肉体を外科的に変更しようとするものであり、生物学的には男女いずれでもない人間を現出させる不可逆的な手術であるというその性格上それはある一定の厳しい前提条件ないし適応基準が設定されていなければならない筈であって、こうした基準を逸脱している場合には現段階においてはやはり治療行為としての正当性を持ち得ないと考える」との指摘や「被告人が本件手術に際し、より慎重に医学の他の分野からの検討をも受けなどして厳格な手続きを進めていたとすれば、これを正当な医療行為と見うる余地があつたかもしれない」との指摘は、適切な基準による性別適合手術は正当な治療行為とみなされる旨と解釈できよう。つまり、本判決は、性同一性障害者の性別適合手術を一律に禁止するものではなく、一定のガイドラインに沿ってさえいれば問題は生じないと判示しているのである。
- 10) 東京地方裁判所平成14年6月20日決定 労働判例830号13頁
- 11) 東京家裁八王子支部平成10年7月8日審判
- 12) 名古屋家裁平成10年4月15日審判
- 13) 東京家裁昭和55年11月17日審判、広島家裁平成12年1月11日審判など多数確認できる
- 14) 東京家庭裁判所昭和55年10月28日審判
- 15) 例えば、名古屋家庭裁判所昭和54年9月27日審判
- 16) 福井家庭裁判所昭和33年8月21日審判
東京家庭裁判所昭和38年5月27日審判
札幌高等裁判所決定平成3年3月13日 家庭裁判月報43巻8号48頁
浦和家庭裁判所越谷支部平成9年7月22日審判
新潟家庭裁判所平成11年1月25日審判
水戸家庭裁判所土浦支部平成11年7月22日審判
家庭裁判月報51巻12号40頁
- 17) 東京高等裁判所平成12年2月9日決定 高等裁判所民事判例集53巻1号79頁
- 18) 前掲註14決定
- 19) 例えば、長野県の飯田市、神奈川県の藤沢市、東京都の小金井市など
- 20) 読売新聞 2003年6月2日 夕刊
- 21) 諸外国の性別表記の訂正についての詳細は、大島俊之『性同一性障害と法』 日本評論社 2002年 103頁以下参照
- 22) 小野寺理「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」 シュリスト NO1252 68頁
- 23) 前掲註22 65頁
- 24) 前掲註17 68頁
- 25) すべて性同一性障害と法に詳しい前掲註22 62頁による
- 26) 佐藤幸治『憲法(新版)』 青林書院 1991年 412頁
- 27) 例えば、戸波江二『憲法(新版)』ぎょうせい1999年177頁は「一般的自由説の立場に立った場合でも、個人の自由な行為に対する制限がすべて直ちに違憲となるわけではない。制限が合憲かどうかは、制限の根拠・態様・程度などを検討して、制限に合理的な正当化理由があるかどうかによって判断される。」としている。

教科書に見られる奉仕・ボランティア活動

高野 進・影山礼子・村上顕

Civil Service and Volunteer Activities in Textbooks

Susumu Takano・Reiko Kageyama・Akira Murakami

目 次

高野 進

はじめに

I. 中学校社会科教科書「公民」に見られる奉
仕・ボランティア活動

影山礼子

II. 中学校国語教科書に見る奉仕・ボランティ
ア

1. 三省堂「現代の国語」
2. 東京書籍「新しい国語」
3. 学校図書「中学校国語」
4. 教育出版「伝え合う言葉 中学国語」
5. 光村図書「国語」

(小括)

村上 顕

III. 資料：建学の精神における「奉仕」について

——坂田祐先生のメッセージから——

『坂田祐と関東学院』、新編『恩寵の生涯』、
『関東学院教育の群像』、『関東学院百年
史』『橄榄』、『告知板』、『関東学院宗教教
育小史』、式辞原稿

はじめに

当研究所の研究テーマの一つとして「奉仕
／ボランティア教育と実践」について、昨年
は学校現場における奉仕／ボランティア活動
の実情についてアンケート調査実施し、その
結果を研究所報に掲載した。今回は、中学校
教科書の中の社会科「公民」および国語を分
析したものと、関東学院の校訓について、こ
れを定めた坂田祐先生の残された文章の報告
／解説を掲載することにした。

I. 中学校社会科教科書「公民」に見 られる奉仕・ボランティア活動

文部科学省検定教科書の中学校社会科「公
民」には8種類が出ている。以下、アイウエ
オ順で紹介しておこう。この順番で各教科書
の評価、分析を試みたい。

大阪書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、
東京書籍、日本書籍、日本文教出版、扶桑社。

大阪書籍「中学社会 公民的分野」には、「ボ
ランティア活動から福祉について考えよう」
(150、150頁)がある。高齢者問題を中心と
している。高齢者に直接話を聞くこと、市町
村の福祉課、福祉センターなどに問い合わせ
するように提案している。活動にあたって無
理な押し付けに注意を勧告している。

「活動をふり返り、まとめよう」では、活動の吟味とお礼の手紙を書くことを助言している。

囲みの記述では、ボランティア体験者の感想を掲載している。「最初は緊張しましたが、……だんだんと楽しくなってきました。」具体的な行動に入ることから、喜びや楽しみを経験できるという。

教師用「研究と資料」(212頁)には、実際にボランティア活動をすることに対して留意すべきことが、記されている。それは限られた時間で、施設を訪問し、交流することは、「自分にできることには限度があること」を自覚すること、また「相手は人格を持つ存在であり、同情される立場にあるのではない」とも承知するようにという。

教育出版「中学社会 公民ともに生きる」には、「自らともに働く——NPO活動」(80、81頁)のもとに、「社会的協同という考え方」に、ボランティア活動の役割と価値についての記述がある。大規模な災害があれば、緊急な多くの支援が必要になる。しかし求められる援助はさまざまである。それゆえ、行政だけでは十分対応することが難しい。柔軟かつ迅速な対応できるという点で、ボランティア活動が重要な役割を果たせるという。

またボランティアの出る幕についても記述がある。災害に限らず、高齢者世帯の生活支援、生活環境の保全、子供たちの心身の健康維持、文化・芸術活動の活性化などがあるという。ボランティア活動では、人々が自発的に協力し、社会的な課題に取り組んで、大きな成果を挙げている。またNPO活動にも言及している。

教師用指導書では、NPOについて解説をしている(136頁)。その性格は、民間性、非営利性、組織性であるという。

また災害ボランティアについては、多くの人々が参加することが定着してきた。効果的活動を開拓するため、ボランティアの調整を

行う組織が構成されることもあるという。

清水書院「新中学校 公民 日本の社会と世界」には、ボランティア活動についての直接的言及は見られない。「地方自治と住民参加」(84、85頁)において住民運動が扱われている。公害問題が激しかった1960年代には、環境破壊に反対する住民運動が高まった。近年は、住民運動が多様化してきた。自然保護運動、消費者運動、高齢者・障害者のためのボランティア活動、地域の活性化などに積極的に参加する人たちも多い。しかし時に住民運動が利己的利益追求むきだしになることもある。地域の問題を自分たちの問題として受け止め、自主的に解決することが、地方自治の本来のあり方であるという。住民運動は民主主義が根付くために貢献できる。しかも自主的解決は、ボランティア精神に通じる。

教師用「指導と研究」(110頁)の解説は参考になる。ブライスとトックビルが引用されている。ブライス(Bryce)によれば、地方自治が公共的義務と個人的義務を自覚させた。また地方制度が、他人のためだけではなく、他人と一緒に働きうるということを人々に教えることになったという。それゆえ地方自治は民主政治の最良の学校、最良の保障人だという。

またトックヴィル(Tocqueville)によれば、自治制度は、自由を人々の手の届くところに置く、これは人民に自由を平和的に行使することを教えるものであったとする。そうすると、ボランティア活動は民主主義の定着のために重要な意味をもつことになる。

帝国書院「社会科 中学生の公民」は「福祉社会を実現するために」(82、83頁)と「地球市民として」「私たちにできること」(174、175頁)が関連箇所である。

「社会福祉を実現するために」では、「高齢者や障害者が不自由なく外出したり、日常的活動や社会参加したりできるようにするためには、さまざまな条件を整備する必要があり

ます。」……「福祉社会つくりをすすめていくためには、政府や市町村がバリアフリー化のような施策をおしすすめたり、設備をとのえたりして、だれもが住みやすい町づくりをすすめることができます。」このような記述の上に、こう記していることに注目したい。

「制度や設備がととのっても、それを動かしていくには、多くの人の力が必要です。そのためには、私たちひとりひとりが自分には何ができるかについて主体的に考え、さまざまな活動に参加することが大切です。つまりみんながともに生きていく社会をつくりあげていく意欲と行動が必要なのです。」ここで奉仕とボランティア精神の重要性が指摘されている。

「ボランティア活動に参加してみよう」という囲みの記述では、提案や助言がある。

「ボランティア活動に参加してみようと思ったら、まずあなたの住む市町村の社会福祉協議会に連絡してみよう」という。さらに「ボランティア活動に参加してよかった点」を全国社会福祉協議会「全国ボランティア活動実態調査報告」から感想を引用している。

「地球市民として」の項では、「私たちでできること」を考えさせている。「身近なところできる、ちょっとした心づかいや、ボランティア活動に参加することも、地球市民として生きることです。」さらに「地球市民としてあなたができること」をあげてみる試みを提案している。年齢に応じてできることができることを意識して、「今できること」「近い将来できること（10代後半～20代前半）」「将来できること・やってみたいこと・夢」という段階的な記述枠をもうけている。

さらに「たちどまつて考えてみよう——アジアの人々ともに生きる」では、国際協力について考える機会を作る。具体的には「シャープラニール」という団体が途上国の人々に直接に奉仕していることを紹介している。

東京書籍「新しい社会 公民」では、「共

生社会への参加」（44、45頁）の見出しのもとで、ボランティア活動をあつかっている。まず「障害のある人の立場を考えてみよう」の項目では、「自分たちの生活のなかで、障害のある人のためにどういうことができるか、話しあってみよう。」と提案している。また囲みの学習活動のところでは、「障害のある人や高齢者など、社会的に弱い立場の人が、差別されず、ともに生きていく社会を実現するために、私たちは何すべきでしょうか。」と問う。このような論議で終わることなく、実際の行動に向かって欲しいものである。

「ボランティア活動の種類と方法」では、実際にボランティア活動をしたくても、何をしてよいのかわからない人は、右の表を参考にしようとある。また地域の社会福祉協議会でも詳しく教えてもらえますという。ここで具体的には、「ふれあう活動」「守る活動」「集める活動」「知る活動」「伝える活動」が挙げられている。

教師用指導書（100頁）では、学習目標として2項目が挙げられている。

「障害のある人や高齢者など、社会的に弱い立場の人が差別されず、ともに生きていく社会を実現するために自分たちにできることを考え、計画を立てる。」

「ボランティア活動に関心を持ち、ボランティア活動の種類と方法を理解する。」

ここにあるボランティア活動の定義は参考になる。「個人の自由意志に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、他人や社会に貢献する活動。」その特徴は、「自発性」「無償性」「公共性」「先駆性」であるという。先駆性については、「社会の新しい課題を発見し、それに取り組んでいくこと」であるという。

さらに自分にあった活動を見つけるための参考プロセスも示す。これは日本文教出版の教科書と共通している。その他、ボランティア活動をするにあたっての心構えを教えている。必要以上に肩肘を張らないこと、自分の

できる範囲で気軽にすること、悩みを自ら抱え込まずに楽しむ心も必要とするという、また相手と対等の立場で接することなどが助言されている。

日本書籍「わたしたちの中学校社会 公民的分野」は、「生活舞台としての地域社会」(24、25頁)の中に、次のような記述がある。「近年、地域のエネルギーを取り戻し、生活の場としての地域にしていくために、『村おこし』『まちづくり』『コミュニティづくり』など、さまざまな住民運動や住民活動に住民が積極的に参加していこうとする動きが盛んになっている。こうして、地域住民が主人公になって地域の活性化が進められ、さまざまなボランティア活動も生まれている。」このように地域活動との関わりにおいて、ボランティア活動に注目している。

また 囲みの記述では、「阪神・淡路大震災と地域づくり」を紹介している。

「地方自治の課題」(120、121頁)では、とくに「住民と地方自治」の項目に注目したい。「地方自治は民主主義の最良の学校である。」(ブライス)「住みよい地域社会をつくるには、住民自身がふだんから地域社会や行政にはたらきかけることが必要である。住民運動は、このような働きかけのなかで発展してきた。」

そして住民運動の起源は、「地域住民の健康と生活を守るために、公害や環境破壊に反対する運動としておこった。」ものであるという。しかも「地域の活性化のための取り組み、NPO(民間非営利組織)による自然保護、ボランティア活動などへ広がっている。」このような現状が紹介されている。

民主主義を確立し、維持していくために住民参加が重要であり、ボランティア活動はこのために大きな役割を持っているのである。

日本文教出版「中学生の社会科 公民」には、「ボランティア活動を通して」(54、55頁)に次のような記述がある。「1995(平成7)

年の阪神・淡路大震災のとき、全国から被災地に集まったボランティアの人々が活躍し、「ボランティア元年」といわれました。」このようにあの大きな地震のときに集まったボランティアたちの活動に注目することから始める。さらに1997年にあったロシア・タンカー、ナホトカ号の座礁事故では、中学生を含む多くのボランティアが重油除去に当たった。さらに「こうした大きな災害や事故のほかには、ボランティア活動の場はないのでしょうか。」そのように問うている。

次に、ボランティアの本当の意味を吟味し、「わたしたちにできること」を考えさせている。54頁の「ボランティア」の定義は次のようなものである。(1)自主性、主体性、(2)社会性、連帯性、(3)無償性、無給性、(4)創造性、開拓性、先駆性。つまりこれは、自分の意思で行う活動である。まだれでも生き生きと豊かに暮らせるように、お互いに支えあい、学びあう活動である。またこれは一方的な慈善活動ではない。金銀では得られない出会いや、発見、感動、喜びを得ることができる活動であるという。さらに今、何が必要かを考えながら、よりよい社会を市民の手でつくる活動であるという。ここにまことの心の行き届いた活動が目指されている。

「地域でできるボランティア活動」では、いろいろな活動のタイプを例示している。

(1)時間はないけれども、何かしたいという人—募金活動、衣料品や医薬品を発展途上国に送る活動、リサイクル品の回収など。

(2)体を動かすことが好きな人—野外活動や、スポーツ指導、河川や森林のごみ拾い、障害を持つ子どもたちとのキャンプ・リーダーなど。

(3)人とつきあいの得意な人—障害者や高齢者の介助、不登校児童・生徒の相談相手、地域の子供たちとの交流、外国人留学生への日本語指導など。

(4)技術を活用したい人—点字、手話、日本

語通訳、施設を訪問して楽器や歌の演奏、福祉用具や補助具の製作、パソコンを使った事務、運営など。

自分の行っているボランティア活動に「どのような理由で満足しているか」について、調査の結果が掲載されている。このデータは帝国書院の教科書に出ているものとほぼ同じものである。いずれも、活動する側が逆に多くのものを学び得ているという。

最後の「むすび」の記述は参考になる。「私たちの身近なところできるボランティア活動は、たくさんあるのですが、なかなか気がつかないものです。」しかし本来は、「心の垣根を取り払い、お互いに助け合うことがボランティアの基本です。」とある。偏見、差別の意識を取り去り、助ける人と助けられる人という区別がなく、人間同士が元気を与え合うことができることを教えてくれる。

教師用指導書の「事項のとらえさせ方」(93頁)のところでは、ボランティア活動という言葉が、初めて使われたのは1647年であった。当時、イギリス国内は混乱状態にあり、町を自分たちで守る自警団をボランティアと呼んだ。やがて軍隊の志願兵を意味するようになった。やがて社会福祉などの分野で無償で働く一般市民を意味すようになったという。

ボランティア活動を始める心構え6か条を示している。これは参考になる。

(1)身の回りのことからはじめる。(2)活動の基本をしっかりと意識する。(3)約束を守る。(4)活動を記録、点検する。(5)学習して、自分の目的を高める。(6)家族や学校の理解を得る。東京書籍の指導書の助言とともに、これは貴重な助言である。

「住民参加と地方自治」(143頁)では、住民意識の変遷に注目している。「今日、住民運動は、自然保護、奉仕活動、町づくりなどに関して、反対主義から参加主義へ変わりつつある。」さらに新しい展望を示す。「1998(平

成10)年には、特定非営利法人活動促進法(NPO法)が制定された。これは公共サービスを手がける非営利団体を公認することによって、社会福祉など住民が行う自由な社会貢献活動の健全な発展を促進するためのものである。」

また地方自治について、こう記述している。「住民が受身であってはならない。住民自身が地方自治に参加し、積極的に政治を動かし、住みよい地域をつくらなければならない。」人々の意識の向上が訴えられている。

扶桑社「中学社会 新しい公民教科書」(185頁)には、「働くことの意味」という囲み記述がある。そこでは「人間はなぜ働くのだろうか。」と問う。たしかに「生活のために働くというのは、一つの答えであろう。」しかし「何もしなくても生活していくなら、人間は働くなくなるのだろうか。」とさらに問う。「人間は、社会の中で相互に依存し合って生活している。それぞれが他の人の仕事を必要とし、また自分の仕事をやって他の人をささえている。それによって社会的なつながりの中に加わることを意味している。」仕事を通して支えあい、社会との連帯をつくりているのである。またこれによって自分の存在意義を確認できる。

「自分の能力を発揮して、責任を果たし、他の人や集団に対して貢献することができれば、自分自身にとっても、大きな喜びとなる。」とある。さらに「これは、金銭的収入をともなう職業についてだけでなく、仕事全般に当てはまる。」ことであるという。そして「人間の働くのは、たんに生活のためだけでなく、充実した人生を送るためといえるのではないだろうか。」という。重要な意味がここにある。これはボランティア活動にますます当てはまる。

「学校と社会」(185頁)では、学習は学校の中だけで行われるものではないとする。「家庭や地域社会も、重要な学習の場である。」

という。そして今日の傾向として「ボランティア活動への参加や、自然体験・職業体験なども、教育の中に取り入れるようになった。」という。しかし各人に求められることもある。それは「こうした自発的な学習を行うには、基礎的学力を身につけることが不可欠になる。」自分自身の確立が求められている。これはないがしろにされてはならない。

186頁には、「ボランティア活動に参加する理由」についてグラフが掲載されている。また同じ頁に「公と私のバランス」の記述では、「一人ひとりが自分人生を力強く生きていくには、自分の生き方を実現しようとする強い目的意識を持つことが大切である。」しかしそれだけではなく、「公共的精神」が求められているという。

「地域社会の再生」(189頁)では阪神淡路大震災では、地域の人々の助け合いが大きな力を發揮した。地域の人々の協力で多くの人々が救出された。また避難所では、全国から参加したボランティアの人たちによる援助とともに地域の人々の助け合いが。被災者の力となった。」という。さらに被災者が移った仮設住宅でも被災者の間でしだいに新しいつながりがくられて、コミュニティの大切さを知るようになったともいう。これは多少美化しすぎのきらいがある。

現代人の生活の範囲は拡大しており、職場、学校、社会活動を通して、他社との結びつきを確立していかなければならぬ。これらのことも指摘されている。

教師用指導書288頁では、学校週5日制が始まると、土曜日をどのように過ごしているだろうかと問う。そして、ボランティア活動に参加すること、イベントに参加する、博物館などへいく、さまざまな人々と交流を持つことが助言されている。また教科書に掲示されたボランティア活動に参加する理由を見て、自分の考えと比べてみることを提案している。

総合的コメント

公民教科書を発行している8社をそれぞれ調べてみて、奉仕・ボランティアについて必ずしもスペースを割いて言及していないものもある。しかし文部科学省の奉仕奨励策もあり、これから改定・出版されるものは、もっと多くのスペースを割いて、このことが記述されることになろう。これらの教科書の記述から、住民活動や、ボランティア活動が、民主主義の確立のための基礎となりうることを学ぶことができる。言い換えると、そのような活動が停滞するときに、真の民主主義が後退していることを示すことになろう。各人としては、年齢に応じて、また能力や、時間の余裕に応じて、いろいろな社会参加をすすめ、そのようにして人生を豊かにし、よき市民として地域社会に、広くは人類社会に貢献しなければならない。

II. 中学校国語教科書に見る奉仕・ボランティア

国語は他者や集団社会との関わりを主要テーマとする教科ではないが、奉仕・ボランティア精神に通底する心の問題を扱っている。そこで2003年度は、中学校国語教科書を読み、「奉仕」と「ボランティア」をキーワードとして、その特質を探ることを試みた。

2003年度に使用されている中学国語教科書は5社から出版されており、名称と著作者は次のようである。以下、順次、会社別にその内容を簡潔に紹介する。

三省堂 「現代の国語1」「現代の国語2」「現代の国語3」

著作者：金田一春彦・長谷川孝士ほか23名

東京書籍 「新しい国語1」「新しい国語2」「新しい国語3」

著作者：三角洋一ほか30名

学校図書 「中学校国語1」「中学校国語2」「中学校国語3」

著作者：野地潤家・安岡章太郎ほか22名

教育出版 「伝え合う言葉 中学国語 1年」「伝え合う言葉 中学国語 2年」「伝え合う言葉 中学国語 3年」

著作者：木下順二・加藤周一ほか35名

光村図書 「国語1」「国語2」「国語3」

著作者：樺島忠夫・宮地裕・渡辺実ほか27名

1. 三省堂「現代の国語」

本書では、「奉仕」という用語は使用されていないが、「ボランティア」の用語がタイトルとして使用されている。ユニセフでのボランティア実践者である黒柳徹子氏の「ボランティア、はじめの一歩」では、「身近なところに気を配って、次に、自分にできそうなことは何かを考える。自分の能力を生かせる

範囲で、何かをする。無理なくやれるということが、最も大切な条件の一つだと思います。もう一つ大事なことは、世界で起こっていることに関心をもつことです」と、氏によるボランティアの勧めが紹介される。

つぎに、世界平和や地球環境保護を重要視する紙面作りとなっている。とくに、「平和」のテーマは3年間にわたって、「平和を願う」(1年)、「平和をもとめる」(2年)、「平和を築く」(3年)と、継続した章立てになっており、重視されていると感じる。平和や環境保護といったテーマは、競争や破壊といった概念に対峙し、共生に通じる思想と考えられる。戦争体験、カンボジア難民、地雷、被爆者の姿などを通して平和の大切さを訴え、地球という運命共同体における生物と人間の助け合いの必要性を取り上げる。

さらに、生徒の視野を広め、共生（異質なものとの）思想の手がかりとなる題材を多用している。例えば、障害者と健常者、異文化コミュニケーション、ジェンダーといった観点からで、点字、手話といったコミュニケーション手段のための技術をも扱っている。自身が障害者である乙武洋匡氏の「心のバリアフリー」を採用し、「子どもは純粹だ。障害者を見れば『どうして？』との疑問を抱くが、その疑問が解消されれば、分け隔てなく接してくれる。もっともっと、聞いてほしい。『どうして？』という疑問をぶつけてきてほしい。その疑問を心に残したままにすることが、障害者に対する『心の壁』となってしまうのだ。そして、その疑問が解かれ、子どもたちの中に障害者に対する『慣れ』が生じたとき、『心のバリアフリー』は実現される」と、氏の見解を紹介している。

2. 東京書籍「新しい国語」

本書は、全体的に日本語技術の運用の向上を主眼としたオーソドックスな体裁を取っている。

まず、「奉仕」や「ボランティア」といった用語は直接的には採用していない。

つぎに、世界平和や地球環境保護については、原爆、戦争、ヒートアイランド、都市問題などを取り上げている。

また、共生（異質なものとの）思想に関しては、障害者、ディサビリティ・スポーツ（disability sports、障害者スポーツ）、バリアフリー、義足の少年の話、異文化体験、女性（1・3年生の表紙とヴェロニカ）を扱っている。

黒柳氏、乙武氏、野坂昭如氏、妹尾河童氏といった現在活躍中の人たちの作品は、三省堂教科書のような文章掲載という扱いではないが、読書案内に紹介している。

3. 学校図書「中学校国語」

本書も、「奉仕」や「ボランティア」といった用語を直接的に取り上げていない。

つぎに、戦時の満州での体験、原爆被災といったテーマを取り上げ、三省堂教科書と同様に乙武氏の「心のバリアフリー」、身体に障害をもつクッキー売り青年の能動的な生き方、点字や指文字の学習といったコミュニケーションの技術面を紹介するなど、平和や障害者に関わるテーマを扱う。

とくに地球環境保護、異文化理解に紙面を割いているのは、本書の特色である。環境問題では、牛乳パックのリサイクル、都市化の弊害、自然保護、動植物や多様な生命と人間との共生の必要性を扱う。異文化理解では、アイヌ語、パールハーバーの授業、ハングル文字、日韓交流、エスキモー民族との出会いなど文化の多様性を取り上げるが、「世界の見え方一多角的に見る」と題した、物事を多様な視点から捉える可能性を説くコラムはユニークである。例えば、地図帳を例にとり日本列島をユーラシア大陸側から描き、視点を新たにする試みなどである。

さらに、漢文では、論語の「己の欲せざる

所、人に施すことなかれ」を選ぶなど、自他の関係性を重視している。

4. 教育出版「伝え合う言葉 中学国語」

まず、「奉仕」や「ボランティア」の概念は直接的に使用していない。しかし、渡辺啓子看護士による「無医村の優しい人々」の内容はその精神につながるものである。それは、氏が青年海外協力隊に参加してパラグアイに赴任した際のエッセーであるが、氏はその中で、「そうするうちに、自分がだんだん素直になっていくのを感じた。人々を好きになり、何かをせずにはいられなくなる。喜ぶ顔が見たくなるのである。初めのころのわたしは、人々に大いに利用されようと思っていたのに、いつかくわたしがこれだけやっているのに。>に、変わっていたように思う。それに気づいた時、すでに任期は半分以上過ぎていた。自分のそういう傲慢さを認識した時、少しだけ彼らに近づいたような気がする」と、自己の感情の変化を吐露している。ここでは、「奉仕」や「ボランティア」といった直接的な言葉は現れないものの、氏の行為そのものが自発的な奉仕活動であって、内容的には「奉仕」や「ボランティア」のテーマを扱った作品といえるのではないだろうか。

つぎに平和に関しては、原爆、戦争被災、死、命の尊さといったテーマを扱い、環境問題では人類全体の観点から地球のかけがえのなさを訴え、自然環境保護、環境破壊と人間、環境連鎖といったテーマを取り上げる。

社会に関しては、障害者、高齢者への配慮から、車イスから見た町（車イスの弁護士による）、障害者基本法、手話・点字といった技術面を含むテーマを扱うことによって、人に優しい町づくりを考えさせている。

また、子どもの権利条約（いのちのこと）、栄養失調死するタンザニアの子どもたち、ベトナムの夜間小学校、アンゴラの学校の貧困な実態、ハイチのストリート・チルドレンな

どを紹介することによって世界各地の子どもたちの厳しい現実を示し、生徒たちの目を世界を拓かせようと工夫している。

さらに本書の論語は、「徳孤ならず。必ず隣有り」、そして学校図書と同様に「己の欲せざる所、人に施すことなけれ」を選んでいることから、自他のつながりが重視されている。その他、ユダヤ人差別、「女らしさ・男らしさ」といった特性論に基づくジェンダー差別もテーマとなっている。

5. 光村図書「国語」

まず、「奉仕」の語は用いていない。しかし、「ボランティア」の用語はタイトルとしてはないが、文中で使用されている。第二章「世界に目をむける」の貫戸朋子医師による「マドゥーの地で」では、「『国境なき医師団』は……現在では、世界八十か国以上の国々から二千人を超す医療スタッフがボランティアとして登録され、その活動はパリ本部を拠点に、要請があれば世界のどこへでも迅速に医師を派遣し、医療に必要な物資を届ける、「世界の救急車」としての役割を果たしています……マドゥー・キャンプ（スリランカ）で活動する前、わたしは、『ボランティア』とは無償で尽くすこと、自分のもてる知識や技術、労力を与え、人を助けることだと思っていました。しかし、実際に活動にたずさわるようになって、考えは変わりました。わたしはそこで、必死に生きようとする人々と出会い、彼らから『求められる』ことを通じて多くのことを与えられました。わたし自身の喜びと生きがいを見いだしたのです」と、ボランティアを実践することによって生きがいや喜びを与えられた氏のボランティア観が述べられている。それは氏による人類愛に基づく献身的な愛の奉仕活動に他ならないと言えるだろうし、前述の渡辺啓子氏の心情や活動と共通するものである。また、この章では発展学習として、ボランティア活動の種類や参

加者の考えについて思索したり、インターネットを使用して「ボランティア」のキーワードから情報を収集し、それに対する意見文を作成する提案もなされている。

つぎに平和に関しては、戦争体験、原爆投下、中国残留孤児などのテーマを扱い、環境問題では、環境連鎖に注目させ、森の消滅による文明の崩壊、地球の危機を扱っている。

障害者問題では、乙武氏の「スーパービート板」を掲載し、氏が水泳競技を通して、「特別視することのない、本当の仲間を得る」過程を描き、前述したような氏の「心のバリアフリー」論を紹介する。

さらに、異文化交流・理解では、留学生の日本体験、アフリカでの異文化体験を扱い、「世界に目を向けると、知らなかつたこと、考えなければならないことが幾つも見つかる……自分も考えてみたい、取り組んでみたいと思うことを、探してみよう」と提案する。また、「世界の言語を比較したり、「物を見るときには、ちょっと立ち止まって、ほかの見方を試してみてはどうだろうか。中心に見るものを変えたり、見るときの距離や角度を変えたりすれば、その物の他の面に気づき、新しい発見の驚きや喜びを味わうことができるだろう」と視点の複眼化も勧める。それは、すでに述べた「世界の見え方一多角的に見る」のテーマと通底するものである。

（小括）

以上、5社の国語教科書について、奉仕・ボランティア精神を養う心の問題を扱っているかどうかを明らかにすることを試みた。

各社が共通して取り上げている内容は、平和、環境保護、障害者や異なるものとの共生、異文化理解、世界の経済格差（南北問題）などであったが、それは奉仕やボランティア精神と何らかのかたちで思想的基盤を共有すると考えられるだろう。例えば、他者とのつながり、共生、同情（共感）、相互扶助、協働

といった倫理的側面において、である。

さて、「奉仕」の概念を直接的に使用する出版社は皆無であり、「ボランティア」概念も直接的に引用したものは、5社中、三省堂「現代の国語」、光村図書「国語」の2社にとどまった。しかし、教育出版「伝え合う言葉」の内容が示すように、それらを間接的に示唆するものもあった。いずれにしても、多くの出版社が障害者である人、ボランティアを実践している人といった体験者に語らせており、その言葉の重みは、生徒たちの感情に強く訴え、かつ伝わる効果が大きい。そういった意味で、国語教科書が、奉仕やボランティア精神の涵養といった現代日本の教育課題の琴線に触れる効果は小さくないといえるだろう。それはまた、教科書であるがゆえに、現代日本の教育政策にマッチ（検定）しているとも、いえるかもしれない。

なお、高校国語教科書の特色をつかむことは、つぎの課題である。

III. 資料：建学の精神における「奉仕」について

—坂田祐先生のメッセージから—

『坂田祐と関東学院』、新編『恩寵の生涯』、『関東学院教育の群像』、『関東学院百年史』『橄欖』、『告知板』、『関東学院宗教教育小史』、式辞原稿

1912年7月30日（日記）「明治天皇崩御」
（『恩寵の生涯』P115）

引用聖句 ロマ 13:1 凡ての人、上にある権威に従うべし、それは神によらぬ権威なく、あらゆる権威は神によりて立てられる」

私は軍隊に服務中にクリスチャンになった（1903年5月3日 四谷バプテスト教会・陸軍士官学校馬術教官・25才）のであるが、当時天皇に対する忠誠服従は絶対であった。私の信仰はこの忠誠と絶対服従の精神を以て、主キリストの父なる神に奉仕することであった。

（1959年2月12日、満80歳の誕生日におけるあかしの一文である。明治天皇崩御に際しての日記から、近衛騎兵軍人として天皇に仕えた先生が、その精神を以てクリスチャンとなり、神に仕える信仰の生涯の礎を記されたものである。）

1919年4月9日 中学関東学院第1回入学式
式辞（『恩寵の生涯』P101）

キリスト教の精神を高調して建学の精神とし、これを具体的に表現するために『人になれ』『奉仕せよ』の二つの言葉を校訓として、～キリストの教訓をもって人たるの人格をみがき、キリストの愛の精神をもって奉仕することである。

『人になれ』…諸子は将来学者になり、教育家になり、実業家になり、政治家になり、弁護士になり、医者になり、軍

人になり…になるであろうが、何者に
となる前に、先ず人にならなければな
らない。

『奉仕せよ』 人のために、社会のために、
国のために、人類のために尽くすこと
である。

(創立時、文部省訓令による公教育機関に
おける宗教教育禁止に対して、キリスト教
の精神を根底とする学校教育の必要から敢
えて私塾的中学関東学院としての道を選ん
だ。その本学院の建学の精神を具体的に表
わすものとしての校訓『人になれ』『奉仕
せよ』である。)

1924年3月9日 中学関東学院第1回卒業式
告辞 (『坂田祐と関東学院』P45、『恩寵の
生涯』P109)

「平和のチャンピオンとなれ」 - 建学の
精神を高調する -

引用聖句 ヨハネ 15:13 人がその友のた
めに自分の命を捨てること、これよりも
大きな愛はない。

立派な人となって、人のため社会のため
に尽くすことである。人になれということと、
奉仕せよということとは、離すべからざることで、吾人の徳は奉仕によって磨か
れるのである。

奉仕とは、自分以外のもののために尽く
すことである。それは君に対する忠、國
に対する愛國…となるのであるが、その
最大なるものは「人その友のために命を捨
つる、これより大なる愛はなし」である。
これは愛の極致である。

(人になること即ち人格を完成することは
難しい。しかし、理想に向かい、自己の人生
観の基礎を確立して、価値ある生涯を送
ろうとする努力そのものに価値がある。そ
れは愛の極致の精神をもって眞の奉仕に努
力することである。)

1924年 かんらん (橄榄) (『関東学院教育の
群像』P13)

「平和のシンボル」

偉大なる哉自然の力、偉大なる哉人間の
努力、かくして我等はハンブルなるべく教
えられた。血の代償を拂って、此の貴い教
訓を得た。ハンブル！人の上に立たんとする
にあらず、人を使わん為にあらず、人に
使われる為である。

橄榄！平和のシンボル、これ我等の理想
である。

(1923年の関東大震災において、日本一と
誇っていた校舎が一瞬のうちに崩壊した。
このことによってハンブル（謙遜）なるべ
きことを教えられた。この教訓から人間の
生きる意味を学んだ。)

1926年3月5日 学友会誌第2号 (『坂田祐
と関東学院』P38)

「最上の奉仕」

引用聖句 ヨハネ 15:13 人がその友のた
めに自分の命を捨てること、これよりも
大きな愛はない。

米国の一人の若い婦人、纖弱の身を以て、
はるか南洋の『クサイ』とかいふ島の人の
肉を喰ふ獣なる種族に、キリストの福音を
伝へんと決心して、其島に上陸した。～伝
道してゐる中に、人の血に渴してゐる土人
等は、この婦人を殺して喰てしまうた。(次
いでその妹も)～末の妹もまた奮い起った。
二人の姉が喰い殺された其島に其貴うとい
志をつぐべく上陸した。～全島に大悔改が
起こった。つひに福音は受け入れられ、土
人の多くはキリストを信ずるに至った。偉
大なる哉福音の力。～キリストを信ずる井
上(伊之助)氏は、父の仇をとる代はりに、
(父が殺された)生蕃に愛の福音を伝うべ
く決心して台湾に渡った。～伝道に従事す
ること十有六年。～キリストによりて強化
せんとの熱望は益々盛んである。

(命をささげての福音伝道に生きている人々のように、愛によって神と人とに仕えること、これが最上の奉仕である。)

1929年3月2日 第6回中学部卒業式告辞

(『坂田祐と関東学院』P48)

「我が名を天の帳簿に」

引用聖句 マタイ 7:12 何事でも人々からしてほしいと望むことは、人々にもそのとおりにせよ。

真の成功は我々を造り給うた神の聖旨に叶う人間になることがあります。

世間から賞められなくとも、我が名はこの世から認められなくとも、人間の書いた歴史に名が残らなくとも、即ち「名ヲ竹帛ニ垂レ」なくとも我が名は「天ノ帳簿」に記されることが、最も貴いことであるかを諸君は学んだのです。～縁の下の力持になって下さい。そして社会のため、国家のため、人道のために奉仕して下さい。奉仕の根本精神は「人に為られんと思うことは人にも亦その如くせよ」という言葉であります。これはキリストの御言葉であって黄金律といわれるるものであります。我々は人からしてもらいたいその事を人にすることをあります。

(神の聖旨に叶う人間になることが最も貴いことであり、この目標によって生き方の価値が変わる。何事も考えの中心を他者に置きまず他者のために為すこと。イエス・キリストが生涯を通して奉仕に生きる最高の模範を示されたのである。)

1931年4月25日 学友会誌第9号(4.6入学式辞の大要) (『坂田祐と関東学院』P57)

「我が学院教育の精神」

引用聖句 マルコ 10:45 人の子が来たのも、仕えられるためではなく、仕えるためであり、また多くの人のあがないとして、自分の命を与えるためである。

ヨハネ 15:13 人がその友のために自分の命を捨てること、これよりも大きな愛はない。

人のこの世に生をうくるや、何人もみな一の使命をもっている。それは自分以外のものの為に尽くすことである。即ち人の為に、社会の為に、國の為に、更に進んで世界人類の為に奉仕することである。自分一人の存在することによって、たとひ甚だ微小なりとはいひ、この世をよりよきものにすることである。キリストは『人の子の来れるも事へらるる為にあらず反って事ふることをなし、又たおほくの人のあがなひとして己が生命を与へん為なり』と仰せられ、又た「人がその友の為に己の生命を棄つる、之より大なる愛なし」と教へられ、十字架上に人類の犠牲となって、奉仕の最高の模範を示されたのである。～自分以外のものの為につくす奉仕の精神が、君に対しては忠となり、親に対しては孝となり、友に対しては信となるのである。この奉仕の精神が養はれて、教育勅語の大精神が、実現せられるのである。」

(奉仕は人としての使命である。他者のためにつくすことがこの世に存在する意味である。)

1933年10月10日 学友会誌第23号 (11.28橄榄第10号、中学部創立15周年、橄榄創立10周年を記念したもの) (『坂田祐と関東学院』P84)

「回顧15年」

引用聖句 ヨハネ 15:13 人その友のために自分の命を捨てること、これよりも大きな愛はない。

学院の教育方針は人間教育である。～、理想の「人」は云ふまでもなく、基督である。彼は最高の模範である。「人その友のために己の生命を棄つる、之より大なる愛はなし」と教へ、自らその友の為に、人類

の為に、その貴い生命を捨てられたのである。これは愛の極致であり、奉仕の最高の模範である。「君の馬前に討死する。」之は我が武士道の精神であって、日本精神の真髓である。我等はかくの如き、立派な日本精神をもってゐる。この精神が、神に潔められて、眞に日本を救う力となる。されば我等はこの精神の上に、基督教を築き上げ、神を畏れ、祖国を愛し、人類を愛し、これが為に、一命をさきぐることの出来る、眞の人を作らなければならない。これが本学院の最高の使命である。

(奉仕の最高は友のために自分の命を棄てることができる愛である。その模範はキリストである。キリストに倣って愛をもって、友のために、国のために、人類のために奉仕できる人を作ること、これが本学院の教育であり使命である。)

1940年3月6日 高商部第11回、中学部第17回 合同卒業式告辞(『坂田祐と関東学院』P100)

「遵法の精神を」(皇紀2600年の卒業を祝って)

引用聖句 箴言 16:32 自分の心を治める者は城を攻め取る者にまさる。

マタイ 5:41 もし、だれかが、あなたをしいて1マイル行かせようとするなら、その人と共に2マイル行きなさい。

『人になれ』とは、第一は国体の認識を深めることであります。~。第二は遵法の精神を高めることであります。即ち國法の権威に服従することであります。遵法の精神の根底は良心の権威に従うことであります。眞に偉い人とは、良心の権威に従う人であります。~聖書箴言に「己の心を治むる者は、城を攻め取る者に愈る」とあります。己の心を治むる者と云うのは良心に従って行動する人を云うのであります。~要するに良心に従って行動する人になれと

云うことであります。次に『奉仕せよ』と云うことであります。即ち自分以外のものの為に尽くすことであります。山上の垂訓の中に「人もし汝一里行くことを強いなば共に二里ゆけ」とありますが、これは奉仕の精神であります。~即ち諸子が課せられた義務以上に努めることであります。

(第二次世界大戦が勃発し、式典は行政の役人及び憲兵等の監視がなされるようになった。奉仕の精神は自分の良心に従って進んで行動することにある。なおこの後に、正しい神の観念、正しい宗教的人生観、永遠の価値あるもの、神の守りによる希望など本学院の教育について語られた。)

1944年3月6日 中学部第21回卒業式告辞
(『坂田祐と関東学院』P106)

「確乎たる死生觀を」

引用聖句 マタイ 25:14~30 (タラントの
たとえ…長いので掲載を省略する)

ヨハネ 11:25、26 わたしはよみが
えりであり、命である。わたしを信じる
者は、たとい死んでも生きる。また、生
きていて、わたしを信じる者は、いつま
でも死なない。

神の賞し給うことは、結果の多寡大小に
あらず、其の能力を十分に發揮したかしな
いかにある。立派な皇国民になって君国に
最高の奉仕を為すことであります。將軍に
ならなくとも、重役にならなくとも一兵員
として、自己の能力を充分働かすことで
あります。それによって皇国民として尊とい
目的が達せられるのであります。これは極
めて平凡であるが一の達觀であり、立派な
人生観であります。これには確乎たる信念
を要するであります。人爵よりも天爵を
重んずる信念であります。人を相手にせず
天を相手にする信念であります。何者をも
恐れずただ神を畏れる信念であります。か
かる信念あれば如何なる地位にあっても君

國の為に潔く身命を献げができるのであります。～（人は）皇国民として生まれ、皇國の為に奉仕し、皇國の為に死ぬ、これは我々日本國民の人生觀であるのであります。諸子はこの人生觀を確りと持ってゆかれることを希望するのであります。～天は正義に組す、我が皇國は天佑を保有する万世一系の皇國であります。死を恐れない為には確乎たる死生觀を持つことあります。「我は復活なり生命なり我を信ずる者は死ぬとも生きん、凡そ生きて我を信ずるものは永遠に死なざるべし」。これほど希望にみちた言葉はないと思います。また「神我と共に在ます」の聖句は我等に偉大な力を与うる聖句であります。

（自分に与えられている能力を充分に働かして奉仕することが人としての最も尊い目的である。神による復活の生命を信じ、死を恐れることのない死生觀と希望とをもって身命を献げて奉仕を為すことである。）

1946年2月27日 創立記念式式辞（戦後初の創立記念式、工業専門学校休業のため、1か月のばす）（『坂田祐と関東学院』P117）

「人全世界をもうくとも」

引用聖句 マルコ 8：36 人が全世界をもうけても、自分の命を損したら、なんの得になろうか。

学院の創立の精神は基督教の精神即福音の根本義に依る人間教育であります。基督の教により国家社会人類の福祉に奉仕する人を作る教育であります。～從來の教育は、國家在って個人のない教育であります。國の為にさへなれば個人はどうなっても構はない教育であります。個性の完成は全く顧みられない教育であります。個性を無視し、人道を無視して教育せられた人々が政府の要路に立ち、軍閥をなし指導階級に立ったが為に戦争が起つたのでありま

す。

聖書は「人全世界をもうくとも己が生命を損せば何の益あらん、又その生命の代に何を与へんや」と一個の生命が、即ち個性が全世界よりもまさると教へて居るのであります。民主主義の根本がここにあるのであります。

此学院の教育は此聖書の教に立脚する教育であります。～最高のものは此聖書の教に基く人間教育が其中心を為すものであることを銘記せられることを希望します。

（創立の精神はキリスト教の精神による人間教育である。即ち、キリストの教えにより国家社会人類の福祉に奉仕する人を作る教育である。）

1947年1月27日 第29回創立記念式式辞（『関東学院教育の群像』P15）

「建学の精神」

引用聖句 イザヤ 2：2～4 終わりの日に次のことが起る。主の家の山は、もろもろの山のかしらとして堅く立ち、もろもろの峰よりも高くそびえ、すべての国はこれに流れてき、……こうして彼らはそのつるぎを打ちかえて、すきとし、そのやりを打ちかえて、かまとし、国は国にむかって、つるぎをあげず、彼らはもはや戦いのことを学ばない。

学院は堅く建学の精神に立ち、其の使命を達成しつつあるか否かにあるのであります。学院は基督教の精神を以て立派な人間を作り、社会・国家・人類に奉仕する人物を養成することを使命として居ります。

1954年12月21日 商工高校「アガペー」（『坂田祐と関東学院』P140）

「真の奉仕」

引用聖句 Iコリント 13章

ヨハネ 15：13 人がその友のために自分の命を捨てること、これよりも大き

な愛はない。

～『人になれ』『奉仕せよ』の二つの言葉を以て校訓とし、常に強調して来た。キリストの教を以て、人としての教養を積み、キリストの愛を以て、人の為に奉仕することである。広くいえば、社会のため、国のために、人類のために奉仕することである。その奉仕は即ち「アガペイ」を具現することである。

(奉仕はアガペーなる愛の具現である。)

1959年4月10日（大学「告知板」第12号、『関東学院教育の群像』P23）

「科学の発展と人生」

わが大学に於ては、教養学科に基徳教を加え、これに重点を置きこれを土台とし、この上に人間形成を目的としている。その土台はイエス・キリストである。これはわが学院の建学の精神である。「人になれ、奉仕せよ」の校訓はその具体的表現である。即ちキリストの愛の精神に従って人のため社会のために奉仕することである。

(建学の精神の具体的表現である校訓は、キリストの愛の精神に従って人のため社会のために奉仕することである。また、校訓『人になれ』『奉仕せよ』の二つの言葉がこの文より一つの「」にくくられている。なお、同様の一つの「」記述は、1955年創立36周年記念式式辞の坂田祐先生自筆原稿にも見られる。校訓の内容的変革を意味するものであろうか。)

**1960年1月27日 創立満41年創立記念式式辞
（『恩寵の生涯』P137）**

「キリスト教教育」

真の教育は、人間が、眞の人間となるため、すなわち、神の子となる自由を保ち、隣人に奉仕するように訓練するためにあること。

～わが関東学院の建学の精神はキリスト

の教訓によって人になり、キリストの愛の精神を体得して隣人に奉仕するように訓練することである。

(建学の精神はキリストの愛の精神を体得して隣人に奉仕することである。)

1963年1月26日 創立記念式式辞（1月27日

は日曜日のため1日くりあげて行った）

（『坂田祐と関東学院』P172）

「あなたがたも完全な者に」

引用聖句 マタイ 5：48 あなたがたの天の父が完全であられるように、あなたがたも完全な者となりなさい。

ヨハネ 15：12、13 わたしのいましめは、これである。わたしがあなたがたを愛したように、あなたがたも互いに愛し合いなさい。人がその友のために自分の命を捨てること、これより大きな愛はない。

Iコリント 3：10、11 神から賜わった恵みによって、わたしは熟練した建築師のように、土台をすえた。そして他の人がその上に家を建てるのである。しかし、どういうふうに建てるか、それぞれ気をつけるがよい。なぜなら、すでにすえられている土台以外のものをすえることは、だれにもできない。そして、この土台はイエス・キリストである。

マタイ 5：48 この聖言は神様のようになれというのではなく、人として完全なものになれということあります。

ヨハネ 15：12、13 これは奉仕の精神であります。

Iコリント 3：10、11 関東学院という学校法人は、関東学院の各学校を幼稚園から大学、大学院に至るまで、このイエス・キリストなる土台の上に建てているのであります。

(奉仕の精神は愛によって人のために命を捨てるのことである。)

1964年1月27日 創立記念式式辞 (『坂田祐と関東学院』P176)

「戦時下の圧迫に抗して」

引用聖句 マタイ 5:48 あなたがたの天
の父が完全であられるように、あなたが
たも完全な者となりなさい。

ヨハネ 15:12,13 わたしのいまし
めは、これである。わたしがあなたがた
を愛したように、あなたがたも互いに愛
し合いなさい。人がその友のために自
分の命を捨てること、これより大きな愛は
ない。

マタイ 10:42 ~この小さい者のひ
とりに冷たい水一杯でも飲ませてくれる
者は、よく言つておくが、決してその
報いからもれることはない。

Iコリント 3:10,11 神から賜わ
った恵みによって、わたしは熟練した建
築師のように、土台をすえた。そして他
の人がその上に家を建てるのである。し
かし、どういうふうに建てるか、それぞ
れに気をつけるがよい。なぜなら、すで
にすえられている土台以外のものをすえ
ることは、だれにもできない。そして、
この土台はイエス・キリストである。

~友のために命をすることは奉仕の最
大なものであります。又み言ばに「この小
さい者のひとりに冷たい水一杯でも飲ませ
てくれる者は、よく言つておくが、決して
その報いからもれることはない」とありま
すが、これは小さい親切をつくせという教
えであります。

(奉仕は人の求めることに応えて心からの
親切をつくすことである。)

ある。

なお、歴史的制約にあって不適切な表現が
ありますが、研究のためにここに掲載させて
いただきます。)

(以上が建学の精神における「奉仕」につい
ての坂田祐先生のメッセージである。先生は
キリストに倣って神と人とに仕える信仰のも
とに建学の精神を築き、教育を通して奉仕を
使命として生きる人の養成を旨とされたので

調査報告

2003年度 資料委員会報告

村椿真理

Report of the Resource and Reference Committee, 2003

Makoto Muratsubaki

目次

1. はじめに
2. 旧研究所保管図書の分類作業中間報告
3. 資料委員会収集資料報告（2004年2月現在）

1. はじめに

資料委員会は2003年1月現在、4回の定例委員会、ならびに本年度も夏季に2回にわたる大学図書館内資料調査作業を行い、旧「関東学院大学・日本プロテstant史研究所」以来の散在している資料の調査、また旧「関東学院大学・日本プロテstant史研究所」（以下、旧研究所と略す）保管図書の分類整理、今なお埋もれている日本に関係するバプテスト史関連資料、関東学院史関連資料他などの発掘収集調査を行った。以下は保管図書整理と、今年度の活動により収集された特筆すべき資料を紹介し、2003年度の活動報告とする。

2. 旧研究所保管図書の分類作業中間報告

昨年度の「日本プロテstant関係資料目録（其の一）」記載文献の整理に続き、今年度は未整理のまま残されていた旧研究所の図書分類整理作業を行った。千数百冊に及ぶ和洋書文献の分類整理は、困難を極める作業で

あるが、旧研究所の文献目録の分類に従って整理が始まられ、現段階で全体の五分の一ほどが整理され記録された。こうした作業は委員会の作業日を設けて行ったり委員個々人の献身的作業により進められているが、本年度冬期終業期間中にも行われ、次年度に継続される作業である。貴重な資料文献もあり、ひととおりの作業を終えた時点でリストアップし本紙面において報告したい。

3. 資料委員会収集資料報告（2004年2月現在）

委員会が今年度入手した資料文献は以下の通り（以下は和書洋書の順に、入手した順に記載）。

- 1)『新約聖書通論』アーネスト・F・スコット著、原良三訳。長崎書店、1937年
- 2)『カルヴィニズム その神學と秩序の理念』H・H・ミーター著、原良三訳。新教出版社、1949年発
- 3)『科學と見えざる世界』基督教思想叢書 第二巻 第四輯、エディントン著、千葉勇五郎訳。新生堂、1931年
- 4)『十二使徒教訓』米国派遣宣教師事務局、明治17年 1884年
- 5)『眞の道の早わかり』D. B. マッカーティー著、基督教書類会社、明治25(1892)

年

- 6) 『福音史』 W.インブリー著、井深梶之助訳。基督教書類会社、明治31年（第3版）
- 7) 『蛮宗制禁録 全』嘉永5年 二巻 甲州臣摩郡小淵沢 山田龍吉写筆本
- 8) 『訓点、新約全書』米国聖書会社 日本横浜印行 明治15年 横浜製紙分社新鑄鉛版
- 9) 『訓点、舊約全書』前編 米国聖書会社 日本横浜印行 明治15年 横浜製紙分社新鑄鉛版 明治18年 上編
- 10) 『訓点、舊約全書』前編 米国聖書会社 日本横浜印行 明治15年 横浜製紙分社新鑄鉛版 明治18年 下編
- 11) 『新約全書』米国聖書会社 日本横浜印行 横浜製紙分社鉛版印行 明治18年
- 12) 『新約聖書卷之二 馬可傳福音書』和紙 70丁 ヘポン・ブラウン訳 明治5年
- 13) 『新約聖書』前編 米国聖書会社 日本横浜印行 横浜製紙分社新鑄鉛版 明治15年
- 14) 『WARERA NO SHU IYESU KIRISUTO NO SHIN YAKU ZEN SYO』 THE NEW TESTAMENT IN JAPANESE. TRANSLITERATED BY J. C. HEPBURN, M. D., LL. D. YOKOHAMA : PRINTED BY R. MEIKLE-JOHN AND CO. FOR THE AMERICAN BIBLE SOCIETY. 1880 (正誤表付、明治13年のヘポンによるローマ字版の新約全書。ヘポンは1873年にローマ字によるヨハネ伝をニューヨークで出版したとされるが、これは新約の全ての巻を翻訳した後に作られたもので、後のヘポン式ローマ字が確立されて行く原点となつたとされる書)
- 15) 『舊約聖書詩篇』北英國聖書会社 日本横浜印行 明治13年
- 16) 『新約聖書 馬可傳 全』米国聖書会社 文庫版60頁 明治37年
- 17) 『耶蘇基督真蹟考 全』斯定筌口述 久米邦武筆記 発行者、岩崎重雄 ミハエル・シュタイッセン著 明治30年
- 18) 『天道遡原解』全3巻 嘉魯日耳士訳刊 丁韋良 (W. Martin, PN) 著 明治7年 (実際は加藤九郎訳といわれるが、聖書に関する翻訳委員会社中とは別の訳文例として注目される。)
- 19) 『聖福音書と使徒行録』公教宣教師ラグ 訳 公教会 大正15年
- 20) 『耶蘇教の初代 (使徒行傳)』左近義弼訳 編 聖書改訳社 大正8年
- 21) 『新約聖書馬太傳 全』米国聖書会社 翻訳委員会社中 日本横濱上梓 明治10年
- 22) 『新約聖書馬可傳 全』翻訳委員会社中 日本横濱上梓 明治10年
- 23) 『新約聖書路加傳 全』翻訳委員会社中 日本横濱上梓 明治9年
- 24) 『新約聖書約翰傳 全』翻訳委員会社中 日本横濱上梓 明治11年
- 25) 『新約聖書使徒行傳 全』翻訳委員会社中 米国聖書会社 日本横濱上梓 明治10年
- 26) 『新約聖書哥林多前書 全』翻訳委員会社中 日本横濱上梓 明治11年
- 27) 『新約聖書哥林多後書 全』翻訳委員会社中 日本横濱上梓 明治11年
- 28) 『新約聖書加拉太書 全』翻訳委員会社中 日本横濱上梓 明治10年
- 29) 『新約聖書帖撒羅尼迦前書 全』翻訳委員会社中 日本横濱上梓 明治12年
- 30) 『新約聖書希伯来書 全』翻訳委員会社中 日本横濱上梓 明治9年
- 31) 『新約聖書以弗所腓立比書 全』翻訳委員会社中 日本横濱上梓 明治12年
- 32) 『新約聖書約翰書 全』翻訳委員会社中 日本横濱上梓 明治10年
- 33) 『バプテスト教員必携』(年代不明)
- 34) 『バプテスト信仰テキスト 聖なる教会』

日本バプテスト東部組合 昭和5年

- 35) 『近代日本キリスト教名著選集』第1期、キリスト教思想篇（全8巻・別冊1）及び、第II期、キリスト教教派史篇（全8巻・別冊1）日本図書センター
- 36) Association Records of the Particular Baptists of England, Wales and Ireland to 1660. Edited by B. R. White. Part 1. South Wales and the Midlands. The Baptist Historical Society. 1971.
- 37) Association Records of the Particular Baptists of England, Wales and Ireland to 1660. Edited by B. R. White. Part 2. The West Country and Ireland. The Baptist Historical Society. 1973.
- 38) Association Records of the Particular Baptists of England, Wales and Ireland to 1660. Edited by B. R. White. Part 1. The Abingdon Association. The Baptist Historical Society. 1974.
- 39) Association Records of the Particular Baptists of England, Wales and Ireland to 1660. Edited by B. R. White. Indexes. Compiled by K. W. H. Howard. The Baptist Historical Society. 1977.
- 40) W. M. S. West. To Be a Pilgrim a memoir of ERNEST A. PAYNE. Lutterworth Press. 1983.
- 41) Ernest A. Payne. The Baptist Union A Short History The Baptist union of Great Britain and Ireland. 1982.
- 42) K. W. Clements . Baptists in The Twentieth Century. The Baptist Historical Society. 1982
- 43) Editor, Anthony Clarke. Bound for Glory?. God, Church and World in Covenant. Whitley Publications. 2002.
- 44) Susan J. Mills. SOURCES FOR THE STUDY OF BAPTIST HISTORY. Angus Library, Regent's Park College,

Oxford. The Baptist Historical Society. 1992

調査収集された諸資料は以上での通りであるが、委員会では迎える年度、更なる資料調査、収集活動を継続する予定である。

ループをご指導ください」ということで、客員研究員になっていただきました。2002年は、客員といえども私ども以上に研究の成果をご報告くださいり、私どもに強い励ましを与えてくださいました。きょうはまた、いかに坂田先生に直接に接せられた方々の、現在ではもう数少なくなられた中で大島先生にお話しいただけることを大変うれしく思っています。大島先生には、教育者としての坂田先生を語っていただけることになっています。

そして、また、坂田先生のご家庭での姿を、ご家族の坂田創先生においでいただき、お話しいただけることになりました。本当にありがとうございました。

聖書研究者坂田祐、教育者坂田祐、家庭人坂田祐。そういう視点で、きょうお話しいただけだと、大変立体的に1人の人物を浮き上がらせるができるのではないかと思います。非常に偉大な人を私どもは偶像化してしまいがちですが、そういうものではなく、私どもの関東学院も、神様に導かれて打ち立てられました。神様に用いられた坂田先生の足跡を思い起こしたいと願っています。きょうご出席の方々も直接間接に関東学院を支えておられるわけですが、今、私どもが関東学院の創設の情熱をもう一度よみがえらせればと思っています。

きょうはわざわざご出席いただきありがとうございました。

安 田：精木先生ありがとうございました。
それでは、ただいま精木先生のお話にありましたように、本日は、3人の先生がパネラーを担当していただくので、ご紹介したいと思います。

前関東学院長小川圭治先生です。それから元関東学院の宗教主任大島良雄先生です。それから元関東学院の中・高等学校教諭の坂田創先生です。よろしくお願ひします。

発題 坂田祐とエレミヤ書研究

小川圭治（前関東学院長）

小 川：ご紹介いただいた小川です。こちらのキャンパスに入ってくると、今までなつかしかった建物がなくなったところに大きな立派な建物が次々とできていて、皆さまのご努力の賜物であると拝見しました。2年足らず前まで、私は関東学院の学院長の大役を仰せつかりまして、多くの立派な友人たちを与えられ、5年間勤めさせていただきましたが、年限がきて退任いたしました。しかし、そのとき一緒に勉強してきたことが、私の心の中で、今でも子どものように大きくそだつてきて、今、縷々御説明のあった、こういうかたちの共同研究をご一緒に進めることができますことを、非常にうれしく思っています。

テーマは、今ご紹介にありましたように、「坂田祐の東大卒業論文『預言者耶利米亞』について」であります。その論文はそれほど大きなものではなく、これがその卒業論文のコピーそのものです。オリジナルは、三春台の坂田記念館にあり、ご覧になれます。小さな字で書き込んだものです。また後で申し上げますが、漢字片仮名まじり文という、我々には大変読みづらいもので、105ページあります。400字詰めの原稿用紙にして、おそらく250枚はあるだろうと思います。これは学部卒業論文というよりは、博士論文まではいきませんが、十分修士論文にはなり得るような論文です。この問題については、本研究所のニュースレターの4・5号合併号に、「客員・研究員の広場」というセクションに書くようにと言われましたので、私の気持ちをそこに書かせていただきました。またあとでご覧いただきたいと思います。

そこにも書きましたように、坂田先生の名前を、私は関東学院に来る前に仙台の尚

絅女学院短大の学長の任を担当していた時期があり、『尚絅女学院100年史』の編集の責任を負っていた中で、姉妹校である関東学院のことを勉強する必要が出てきて、いろいろと勉強させていただきました。

その中で、ほとんど初めてと言ってもいい形で、坂田祐という人物と対面しました。私が、この仕事の後で実感したことは、坂田祐という人は、こんなにすばらしい人物であるのに、それにしては関東学院以外の、日本のキリスト教関係者の中で、もっと話題になり、知られていい方なのではないかということです。そういう坂田先生のすばらしさというものを、私たちがもっとしっかりと知り、それを人にも伝えるために、このような研究プロジェクトを踏まえ勉強しなければと考えたわけです。私はその中で、これも関東学院に来て2年目ぐらいに、三春台の坂田記念館で、この卒業論文の『預言者耶利米亞』の資料に対面して、大変感動しました。非常に繊細なきれいな字でぎっしりと書きつらねています。この論文について一度は勉強したいと思っていたところ、今回こういう機会をお与えいただいたわけです。

しかし、次第に年をとってくると、うまく魅力的な話ができないので、少なくともわかりやすくということで、内容のレジュメを書いてきました。今日お話しすることは、ほとんどこの内容と同じです。そのほかに資料がABCDEFGHIGI ぐらいまであります。それは目で見ていただいた方がいいと思って、資料として揃えました。

(1) はじめに

最初のページに書きましたように、坂田先生の生涯は、私としては、大きく6つに分けることができるのではないかと思います。

まず誕生も含めて・鹿角大湯小学校時代

と不老倉・足尾銅山で体を使って働かれた第①期の時代。そして第②期が陸軍騎兵隊・陸士教官時代。東京帝国大学哲学科宗教学専攻学生の時代。第一高等学校を通じて、東大に入学された時期が第③期。第④期が中学関東学院学院長。第⑤期が、関東学院学院長・理事長の時代。そして第⑥期は、戦後の関東学院の発展に貢献される時代。

6つに分けて考えてみたいと思います。これは全く私の私案ですが、全体を見渡すために一応このようなものをつくってみました。6つに分けてありますが、これは7つか8つにする必要があると感じながら、一応全体を見渡してみました。

今日話題として、皆さんにお考えいただきたいと思うものは第③期にあります。実際に、この卒業論文を拝見するまでは、私はそういうものがあることを全く知りませんでした。そして関東学院の関係のいろいろな歴史を見ても、ほとんど卒業論文については触れていません。そういうこともあります。私はこの論文に強い関心を持ったわけです。資料のAとBで、Aは、この真っ黒のものです。大正元年(1911)年に入学されて、哲学科宗教学専攻ということです。Bは浮き表紙で『預言者耶利米亞』。この漢字がなかなか読みづらいと思います。ローマ字にするとJeremiahとなります。預言者というのは、ご存じの通り、普通の「予め」の「予」ではなく、銀行などで使う「預ける」の「預」になっています。

神が神の言葉を、それを述べ伝える者たちに預けてくださった。この言葉を預かる者、この意味での預言者です。ノストラダムスのように、予め何年か先に何が起こると言う予言者ではありません。そうではなく神の言葉を預かる者としてのエレミアが、ここに提出されている論文のテーマ、材料です。

(2) 卒業論文の提出と審査

次に「卒業論文の提出と審査」に入ります。今申しましたように、もっと私たちは坂田祐を誇りにし、多くの人たちに彼の信仰や生き方などを伝える必要があると感じています。

とくに一つのきっかけになったのは、その一番下にも書いたように、私が今から6年少し前に、はからずも関東学院学院長の重責に指名をされたときの歓迎会で、ある方が、「小川学院長で十代目の学院長になるが、初めて神学者の学院長を迎えた」という歓迎の言葉をいただきました。私は、それを聞いたときに、とてもあたたかい言葉をいただいたとうれしくなって帰りましたが、それから1年ほどたち、三春台の坂田記念館を案内していただいた時に、この卒業論文を見ました。

そこで、それをくわしく研究したわけではありませんが、ばらばらとめくって見ました。そして、「これは大変な労作である。そして、そういうものがここにあるということは全く皆さま方の注意の対象になっていない」と思いました。とくにあのあたたかい歓迎のお言葉が示すように、それまでの学院長は神学者ではなかったということが裏に含まれています。そうではなく、今の精木先生の言葉などにもあったように、旧約学者、預言者学者坂田祐というのも十分通用するものであると思ったわけです。

この卒業論文が提出され、それがどう扱われたかということは、その次のCの資料をご覧ください。これは筆書きで読みづらいかと思いますが、「坂田祐論文一冊」と書いてあります。その審査をしたのが石橋智信先生。石橋先生および大畠清先生とのご関係など、関東学院のバックには、このような旧約聖書学者の方々のつながりがあると思います。

日本における最初の旧約聖書学者と言つ

てもいい石橋智信先生は、1909~1914年までドイツに留学していらっしゃるので、坂田先生が東大の学生になられたときは、最後の1年間だけ石橋智信先生の授業を受けたり、指導を受けたりしたのだと思います。この石橋先生の次に署名されていますのが鈴木宗忠先生です。これは文部省一流の書き方ですが、大正4年1月30日には主査の石橋東大専任講師に送付され、5月1日に受領が確認され、5月12日に閲了。読み上げられたということです。少し読みにくいくかもしれません、そのようになっています。そして最後に高楠教授となっています。

鈴木宗忠先生は、当時東北帝国大学の教授で、臨済宗妙心寺派の僧侶でもあり、大乗仏教の研究家です。論文が5月12日に受領され、5月16日に閲了となっています。高楠順二郎先生は東京帝国大学教授で、インド哲学、仏教学の教授で文化勳章もお受けになった方です。坂田祐の卒業論文を5月17日に受領して5月19日に閲了しました。

私は、この関係で、まず先ほど言ったように、石橋智信先生と関東学院のつながりということをもっと調べたいと思います。大島先生など古い先生方は思い出としてお持ちかと思いますが、また後でお読みになっていただきたいと思います。

とくにそこで私が初めて名前を出した、沢野良一先生という方は、そういう流れの中で勉強された神学者で、先ほど少し準備の会のときに大島先生にお伺いしましたが、戦争中にフィリピンで戦死されました。この先生がお元気でいらしたら、すばらしい足跡を残されたのではないかと考えられるわけです。石橋智信先生は、大畠清先生と1940年に、「ヘブライ史」という書物を出版していらっしゃいます。沢野良一先生は、その弟子筋にあたります。関東学院は、そういう方たちで、旧約聖書についてのア

プローチは持っていましたが、そのことがはっきり、この卒業論文の中には出てこないということ、とくに東大教授との関係で石橋智信先生しか出てこないということは、東京大学は大変キリスト教が嫌いであり、東大哲学科にはキリスト教講座は長い間できなかったためです。

私は京都大学を卒業しましたが、京都大学は逆にそれを受け入れてキリスト教講座ができたといういきさつがあります。しかし、東大の授業の内容を見ていくと、そこでは石原謙先生や例のケーベル先生が、西洋哲学史の古代を教えていました。古代というと、キリスト教教父学です。したがって、タイトルにはキリスト教はないのですが、実質的にはキリスト教についての講義をしていて、例えば石原謙先生の卒業論文なども教父学でした。

科目名は、キリスト教には触れていませんが、正式に卒業論文審査の担当者となると、その担当者は哲学専攻の人には任せられないということで、むしろ宗教学や仏教学の方の協力を得て審査が行われたのだと思います。

この資料Cはおそらく文部省から来ている事務方の覚書なので、読了閱了まではありますが、その後その論文が合格したかどうかはもちろんここには書いていないわけです。資料Gは最後のところで直接にとりあげたいと思いますが、これは石橋智信先生がドイツ語で書かれた覚書だと私は思います。その覚書の中で「すばらしい」と感嘆符が3つも出てくるような、全面的に肯定の判定が出たということが、この資料から私たちは判断できると思います。

それに対して、坂田祐先生自身がこの論文をどのように考えておられたかについて、坂田先生自身が書いていらっしゃることを、つい最近まで私はひとつも見つけることはできませんでした。ところが先ほど

もお話をあった、坂田創先生のところにある坂田祐日記の中にそれが出てきて、そのコピーを早速お送りいただきました。そのコピーを皆さんに差し上げるといいのですが、この坂田日記をどう扱うかが、研究者としても定まってないので、たくさんコピーをしてばらまくことは差し控えさせていただきました。しかしまず少し急いで読んでみます。

「卒業論文完成の記 大正4年4月21日」。〔先ほどの3人の審査の方々との接続などがうまくかみ合っているのをご覧いただけだと思います。内容的には以下のようになっています。〕

「僕が卒業論文の題目を選んだのは、昨年の春である。僕は殉教者が好きだ。旧約の殉教者の中でエレミアが大好きだ。僕は彼を論文の題としたのである。夏休み前に参考書を少しは集めたが、夏休みには何ものもできなかった。悲しいことや心苦しいことを書いて夏の日は暮れた。3ヶ月の夏休みは終わった。新学年になってからは、論文にとりかかった。

僕は毎夜論文のために祈った。僕がこの大預言者を少しでも多く解することができるようになると祈ったのである。即ち僕の論文は祈りをもって、祈禱をもって始まったのである。種々なことがあったが、しかし4月20日に論文が完成した。予定通りであった。21日に製本した。それから見直した。25日には、中野にも持っていく、錠さんと松本君にも校正してもらった。26日にはもう一度読み合わせて、少しでも誤字の訂正をした。きょう、即ち27日午後2時文科大学事務室にこれを提出した。内容ははなはだプーアである。思ったように書けなかった。しかし帰宅して神に感謝する祈禱をした。かくして余がプーアなるウォークが、祈禱をもって始まり祈禱をもって終わったのである。これから先の合格不合格は仕方

がない。全く天に任せるのだ。僕は僕の与えられた範囲においてベストを尽くしたと思う。バプテスト神学校より沢山の参考書を借りた。感謝する。」

したがって、坂田先生は、しなければいけないという思いで嫌々勉強されたわけではありません。エレミアが大好きで大好きで仕方ない。エレミアを勉強するということは、つねに喜びであった。そして喜んで一生懸命勉強した。その上に祈りで始まって祈りで終わった。それくらいエレミア研究、聖書研究は先生にとって身についたお仕事であった。そのことを私は一応、皆さんと一緒に確認しておきたいと思いました。

(補注)その後坂田創氏が日記記入中に「口述試験を受くるの記一大正四年六月一日(火雨)という文章があり、論文試験の合格発表は二十七日に出た」という文があることを教わった。長文なので略す。

(3) その文体について

ところがこういう立派な卒業論文が、なぜそれほど関東学院の中においてすらご覧になる方が少なかったのか。それは私はわかりませんが、しかしいずれにしても、ひとつ理由は非常に特異な文体にあると思います。その文体を、ひとつだけ皆さんにこういう本文だという例として、本文の最初である、資料のE「序言」でご覧いただきます。これは必死になって書いたと思われますが、本文そのものです。我々が見てわかるように、漢字片仮名まじり文です。我々は漢字平仮名まじり文であれば、なんとか読めますが、漢字片仮名まじり文というのは、やはり非常に読みづらいわけです。

そして、レジュメにも書いてありますように、バプテスト訳と言われるネーサン・ブラウンの訳は、オールひらがな訳の聖書でした。川崎鉄也さんの協力を得て、後に

変体仮名を入れた平仮名まじり文に訂正されました。それが1901年、明治34年にはバプテスト教会訳というかたちで刊行されました。それで、バプテスト教会訳はそういう仮名まじり文ですが、そこに例をあげたように、片仮名まじり文となると漢文の記号のようなものが入ってくるわけです。

皆さんは、レジュメの2ページ目の下から10行目の例をどのようにお読みになりますか。後ろから矢印で「むしろ」と書いてあるから読めますが、私は最初は「ネイコウ」と読みました。ここで終わってしまいました。それから「之ヲ」というのも、いきなり「之」とつくと、その前後に別な漢字がついて、それについて読んでしまいますと、「之ヲ」が「これを」と読むのにしばらくかかりました。それから終了の了という漢字で「了ハセルナリ」は「おわらせるなり」ということです。もうひとつ、この記号は坂田先生で初めて私は知ったのですが、「何々すれども」は棒と「モ」がついて濁点が消えて「ドモ」となっています。これが全部繰り返して出てきます。それから、それと同じく「しかれども」もあります。こういうものをあげるときりがありません。

(4) その方法論について

漢字片仮名まじりであるために、非常に読みづらくなっています。ここ2カ月で一通り、これをついに読み通しました。私は肩がこらないほうですが、坂田先生のこの片仮名まじり文で、すっかり肩がこりました。そういうやっかいなもので、おそらくこれから、この序言の言葉をお読みいただくのに、入学試験の国語力検定試験の問題にお使いになるとよいと思いました。

全部105ページにわたって、この調子なのです。序言はまだ変なもののが少ない部

分で、私は一面に鉛筆で書き込みましたが、一面に鉛筆で補わないとわからないというような本文になっています。しかし、それをよくご覧になりながら、小川流漢文学でこう読みました。そうすると、その文章の調子。そういうものがどんなに力を持ったものかということがおわかりいただけると思います。

資料E「世界各国の興亡を考え、歴史の構成を接し来れば、何れの国と雖、地理、人種、宗教、人物、時勢の五要素を有せざるものなし。而して此等の要素は各々密接の関係を有し、殆ど相離すべからず。されば今一人物を捕へ來りて之を研究し、之を論するに當りても亦た此等の要素を叙し其関係を説かざるべからず。是を以て余[私は預言者耶利米亞〔エレミヤ〕の研究を草するに際し、先ず第一に彼が活動舞台たる國土を叙し彼が属せし民族の歴史の概要及その民族の特徴を述べたり。而して彼の生を彼をして活動せしめたる時代を叙述して彼の傳記に及び、更に進んで彼の著作たる預言者耶利米亞記を説明し之れが解説を試み、以て彼の人思想に觸れ、最後に彼が世界文化に及ぼせる貢献を論ぜり。」。

そして次に目次でたどっていくと、これから書かれる100何ページのものの全体を視野に入れて、こういうことを順序を立てて論ずるということです。後で石橋智信先生が繰り返し、「クリアではっきりしててすばらしくて感動的な文章」と言われています。

そういうすばらしい文章ですが、『恩寵の生涯』には、この卒業論文のことについては一言もありません。『恩寵の生涯－新編』(82ページから91ページ)の「東大卒業」の頃には、中島力造博士が担当した卒業のための口述試問のこととは書いてあります、卒業論文のことについては一言も触れていません。先ほどの日記だけが今まで

見つけたただひとつの文章です。そこにこういうかたちでこれから論ずるということが書かれているわけです。

(5) 参考書について

それでは、この論文のために、どういう資料、参考書を使われたのでしょうか。資料のDに、内村鑑三の「興國史談」というものがあります。これは岩波の内村全集第七巻に入っています。私はこれを読んで「ああ、これだ」と思いました。というのは内村全集の岩波版は、普通の漢字平仮名まじり文で書かれていますが、そのオリジナル原稿はもしかしたら漢字片仮名まじり文であった可能性があるからです。中身についても、あげられた参考書の中で、この「興國史談」は、内村全集を皆さんもお読みになったと思いますが、ご承知のように、ユダヤの王国がどのようにして滅びたか。それを預言者たちが、いろいろな中でどのようにして再興したかという、そういう国を興す話です。しかもそれが旧約聖書です。

そのテキストを読んでいくと、今ご紹介した坂田卒業論文のあの調子に一番似ています。書いてある内容も似ているので、お帰りになって内村全集の第七巻と比べると、坂田先生が後半の東京大学、その前の一高の学生だった時期から内村門下に入つて、白雨会に所属して内村の影響を強く受け、中でも、この「興國史談」に非常に感銘を受けたことがおわかりになると思います。

その中に戦争の話が出てきます。そこには戦術、戦略についてのことが出ていないかということがあったと思います。そこで「俺は右の道を選んだけれども、それは間違っていた」など、そういうことが陸軍騎兵隊少尉から中尉になられた坂田先生の面目躍如ということです。そういうところまで、なんとなく内村鑑三に似ていて、こ

の内村鑑三に近い坂田先生の姿が浮かび上がってくるように思います。

さらにその参考書（資料D）をご覧ください。そのほとんどはパプテスト神学校を通じて、関東学院の図書館に入っています。今ここであがっている坂田先生のその中の何冊かで、坂田先生がそのときに使った可能性もあると思い、そういうものを少し参考までに持ってきました。

そこで、ひとつの疑問が浮かんできました。ここにあがっているものは、資料Dで見るとおわかりのように、全部英語のものです。しかし第一高等学校3年間は、ドイツ語をしっかり勉強されたはずです。旧制高校では真先にドイツ語を勉強させられたはずですし、第一高等学校には、ご承知の通り、三谷隆正以下有名なドイツ語の先生がいて、ドイツ語を選べたはずなのに、ドイツ語の本が1冊も出てきません。なぜでしょうか。

先生はアメリカのことしかご存じなかつたのでしょうか。初めに見落としていましたが、このDの一番下に、小さい字で、明らかに坂田先生の字で書いてあります。「大戦乱のためドイツ大家の書を得られざりしははなはだ遺憾とするところなり。」。であったと書いてあります。つまりちょうどこの年は第一次世界大戦の始まった年でした。そのためドイツ語の本が入手できなかったということです。先生はお読みになりましたかが、ドイツ語の本が手に入らなかったので残念であるということを書きそえています。

ちょうどその時期に、指導教官である石橋智信先生がドイツに5年間留学しておられて、それは大変残念だけれども、しかしながらということです。そういうことを石橋先生も、書いておられます。

(6) その内容について

こういうふうに内容をお話ししていくと、いくらでもお話しする材料がありますが、その次の資料Fをご覧ください。Fの資料は目次で、ここ緒論の部分にだいたい最初に先ほどご紹介した序言のところに先生が書いておられた方法論にあたるところが出てきて、一章二章をそこにあてています。それから三章がエレミアの伝記、四章が記述預言者の文書としての耶利米亞記です。そしてそれらを踏まえた上でエレミアの思想をたどるという、そういう書き方です。内容的にも触れられたらと思いましたが、時間がきましたので省略させていただきたいと思います。6の内容についてというのは、そういうことで、各章の内容をたどってご覧いただきたいと思います。

(7) エレミヤ記研究の推移の中での評価

ところが、この中で12ページに聖書学者のベルハウゼン、それからゲゼニウス、ヘングステンベルグという人たちは、ドイツで当時中心的な研究をしていた旧約聖書学者たちです。この人たちのことが引用の名前だけ出てきます。あまり立ち入って論じてはいません。つまり坂田先生もドイツ語をちゃんと読んで、そしてそれに触れて研究したいと思い、本を取り寄せようと思ったら第一次世界大戦のために、全然本が来ない。勉強できなかったということが理由だということを、ここで私も気がつきました。

最後にこの資料Gが、先に出た石橋智信先生ですが、石橋先生は1年前に5年間のドイツ留学を終えて帰国されたばかりですから、まだ頭の中にドイツ語がいっぱいつまっていたのでしょう。これは小川の試論ですが、おそらくこれは卒業論文の最後の判定書の下書きではないかと思います。

ドイツ語で、「Eine genaue sowie klare, ja

eine recht übersichtliche Darstellung!」とあります。

「大変正確でクリアで、そして全く全体を概観できる叙述である」ということです。それに加えて「大変魅力的な叙述の仕方」とあって、感嘆符号がついています。ドイツ語でべた褒めの判定書です。正確なたちで、預言者たちを次々にたどっていく、その筆致はすばらしいということが書かれています。少し部分的には問題として残ることがないわけではないが、残りのものという言葉、あるいはダビデのところなどについては、もう少し掘り下げたほうがいいだろうというのが、この石橋先生のこの卒業論文に対する判定の内容です。

こういうかたちで書かれたもので、私はそういう意味では、聖書学の先生方もいらっしゃるので申し上げたいのですが、ドイツの旧約学の流れで、B.ドゥーム、S.モーヴィンゲル、H.グンケルという様式史学派が出てきます。その様式史学派が出てくる前までの比較文化論的な研究の方法論の中で、非常に優れた論文にはかならないということを、私は皆さま方にご報告することができると思います。

資料がたくさん過ぎておわかりにくい話になったかと思いますが、私のご報告はこのようなかたちで終わらせていただきます。

安 田：小川先生、どうもありがとうございました。ご質問等もあるかと思いますが、予定の時間をオーバーしていますので、後で質問疑問等の時間はとっていますので、後半でお願いしたいと思います。

安 田：次に大島良雄先生にお話ををお願いしたいと思います。「坂田祐と関東学院の教育」というテーマで、大島先生、お願いします。

発題 坂田祐と関東学院の教育

大島良雄（元関東学院大学宗教主任）

大 島：大島です。今、小川先生はエレミアについてお話をされなかったのですが、坂田先生がエレミアに興味を持たれた理由を僕はうかつにも今回までよく知りませんでした。先生が話をされるので、1週間ぐらいかかるてエレミアを勉強してきました。

エレミアという預言者はイザヤやエゼキエルなどと並ぶ大預言者ですが、新約聖書の中には、彼の言葉は1カ所しか出てきません。それはヘロデの幼児虐殺の後に出てくる彼の予言でラマでのラケルについての嘆きについての引用だけです。しかし、人々はエレミアの中にイエスの姿を見ていたようで、ピリポ・カイザリアでイエスが弟子たちに、自分のことを誰と言っているかと尋ねられたとき、彼らはエレミアの名を上げています。エレミアが人々に覚えられていたのは、その残した文書によると言うよりも、彼の預言者としての生き様にあったのかも知れません。自己の願望をすて与えられた使命に従う苦難の道を選んだエレミアに共感され論文のテーマにされたことは、坂田先生の教育者としての将来の生き様を暗示しているようにも思いました。そしてエレミアのように与えられた使命を実践的に教育の中で果たされ、大きな影響を残されました。残された文書はその活動の期間や、働きの大きさに比して僅かしかありませんが、それらを資料としてその足跡をたどりたいと思います。

1. 準備の時 タッピング、内村鑑三などの出会い

レジュメを準備しましたが、簡単に申し上げます。先生は1878年、明治11年に秋田県大湯村に生まれた、会津藩士の後裔であったために非常な貧困な中で幼年期を過ご

公開シンポジウム

坂田祐と関東学院

— 2003年度公開シンポジウム —

日時：2003年11月8日(土) 13:00～16:45

会場：フォーサイト21-601教室 関東学院大学金沢八景キャンパス

司 会：安田八十五（経済学部教授）
帆 莜 猛（人間環境学部助教授）
挨 拶：所長 森島牧人（文学部教授）
趣旨説明：精木紀男（工学部教授）
発 題：坂田祐のエレミヤ書研究／小川圭治
（前・関東学院長）
坂田祐と関東学院の教育／大島良雄
（元・関東学院大学宗教主任）
家庭における坂田祐／坂田創（元・
関東学院中・高等学校教諭）

質疑応答及び討議

閉 会：安田八十五（経済学部教授）

安 田：時間がきましたので、これから2003年度関東学院大学キリスト教と文化研究所の公開シンポジウム「坂田祐と関東学院」というテーマで始めさせていただきます。きょうの司会進行役を担当させていただく経済学部の安田八十五と人間環境学部の帆苅猛です。よろしくお願いします。

最初に資料の確認ですが、後でご紹介する3人の先生方のレジュメと、坂田祐先生の年譜です。この年譜は、「坂田祐と関東学院」という本からとったものを帆苅先生が坂田創先生に伺って誤りを修正したもので。それから関東学院大学の学報25号です。この5ページに、高野進先生による坂田祐先生について書かれたものがありますので、ご参考にしてください。それから坂田記念館のパンフレットです。後ほど各先生方の発題の3種類のレジュメの説明があ

ります。

このシンポジウムに関して、後でご挨拶していただく工学部教授の精木教授を代表とする「キリスト教と日本の精神風土」という研究プロジェクトがあり、私と帆苅先生その他の方も研究所員でメンバーとして、また客員研究員の方も入って2002年から行っているものを元にして準備させていただきました。

私自身は2002年4月に関東学院に着任したばかりで、まだ1年半だけなので、坂田祐先生については、関東学院の創設者ということは存じあげていましたが、詳しいことは知りませんでした。それで、精木先生から、「恩寵の生涯」という坂田祐先生の本等を借りて勉強させていただき、改めて坂田先生の偉大さに感動いたしました。この機会にぜひ、坂田先生の業績を、私自身勉強したいと思いますし、今日ご参加の方にも、色々と教えていただき、また新しい発見もしたいと考えています。

それでは、最初に関東学院大学のキリスト教と文化研究所所長森島先生から、ご挨拶いただきたいと思います。森島先生、よろしくお願ひいたします。

森 島：ただいま、ご紹介いただきました関東学院大学のキリスト教と文化研究所所長の森島です。本日は、土曜日のお休みのとき、多くの方々にお集まりいただきまして、ご一緒に今回のテーマ「坂田祐と関東学院」を学び合う機会を持てたことを本当に

感謝しています。

キリスト教と文化研究所は、関東学院の中ではとても新しい研究所です。設立して、やっと今2期目を迎えたところです。またそのひとつの特色としては、通常の大学の中では、各学部所属の研究所という機関がありますが、この研究所はそういう意味では、関東学院の中にあって、各学部からいろいろな学部の先生方に加わっていただけような、そういう最初の研究所として発足しました。

またタイトルにあるように、ただ単にキリスト教研究所ではなく、「キリスト教と文化研究所」とつけましたのは、多くの方々と、キリスト教と諸学科、先生方の専門分野の会話を、この場をもって深めていただけたらと切に願っているからです。

現在、無事に2期目をスタートしましたが、研究所の中では、おおよそ3つの大きなプロジェクトを持って進んでいます。ひとつは「いのちを考える」ということで、生命倫理等を扱ってきました。2002年はこのグループの主催で、早稲田大学の木村利人先生等をお招きして、やはりシンポジウムを開催しました。

またその他に、本学のひとつの大切な部分である奉仕教育の研究プロジェクトがあります。そして3つ目に、「キリスト教と日本の精神風土」というプロジェクトが今展開されていますし、このグループが、この「坂田祐と関東学院」というプログラムを企画して今回に至っているわけです。

今回このようななかたちで、私たちも長年願ってきた、「坂田先生を研究する」という、ひとつの切り口を研究所として、このシンポジウムを契機に明確にしていき、できれば坂田研究のプロジェクトを立ち上げていきたいと思っています。というのも、今回の先生方の発表の中にも、おそらくいろいろと出てくると思いますが、坂田先生

に関する資料は、これまでいろいろな形で学内の中に存在していましたが、その多くは、坂田記念館に保存されています。

ただまだ大切な資料が、研究者の目にとまるようななかたちで公にされてこない部分もありました。それは、ある部分、やはり坂田先生のご家族を含むプライベートな部分を補完する坂田日記なるものが中心でもあったからです。今回、発題者の1人となっている坂田創先生をはじめとする、坂田家の方から、この資料の編集の提案をいただき、研究所として坂田日記を中心とする周辺資料を含めて精査するという機会を今与えられています。

そういうこともあり、できれば、今回このシンポジウムをひとつの足掛かりとして、坂田研究プロジェクトを研究所としても取り上げ、取り組んでいきたいと願っているわけです。今回、この研究所の企画のために、小川先生、大島先生、坂田先生にご準備いただき、非常に実のあるものになっていると信じています。ぜひとも、このしばらくの時間、坂田先生を学ぶという観点から、また関東学院について、またその周辺の歴史について、ともども思いを馳せる時間とすることを願っています。

簡単ですが、開会のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。

安 田：どうもありがとうございました。

それでは、次に、今日のシンポジウムの趣旨説明を工学部教授で、かつ「キリスト教と日本の精神風土」の研究プロジェクトの代表である精木先生からお願ひします。

よろしくお願ひします。

精 木：精木と申します。

今安田先生から、研究グループの代表と言われましたが、私は世話人と自分のことを言っています。というのは、工学部建築学科で、思想的なことについては、専門ではないので、研究を推進していく上でのお

世話をしているというふうに自分を位置づけています。

今、所長からもお話しいただきましたが、私たちのグループは研究所の中の1つの研究グループです。私たちは「日本におけるキリスト教の受容」、「日本の文化にキリスト教が果たした役割」、「日本人及び日本の国家とキリスト教との軌跡」など、16世紀にカトリックの宣教師が渡来して以来、今日に至るまで、長い歴史を振り返りながら、日本の精神風土との関わりで、キリスト教と文化を考えようというグループです。

したがって、研究グループとしては、取り上げる課題は、本当にたくさん、そして幅広くあると思いますが、発足のグループを立ち上げる点では、「宣教師たちの伝道活動から見た日本の精神風土」、それから「キリスト教から見た日本の仏教」、そして「靖国神社をめぐる諸問題」、この3つを柱として、その周辺に直接間接に関わること等を勉強してきました。

2002年度は、帆苅先生、大島先生、中島客員研究員などに、「日本の国家形成とキリスト教」や、「宣教師たちが出会った日本」、「幕末維新期のカトリック再布教」といったものを取り上げ、とりわけ幕末維新期のプロテstantとカトリックの活動に焦点をあてて、その成果は、研究所報に発表させていただきました。

今年度も同じようなことを継続的に行ってています。先ほど所長から、お話しいただいたように、私たちのグループで、こういう公開シンポジウムを企画するようにという要請を受け、それを議論しましたが、その中から、帆苅先生から「内村鑑三と坂田祐」というテーマでシンポジウムを立ち上げてみたいというご発言があり、ぜひこれが実現できるようにと期待しました。

しかし準備期間がさほど十分ではなかったので、内村鑑三から立ち上げるのは、少

し準備に時間が足りないということもあり、坂田先生に限定したシンポジウムを企画し実行することになりました。これについては、帆苅先生が非常にたくさんの労をとってくださいました。

それは、1つには2002年、坂田日記が研究所に寄贈されたことがあります。これは非常に貴重な資料だと思います。この坂田日記が寄贈されたことから、ぜひやはり坂田先生についての研究を深めたいという声が、研究所の中で起こり、現在も、さまざまな形で機運が醸しだされています。

そうした中で、きょう発題していただく小川前学院長が、2002年私たちのグループの公開研究会にご出席されたときに、「これから聖書研究者坂田祐を研究したい」という、ある意味の決意表明のようなことをお話し下さいました。これはニュースレターにも寄稿をいただき、大変心強く、そのこともあるって、ぜひ小川先生にお話しいただきたいとお願いしたところ、ご快諾してくださいました。今日、私どもが十分に知らない坂田先生の聖書研究者として、とくに、東京大学の卒業論文について、先ほど研究所で準備しながら、私は小川先生の非常に感動的なお話を伺い、坂田先生の卒業論文のコピーを見せていただきました。

私は、これはぜひやはり印刷物にしたいと思っています。例えば関東学院創立100周年のときに、ベネットの小伝が出版されていますが、坂田先生の卒業論文は、2004年私たちの学院が120周年を迎えるので、そういう時期に、ぜひやはり印刷物として公開されるといいと思いました。その紹介を今日していただけることを大変うれしく思っています。

それから大島先生は、私の学部学生時代のキリスト教学の恩師でもありますが、そういうこともあり、「ぜひぜひ私たちのグ

ループをご指導ください」ということで、客員研究員になっていただきました。2002年は、客員といえども私ども以上に研究の成果をご報告くださいり、私どもに強い励ましを与えてくださいました。きょうはまた、いかに坂田先生に直接に接せられた方々の、現在ではもう数少なくなられた中で大島先生にお話しいただけることを大変うれしく思っています。大島先生には、教育者としての坂田先生を語っていただけることになっています。

そして、また、坂田先生のご家庭での姿を、ご家族の坂田創先生においでいただき、お話しいただけることになりました。本当にありがとうございました。

聖書研究者坂田祐、教育者坂田祐、家庭人坂田祐。そういう視点で、きょうお話しいただけだと、大変立体的に1人の人物を浮き上がらせるができるのではないかと思います。非常に偉大な人を私どもは偶像化してしまいがちですが、そういうものではなく、私どもの関東学院も、神様に導かれて打ち立てられました。神様に用いられた坂田先生の足跡を思い起こしたいと願っています。きょうご出席の方々も直接間接に関東学院を支えておられるわけですが、今、私どもが関東学院の創設の情熱をもう一度よみがえらせればと思っています。

きょうはわざわざご出席いただきありがとうございました。

安 田：精木先生ありがとうございました。
それでは、ただいま精木先生のお話にありましたように、本日は、3人の先生がパネラーを担当していただくので、ご紹介したいと思います。

前関東学院長小川圭治先生です。それから元関東学院の宗教主任大島良雄先生です。それから元関東学院の中・高等学校教諭の坂田創先生です。よろしくお願ひします。

発題 坂田祐とエレミヤ書研究

小川圭治（前関東学院長）

小 川：ご紹介いただいた小川です。こちらのキャンパスに入ってくると、今までなつかしかった建物がなくなったところに大きな立派な建物が次々とできていて、皆さまのご努力の賜物であると拝見しました。2年足らず前まで、私は関東学院の学院長の大役を仰せつかりまして、多くの立派な友人たちを与えられ、5年間勤めさせていただきましたが、年限がきて退任いたしました。しかし、そのとき一緒に勉強してきたことが、私の心の中で、今でも子どものように大きくそだつてきて、今、縷々御説明のあった、こういうかたちの共同研究をご一緒に進めることができますことを、非常にうれしく思っています。

テーマは、今ご紹介にありましたように、「坂田祐の東大卒業論文『預言者耶利米亞』について」であります。その論文はそれほど大きなものではなく、これがその卒業論文のコピーそのものです。オリジナルは、三春台の坂田記念館にあり、ご覧になれます。小さな字で書き込んだものです。また後で申し上げますが、漢字片仮名まじり文という、我々には大変読みづらいもので、105ページあります。400字詰めの原稿用紙にして、おそらく250枚はあるだろうと思います。これは学部卒業論文というよりは、博士論文まではいきませんが、十分修士論文にはなり得るような論文です。この問題については、本研究所のニュースレターの4・5号合併号に、「客員・研究員の広場」というセクションに書くようにと言われましたので、私の気持ちをそこに書かせていただきました。またあとでご覧いただきたいと思います。

そこにも書きましたように、坂田先生の名前を、私は関東学院に来る前に仙台の尚

絅女学院短大の学長の任を担当していた時期があり、『尚絅女学院100年史』の編集の責任を負っていた中で、姉妹校である関東学院のことを勉強する必要が出てきて、いろいろと勉強させていただきました。

その中で、ほとんど初めてと言ってもいい形で、坂田祐という人物と対面しました。私が、この仕事の後で実感したことは、坂田祐という人は、こんなにすばらしい人物であるのに、それにしては関東学院以外の、日本のキリスト教関係者の中で、もっと話題になり、知られていい方なのではないかということです。そういう坂田先生のすばらしさというものを、私たちがもっとしっかりと知り、それを人にも伝えるために、このような研究プロジェクトを踏まえ勉強しなければと考えたわけです。私はその中で、これも関東学院に来て2年目ぐらいに、三春台の坂田記念館で、この卒業論文の『預言者耶利米亞』の資料に対面して、大変感動しました。非常に繊細なきれいな字でぎっしりと書きつらねています。この論文について一度は勉強したいと思っていたところ、今回こういう機会をお与えいただいたわけです。

しかし、次第に年をとってくると、うまく魅力的な話ができないので、少なくともわかりやすくということで、内容のレジュメを書いてきました。今日お話しすることは、ほとんどこの内容と同じです。そのほかに資料がABCDEFGH ぐらいまであります。それは目で見ていただいた方がいいと思って、資料として揃えました。

(1) はじめに

最初のページに書きましたように、坂田先生の生涯は、私としては、大きく6つに分けることができるのではないかと思います。

まず誕生も含めて・鹿角大湯小学校時代

と不老倉・足尾銅山で体を使って働かれた第①期の時代。そして第②期が陸軍騎兵隊・陸士教官時代。東京帝国大学哲学科宗教学専攻学生の時代。第一高等学校を通じて、東大に入学された時期が第③期。第④期が中学関東学院学院長。第⑤期が、関東学院学院長・理事長の時代。そして第⑥期は、戦後の関東学院の発展に貢献される時代。

6つに分けて考えてみたいと思います。これは全く私の私案ですが、全体を見渡すために一応このようなものをつくってみました。6つに分けてありますが、これは7つか8つにする必要があると感じながら、一応全体を見渡してみました。

今日話題として、皆さんにお考えいただきたいと思うものは第③期にあります。実際に、この卒業論文を拝見するまでは、私はそういうものがあることを全く知りませんでした。そして関東学院の関係のいろいろな歴史を見ても、ほとんど卒業論文については触れていません。そういうこともあります。私はこの論文に強い関心を持ったわけです。資料のAとBで、Aは、この真っ黒のものです。大正元年(1911)年に入学されて、哲学科宗教学専攻ということです。Bは浮き表紙で『預言者耶利米亞』。この漢字がなかなか読みづらいと思います。ローマ字にするとJeremiahとなります。預言者というのは、ご存じの通り、普通の「予め」の「予」ではなく、銀行などで使う「預ける」の「預」になっています。

神が神の言葉を、それを述べ伝える者たちに預けてくださった。この言葉を預かる者、この意味での預言者です。ノストラダムスのように、予め何年か先に何が起こると言う予言者ではありません。そうではなく神の言葉を預かる者としてのエレミアが、ここに提出されている論文のテーマ、材料です。

(2) 卒業論文の提出と審査

次に「卒業論文の提出と審査」に入ります。今申しましたように、もっと私たちは坂田祐を誇りにし、多くの人たちに彼の信仰や生き方などを伝える必要があると感じています。

とくに一つのきっかけになったのは、その一番下にも書いたように、私が今から6年少し前に、はからずも関東学院学院長の重責に指名をされたときの歓迎会で、ある方が、「小川学院長で十代目の学院長になるが、初めて神学者の学院長を迎えた」という歓迎の言葉をいただきました。私は、それを聞いたときに、とてもあたたかい言葉をいただいたとうれしくなって帰りましたが、それから1年ほどたち、三春台の坂田記念館を案内していただいた時に、この卒業論文を見ました。

そこで、それをくわしく研究したわけではありませんが、ばらばらとめくって見ました。そして、「これは大変な労作である。そして、そういうものがここにあるということは全く皆さま方の注意の対象になっていない」と思いました。とくにあのあたたかい歓迎のお言葉が示すように、それまでの学院長は神学者ではなかったということが裏に含まれています。そうではなく、今の精木先生の言葉などにもあったように、旧約学者、預言者学者坂田祐というのも十分通用するものであると思ったわけです。

この卒業論文が提出され、それがどう扱われたかということは、その次のCの資料をご覧ください。これは筆書きで読みづらいかと思いますが、「坂田祐論文一冊」と書いてあります。その審査をしたのが石橋智信先生。石橋先生および大畠清先生とのご関係など、関東学院のバックには、このような旧約聖書学者の方々のつながりがあると思います。

日本における最初の旧約聖書学者と言つ

てもいい石橋智信先生は、1909~1914年までドイツに留学していらっしゃるので、坂田先生が東大の学生になられたときは、最後の1年間だけ石橋智信先生の授業を受けたり、指導を受けたりしたのだと思います。この石橋先生の次に署名されていますのが鈴木宗忠先生です。これは文部省一流の書き方ですが、大正4年1月30日には主査の石橋東大専任講師に送付され、5月1日に受領が確認され、5月12日に閲了。読み上げられたということです。少し読みにくいくかもしれません、そのようになっています。そして最後に高楠教授となっています。

鈴木宗忠先生は、当時東北帝国大学の教授で、臨済宗妙心寺派の僧侶でもあり、大乗仏教の研究家です。論文が5月12日に受領され、5月16日に閲了となっています。高楠順二郎先生は東京帝国大学教授で、インド哲学、仏教学の教授で文化勳章もお受けになった方です。坂田祐の卒業論文を5月17日に受領して5月19日に閲了しました。

私は、この関係で、まず先ほど言ったように、石橋智信先生と関東学院のつながりということをもっと調べたいと思います。大島先生など古い先生方は思い出としてお持ちかと思いますが、また後でお読みになっていただきたいと思います。

とくにそこで私が初めて名前を出した、沢野良一先生という方は、そういう流れの中で勉強された神学者で、先ほど少し準備の会のときに大島先生にお伺いしましたが、戦争中にフィリピンで戦死されました。この先生がお元気でいらしたら、すばらしい足跡を残されたのではないかと考えられるわけです。石橋智信先生は、大畠清先生と1940年に、「ヘブライ史」という書物を出版していらっしゃいます。沢野良一先生は、その弟子筋にあたります。関東学院は、そういう方たちで、旧約聖書についてのア

プローチは持っていましたが、そのことがはっきり、この卒業論文の中には出てこないということ、とくに東大教授との関係で石橋智信先生しか出てこないということは、東京大学は大変キリスト教が嫌いであり、東大哲学科にはキリスト教講座は長い間できなかったためです。

私は京都大学を卒業しましたが、京都大学は逆にそれを受け入れてキリスト教講座ができたといういきさつがあります。しかし、東大の授業の内容を見ていくと、そこでは石原謙先生や例のケーベル先生が、西洋哲学史の古代を教えていました。古代というと、キリスト教教父学です。したがって、タイトルにはキリスト教はないのですが、実質的にはキリスト教についての講義をしていて、例えば石原謙先生の卒業論文なども教父学でした。

科目名は、キリスト教には触れていませんが、正式に卒業論文審査の担当者となると、その担当者は哲学専攻の人には任せられないということで、むしろ宗教学や仏教学の方の協力を得て審査が行われたのだと思います。

この資料Cはおそらく文部省から来ている事務方の覚書なので、読了閱了まではありますが、その後その論文が合格したかどうかはもちろんここには書いていないわけです。資料Gは最後のところで直接にとりあげたいと思いますが、これは石橋智信先生がドイツ語で書かれた覚書だと私は思います。その覚書の中で「すばらしい」と感嘆符が3つも出てくるような、全面的に肯定の判定が出たということが、この資料から私たちは判断できると思います。

それに対して、坂田祐先生自身がこの論文をどのように考えておられたかについて、坂田先生自身が書いていらっしゃることを、つい最近まで私はひとつも見つけることはできませんでした。ところが先ほど

もお話をあった、坂田創先生のところにある坂田祐日記の中にそれが出てきて、そのコピーを早速お送りいただきました。そのコピーを皆さんに差し上げるといいのですが、この坂田日記をどう扱うかが、研究者としても定まってないので、たくさんコピーをしてばらまくことは差し控えさせていただきました。しかしまず少し急いで読んでみます。

「卒業論文完成の記 大正4年4月21日」。〔先ほどの3人の審査の方々との接続などがうまくかみ合っているのをご覧いただけだと思います。内容的には以下のようになっています。〕

「僕が卒業論文の題目を選んだのは、昨年の春である。僕は殉教者が好きだ。旧約の殉教者の中でエレミアが大好きだ。僕は彼を論文の題としたのである。夏休み前に参考書を少しは集めたが、夏休みには何ものもできなかった。悲しいことや心苦しいことを書いて夏の日は暮れた。3ヶ月の夏休みは終わった。新学年になってからは、論文にとりかかった。

僕は毎夜論文のために祈った。僕がこの大預言者を少しでも多く解することができるようになると祈ったのである。即ち僕の論文は祈りをもって、祈禱をもって始まったのである。種々なことがあったが、しかし4月20日に論文が完成した。予定通りであった。21日に製本した。それから見直した。25日には、中野にも持っていく、錠さんと松本君にも校正してもらった。26日にはもう一度読み合わせて、少しでも誤字の訂正をした。きょう、即ち27日午後2時文科大学事務室にこれを提出した。内容ははなはだプーアである。思ったように書けなかった。しかし帰宅して神に感謝する祈禱をした。かくして余がプーアなるウォークが、祈禱をもって始まり祈禱をもって終わったのである。これから先の合格不合格は仕方

がない。全く天に任せるのだ。僕は僕の与えられた範囲においてベストを尽くしたと思う。バプテスト神学校より沢山の参考書を借りた。感謝する。」

したがって、坂田先生は、しなければいけないという思いで嫌々勉強されたわけではありません。エレミアが大好きで大好きで仕方ない。エレミアを勉強するということは、つねに喜びであった。そして喜んで一生懸命勉強した。その上に祈りで始まって祈りで終わった。それくらいエレミア研究、聖書研究は先生にとって身についたお仕事であった。そのことを私は一応、皆さんと一緒に確認しておきたいと思いました。

(補注)その後坂田創氏が日記記入中に「口述試験を受くるの記一大正四年六月一日(火雨)という文章があり、論文試験の合格発表は二十七日に出た」という文があることを教わった。長文なので略す。

(3) その文体について

ところがこういう立派な卒業論文が、なぜそれほど関東学院の中においてすらご覧になる方が少なかったのか。それは私はわかりませんが、しかしいずれにしても、ひとつ理由は非常に特異な文体にあると思います。その文体を、ひとつだけ皆さんにこういう本文だという例として、本文の最初である、資料のE「序言」でご覧いただきます。これは必死になって書いたと思われますが、本文そのものです。我々が見てわかるように、漢字片仮名まじり文です。我々は漢字平仮名まじり文であれば、なんとか読めますが、漢字片仮名まじり文というのは、やはり非常に読みづらいわけです。

そして、レジュメにも書いてありますように、バプテスト訳と言われるネーサン・ブラウンの訳は、オールひらがな訳の聖書でした。川崎鉄也さんの協力を得て、後に

変体仮名を入れた平仮名まじり文に訂正されました。それが1901年、明治34年にはバプテスト教会訳というかたちで刊行されました。それで、バプテスト教会訳はそういう仮名まじり文ですが、そこに例をあげたように、片仮名まじり文となると漢文の記号のようなものが入ってくるわけです。

皆さんは、レジュメの2ページ目の下から10行目の例をどのようにお読みになりますか。後ろから矢印で「むしろ」と書いてあるから読めますが、私は最初は「ネイコウ」と読みました。ここで終わってしまいました。それから「之ヲ」というのも、いきなり「之」とつくと、その前後に別な漢字がついて、それについて読んでしまいますと、「之ヲ」が「これを」と読むのにしばらくかかりました。それから終了の了という漢字で「了ハセルナリ」は「おわらせるなり」ということです。もうひとつ、この記号は坂田先生で初めて私は知ったのですが、「何々すれども」は棒と「モ」がついて濁点が消えて「ドモ」となっています。これが全部繰り返して出てきます。それから、それと同じく「しかれども」もあります。こういうものをあげるときりがありません。

(4) その方法論について

漢字片仮名まじりであるために、非常に読みづらくなっています。ここ2カ月で一通り、これをついに読み通しました。私は肩がこらないほうですが、坂田先生のこの片仮名まじり文で、すっかり肩がこりました。そういうやっかいなもので、おそらくこれから、この序言の言葉をお読みいただくのに、入学試験の国語力検定試験の問題にお使いになるとよいと思いました。

全部105ページにわたって、この調子なのです。序言はまだ変なもののが少ない部

分で、私は一面に鉛筆で書き込みましたが、一面に鉛筆で補わないとわからないというような本文になっています。しかし、それをよくご覧になりながら、小川流漢文学でこう読みました。そうすると、その文章の調子。そういうものがどんなに力を持ったものかということがおわかりいただけると思います。

資料E「世界各国の興亡を考え、歴史の構成を接し来れば、何れの国と雖、地理、人種、宗教、人物、時勢の五要素を有せざるものなし。而して此等の要素は各々密接の関係を有し、殆ど相離すべからず。されば今一人物を捕へ來りて之を研究し、之を論するに當りても亦た此等の要素を叙し其関係を説かざるべからず。是を以て余[私は預言者耶利米亞〔エレミヤ〕の研究を草するに際し、先ず第一に彼が活動舞台たる國土を叙し彼が属せし民族の歴史の概要及その民族の特徴を述べたり。而して彼の生を彼をして活動せしめたる時代を叙述して彼の傳記に及び、更に進んで彼の著作たる預言者耶利米亞記を説明し之れが解説を試み、以て彼の人思想に觸れ、最後に彼が世界文化に及ぼせる貢献を論ぜり。」。

そして次に目次でたどっていくと、これから書かれる100何ページのものの全体を視野に入れて、こういうことを順序を立てて論ずるということです。後で石橋智信先生が繰り返し、「クリアではっきりしててすばらしくて感動的な文章」と言われています。

そういうすばらしい文章ですが、『恩寵の生涯』には、この卒業論文のことについては一言もありません。『恩寵の生涯－新編』(82ページから91ページ)の「東大卒業」の頃には、中島力造博士が担当した卒業のための口述試問のこととは書いてあります、卒業論文のことについては一言も触れていません。先ほどの日記だけが今まで

見つけたただひとつの文章です。そこにこういうかたちでこれから論ずるということが書かれているわけです。

(5) 参考書について

それでは、この論文のために、どういう資料、参考書を使われたのでしょうか。資料のDに、内村鑑三の「興國史談」というものがあります。これは岩波の内村全集第七巻に入っています。私はこれを読んで「ああ、これだ」と思いました。というのは内村全集の岩波版は、普通の漢字平仮名まじり文で書かれていますが、そのオリジナル原稿はもしかしたら漢字片仮名まじり文であった可能性があるからです。中身についても、あげられた参考書の中で、この「興國史談」は、内村全集を皆さんもお読みになったと思いますが、ご承知のように、ユダヤの王国がどのようにして滅びたか。それを預言者たちが、いろいろな中でどのようにして再興したかという、そういう国を興す話です。しかもそれが旧約聖書です。

そのテキストを読んでいくと、今ご紹介した坂田卒業論文のあの調子に一番似ています。書いてある内容も似ているので、お帰りになって内村全集の第七巻と比べると、坂田先生が後半の東京大学、その前の一高の学生だった時期から内村門下に入つて、白雨会に所属して内村の影響を強く受け、中でも、この「興國史談」に非常に感銘を受けたことがおわかりになると思います。

その中に戦争の話が出てきます。そこには戦術、戦略についてのことが出ていないかということがあったと思います。そこで「俺は右の道を選んだけれども、それは間違っていた」など、そういうことが陸軍騎兵隊少尉から中尉になられた坂田先生の面目躍如ということです。そういうところまで、なんとなく内村鑑三に似ていて、こ

の内村鑑三に近い坂田先生の姿が浮かび上がってくるように思います。

さらにその参考書（資料D）をご覧ください。そのほとんどはパプテスト神学校を通じて、関東学院の図書館に入っています。今ここであがっている坂田先生のその中の何冊かで、坂田先生がそのときに使った可能性もあると思い、そういうものを少し参考までに持ってきました。

そこで、ひとつの疑問が浮かんできました。ここにあがっているものは、資料Dで見るとおわかりのように、全部英語のものです。しかし第一高等学校3年間は、ドイツ語をしっかり勉強されたはずです。旧制高校では真先にドイツ語を勉強させられたはずですし、第一高等学校には、ご承知の通り、三谷隆正以下有名なドイツ語の先生がいて、ドイツ語を選べたはずなのに、ドイツ語の本が1冊も出てきません。なぜでしょうか。

先生はアメリカのことしかご存じなかつたのでしょうか。初めに見落としていましたが、このDの一番下に、小さい字で、明らかに坂田先生の字で書いてあります。「大戦乱のためドイツ大家の書を得られざりしははなはだ遺憾とするところなり。」。であったと書いてあります。つまりちょうどこの年は第一次世界大戦の始まった年でした。そのためドイツ語の本が入手できなかったということです。先生はお読みになりましたかが、ドイツ語の本が手に入らなかったので残念であるということを書きそえています。

ちょうどその時期に、指導教官である石橋智信先生がドイツに5年間留学しておられて、それは大変残念だけれども、しかしながらということです。そういうことを石橋先生も、書いておられます。

(6) その内容について

こういうふうに内容をお話ししていくと、いくらでもお話しする材料がありますが、その次の資料Fをご覧ください。Fの資料は目次で、ここ緒論の部分にだいたい最初に先ほどご紹介した序言のところに先生が書いておられた方法論にあたるところが出てきて、一章二章をそこにあてています。それから三章がエレミアの伝記、四章が記述預言者の文書としての耶利米亞記です。そしてそれらを踏まえた上でエレミアの思想をたどるという、そういう書き方です。内容的にも触れられたらと思いましたが、時間がきましたので省略させていただきたいと思います。6の内容についてというのは、そういうことで、各章の内容をたどってご覧いただきたいと思います。

(7) エレミヤ記研究の推移の中での評価

ところが、この中で12ページに聖書学者のベルハウゼン、それからゲゼニウス、ヘングステンベルグという人たちは、ドイツで当時中心的な研究をしていた旧約聖書学者たちです。この人たちのことが引用の名前だけ出てきます。あまり立ち入って論じてはいません。つまり坂田先生もドイツ語をちゃんと読んで、そしてそれに触れて研究したいと思い、本を取り寄せようと思ったら第一次世界大戦のために、全然本が来ない。勉強できなかったということが理由だということを、ここで私も気がつきました。

最後にこの資料Gが、先に出た石橋智信先生ですが、石橋先生は1年前に5年間のドイツ留学を終えて帰国されたばかりですから、まだ頭の中にドイツ語がいっぱいつまっていたのでしょう。これは小川の試論ですが、おそらくこれは卒業論文の最後の判定書の下書きではないかと思います。

ドイツ語で、「Eine genaue sowie klare, ja

eine recht übersichtliche Darstellung!」とあります。

「大変正確でクリアで、そして全く全体を概観できる叙述である」ということです。それに加えて「大変魅力的な叙述の仕方」とあって、感嘆符号がついています。ドイツ語でべた褒めの判定書です。正確なたちで、預言者たちを次々にたどっていく、その筆致はすばらしいということが書かれています。少し部分的には問題として残ることがないわけではないが、残りのものという言葉、あるいはダビデのところなどについては、もう少し掘り下げたほうがいいだろうというのが、この石橋先生のこの卒業論文に対する判定の内容です。

こういうかたちで書かれたもので、私はそういう意味では、聖書学の先生方もいらっしゃるので申し上げたいのですが、ドイツの旧約学の流れで、B.ドゥーム、S.モーヴィンゲル、H.グンケルという様式史学派が出てきます。その様式史学派が出てくる前までの比較文化論的な研究の方法論の中で、非常に優れた論文にはかならないということを、私は皆さま方にご報告することができると思います。

資料がたくさん過ぎておわかりにくい話になったかと思いますが、私のご報告はこのようなかたちで終わらせていただきます。

安 田：小川先生、どうもありがとうございました。ご質問等もあるかと思いますが、予定の時間をオーバーしていますので、後で質問疑問等の時間はとっていますので、後半でお願いしたいと思います。

安 田：次に大島良雄先生にお話ををお願いしたいと思います。「坂田祐と関東学院の教育」というテーマで、大島先生、お願いします。

発題 坂田祐と関東学院の教育

大島良雄（元関東学院大学宗教主任）

大 島：大島です。今、小川先生はエレミアについてお話をされなかったのですが、坂田先生がエレミアに興味を持たれた理由を僕はうかつにも今回までよく知りませんでした。先生が話をされるので、1週間ぐらいかかるてエレミアを勉強してきました。

エレミアという預言者はイザヤやエゼキエルなどと並ぶ大預言者ですが、新約聖書の中には、彼の言葉は1カ所しか出てきません。それはヘロデの幼児虐殺の後に出てくる彼の予言でラマでのラケルについての嘆きについての引用だけです。しかし、人々はエレミアの中にイエスの姿を見ていたようで、ピリポ・カイザリアでイエスが弟子たちに、自分のことを誰と言っているかと尋ねられたとき、彼らはエレミアの名を上げています。エレミアが人々に覚えられていたのは、その残した文書によると言うよりも、彼の預言者としての生き様にあったのかも知れません。自己の願望をすて与えられた使命に従う苦難の道を選んだエレミアに共感され論文のテーマにされたことは、坂田先生の教育者としての将来の生き様を暗示しているようにも思いました。そしてエレミアのように与えられた使命を実践的に教育の中で果たされ、大きな影響を残されました。残された文書はその活動の期間や、働きの大きさに比して僅かしかありませんが、それらを資料としてその足跡をたどりたいと思います。

1. 準備の時 タッピング、内村鑑三などの出会い

レジュメを準備しましたが、簡単に申し上げます。先生は1878年、明治11年に秋田県大湯村に生まれた、会津藩士の後裔であったために非常な貧困な中で幼年期を過ご

eine recht übersichtliche Darstellung!」とあります。

「大変正確でクリアで、そして全く全体を概観できる叙述である」ということです。それに加えて「大変魅力的な叙述の仕方」とあって、感嘆符号がついています。ドイツ語でべた褒めの判定書です。正確なたちで、預言者たちを次々にたどっていく、その筆致はすばらしいということが書かれています。少し部分的には問題として残ることがないわけではないが、残りのものという言葉、あるいはダビデのところなどについては、もう少し掘り下げたほうがいいだろうというのが、この石橋先生のこの卒業論文に対する判定の内容です。

こういうかたちで書かれたもので、私はそういう意味では、聖書学の先生方もいらっしゃるので申し上げたいのですが、ドイツの旧約学の流れで、B.ドゥーム、S.モーヴィンゲル、H.グンケルという様式史学派が出てきます。その様式史学派が出てくる前までの比較文化論的な研究の方法論の中で、非常に優れた論文にはかならないということを、私は皆さま方にご報告することができると思います。

資料がたくさん過ぎておわかりにくい話になったかと思いますが、私のご報告はこのようなかたちで終わらせていただきます。

安 田：小川先生、どうもありがとうございました。ご質問等もあるかと思いますが、予定の時間をオーバーしていますので、後で質問疑問等の時間はとっていますので、後半でお願いしたいと思います。

安 田：次に大島良雄先生にお話ををお願いしたいと思います。「坂田祐と関東学院の教育」というテーマで、大島先生、お願いします。

発題 坂田祐と関東学院の教育

大島良雄（元関東学院大学宗教主任）

大 島：大島です。今、小川先生はエレミアについてお話をされなかったのですが、坂田先生がエレミアに興味を持たれた理由を僕はうかつにも今回までよく知りませんでした。先生が話をされるので、1週間ぐらいかかるてエレミアを勉強してきました。

エレミアという預言者はイザヤやエゼキエルなどと並ぶ大預言者ですが、新約聖書の中には、彼の言葉は1カ所しか出てきません。それはヘロデの幼児虐殺の後に出てくる彼の予言でラマでのラケルについての嘆きについての引用だけです。しかし、人々はエレミアの中にイエスの姿を見ていたようで、ピリポ・カイザリアでイエスが弟子たちに、自分のことを誰と言っているかと尋ねられたとき、彼らはエレミアの名を上げています。エレミアが人々に覚えられていたのは、その残した文書によると言うよりも、彼の預言者としての生き様にあったのかも知れません。自己の願望をすて与えられた使命に従う苦難の道を選んだエレミアに共感され論文のテーマにされたことは、坂田先生の教育者としての将来の生き様を暗示しているようにも思いました。そしてエレミアのように与えられた使命を実践的に教育の中で果たされ、大きな影響を残されました。残された文書はその活動の期間や、働きの大きさに比して僅かしかありませんが、それらを資料としてその足跡をたどりたいと思います。

1. 準備の時 タッピング、内村鑑三などの出会い

レジュメを準備しましたが、簡単に申し上げます。先生は1878年、明治11年に秋田県大湯村に生まれた、会津藩士の後裔であったために非常な貧困な中で幼年期を過ご

し、青雲の志を立てて、1896年、18歳のときに家郷を後にしました。すぐにはその目的を達することはできず、いろいろな苦労を重ねた後、下士官養成機関である陸軍教導団に入りました。この時期は軍隊の制度が非常に激しく変わることで、翌年にはこの制度はなくなります。先生は、下士官学校を終えてから士官学校に進みたいと考えていたわけですが、それも制度が変わって叶わなくなるということが起こります。しかし、当初そのことはご存じなくて、1898年にこの教導団に入り、そこを出られた後で、騎兵学校に進学され、そこを出た後、陸軍士官学校の馬術教官に任命されました。

その間にひとつの出来事がきました。それは、陸軍士官学校に赴任する前に、神田を歩いていて、たまたま YMCA の前を通ったときに、木村清松という米国から帰ってきた伝道者の説教に誘いこまれて、初めてキリスト教に触れたということです。そこで後に同志社大学の総長になる丹波清次郎、YMCA の幹事に出会いました。その人から読むようにとすすめられたのが、内村鑑三の『聖書之研究』という雑誌でした。

そして彼が陸軍士官学校に勤務をし始めたときに、たまたま士官学校の裏に東京学院というバプテストの学校がありました。そこで宣教師をしていたヘンリー・タッピングのところで YMCA の委員会があり、それに出席をしたことを機縁として、タッピングの聖書研究会に出席するようになりました。

1903年2月21日にタッピングに出会ったのですが、4月19日には、タッピングの指導によって、バプテスマ（洗礼）を受ける決心をしました。そして諮問に合格して、5月3日に先生は四谷浸礼教会で、バプテスマを受け信徒になりました。そのときに

は、四谷に牧師が不在で、後にホーリネスの初代の総理になった中田重治という人が説教を担当していました。そのときに、すでに坂田先生は、木村清松という組合派の大伝道者、あるいはホーリネス派の中田重治、あるいはバプテスト派のタッピングというような人々から、精神的信仰的な影響を受けていました。

そして5月30日に、彼は伝道者になる決心をしました。先に申しましたように、陸軍を継続して、士官学校に入り、ゆくゆくは陸軍大将になりたいという大きな夢がありました。しかし、士官学校に進学する道が閉ざされたということがわかったので、11月末に陸軍を満期除隊した後は、どういうふうにして身を立てるか、何になるかということを考え、彼は伝道者になる決心をしました。

そして、その翌日、丹羽清次郎の紹介で、明治学院に井深梶之助を訪ねました。この人は、会津の人です。明治学院というのは日基（長老派）で、バプテストではないので、教派が違うということで奨学金を出せないと断られて、彼はどのようにして伝道者になる道を進むかということに腐心をしました。それに対してタッピングは面倒を見るという約束をしました。

除隊する前、10月に、靈南坂教会に夜学の東京伝道神学校が開設されたので、早速そこに入学しました。まだ陸軍に身を置いているのですが、仕事が午前中に終わり、午後は国民英語会に通ったり、あるいはこの伝道神学校で勉強をしました。先生は11月30日に陸軍を満期除隊して、即日東京学院の寄宿舎に入舍しました。

そこで、体操教師と舍監という仕事を与えられ生活が保障されました。そして、伝道神学校や国民英語会に行って勉学をしました。翌年1904年明治37年4月には東京学院に高等科ができ、学生はわずか3名です

が、その1人として入学しました。しかし、日露戦争が始まっていたので、6月には弘前騎兵第八連隊に召集されて、やがて満州に従軍しました。いろいろなところで戦闘に従事されて金鷲勳章をもらいましたが、明治39年1906年に満州から帰還し、陸軍技手として大山軍馬補充支部に就職されました。旅順陥落のときに乃木大将に敵の將軍ステッセルが自分の愛馬を贈りましたが、その愛馬が大山の軍馬補充部にいたので、坂田先生はこれを乗りまわしたという逸話もあります。

しかし勉学の志はやみがたく、彼は正規の学校に進学したい、中学校を卒業しないと高等学校に入れないということで、東京学院の第四年次に編入学して、非常に苦心して勉強されました。眠気がさしたときは、膝にキリを刺すようにして目を覚まし、第一高等学校に入学されました。そして、東大の哲学科に入り、宗教学を専攻されます。その間の一番大きな出来事は、大正10年（1921年）10月、一高三年のときに、内村鑑三の門下生になったことです。

たまたま、先の『聖書之研究』に、1年以上講読した者は門下生になることができるという広告を見て、先生はそれに応募をして内村先生の弟子になりました。すでに丹羽清次郎から教えられて10年がたっていましたが、その間、その雑誌を読んだり、著書を読んだりして内村先生に私淑していました。先の話にも出てきたように、非常に大きな影響を内村先生から受けているわけです。

この点について、先生は、「私の生涯において最も重要なことは、私が一高在学中に内村先生の弟子になったことである」と述懐しています。そして、1912年9月に東京大学に入学された先生は、仕事は東京学院の舎監をしておられました。そこで生活の資を得ながら大学に通いました。もちろ

ん満期除隊をしたり、陸軍をやめたときに、いくばくかのお金を持ち出されたのでしょうか、東京学院に関係をしていました。

そして、大学1年生の10月に有志が20名集まり、日本バプテスト青年同盟というものを結成しました。先生は、開会の辞を述べる、あるいは3名の幹事のうちの1名に選ばれるということで、非常に重要な役割を果たしたわけです。（そのときの記録が、このコピーです。坂田先生から原本を渡されて、それを私が図書館に入れたときにコピーをとりました。文章は、小川先生が紹介された漢字片仮名まじり文です。）

それで、ここで問題にしたことはこういうことです。

「東京学院ハ我派唯一ノ男子中等教育ノ機関タリ若シ此校ニシテ振ルワザランカ其及ブ所ノ影響甚大ニシテ我派将来ノ運命ニ尠ナカラザル悲觀ヲ与フベシ、本校創立以来ココニ十有余年而シテ教育ノ効果甚ダ揚ガラザルハ蓋シ所在位置の不適当ニシテ質ニ於テモ量ニ於テモ所望ノ生徒ヲ得ル能ワザルニ基因ス依テ吾人ハ本校ノ發展ハ他ノ適地ニ移転シ始メテ其目的ヲ達シ得ラレルヲ信ス是ニ於テカ東京学院移転問題ハ本夜ノ議題に上ル慎重ナル討議ノ後ニ移転ノ断行ヲ當局者ニ建議スルコトヲ可決セリ」とあります。

東京学院は、丘陵を3段に分けて校舎をつくったために、大きな学校にすることができなかったということがあります。100名前後の学生がいたのですが、やはり他のミッション・スクールに比べて、非常に見劣りをするような状況にありました。その舎監をしていた先生は、青年同盟を結成して、どこかに移転しよう、そうしないと学校の発展はないし、引いてはバプテストの発展につながらないということで、それを建議しました。

1955年の創立記念日に、先生は「青年の

幻」という演題で話をされました。大正元年の11月7日、ミッション当局者及び東京学院当局に提出した意見書が先に読んだものです。フランクリンという人が米国から来て、東京学院をどうするかを論議したときに、横浜に移るということも含めて論議されました。それは青年の幻だったが、今それを実現して、自分がその院長をしているのに、非常に大きな感慨を覚えたという、話をしました。

また坂田先生は、中等教育に非常に熱心されました。一番重要な教育は中等教育であると感じておられたようです。それは後でも出てきますが、そのため、大学を卒業したときに、彼は母校である東京学院に戻られました。前途があまり定かでないような、憂慮するような小さな学校に、あえて先生は奉職されました。それはそれほどその学校を愛されていた証拠であると思います。東京学院中学部では、修身を受け持ち、そしてバプテスト神学校では倫理学と哲学史を受け持ったということです。

大学に入る前、日露戦争に従軍をして帰ってきたときには、これは終生変わらざるひとつの主張ですが、先生は、非戦主義者になって帰還しました。日露戦争から帰還した先生は、「従軍し、戦闘に参加し、肉をさき血を流し、幾百千の生命のやりとりをつぶさに体験して、戦争は罪悪であることを痛感した。正義の戦争なるものはありえない。~私は非戦主義者となって帰って来た。」と述べています。

そして、東京大学の卒業時の口述試問で、坂田先生は中島教授など、3人の先生から試問されました。「中島先生の質問は倫理学に関するもので、私は適当に答えたが、戦争の可否の問題に対しての答は先生の気に入らなかった。私は戦争は絶対に不可であると主張した。先生の戦争観は絶対に悪くもなければ、絶対に善くもない、中庸説

である。先生は私をやりこめた。私は黙した。私は倫理以上のものに根拠をおいて非戦論を主張しているのである。私は試験の点数を犠牲にした。」もしかしたら卒業は危ないのでないかと危惧をしたのですが、それにもかかわらず、自分の主張を曲げることができませんでした。そういう信念を持っていました。これは終生続き、その信念は揺らぐことはありませんでした。そして、この精神、先生の考え方は、1924年の第一回卒業式の式辞の中で「平和のチャンピオンとなれ」という式辞に表れています。

「我が邦は、戦争に勝つを以て世界に誇っている。戦争に勝っても名誉ではない。しかし武力では世界文化に貢献することはできないし、また人道上の貢献もできない。希くは人道上のチャンピオンが生まれんことである。希くば諸子自らその人になれ」と卒業生に向かい平和主義を唱えました。

2. 中学関東学院院長に就任 「人になれ」「奉任せよ」

東京学院中学部は、坂田先生が就任されて2年後、1917年に、閉鎖されました。そして、2年後の1919年に、横浜に新たに学校を創設することになりました。その間、坂田先生は、南部バプテストの西南学院に呼ばれて校長になる約束がありました。テンネーなど宣教師たちが奔走して、北部バプテストに帰ってこいということで、中学関東学院の院長に就任しました。南北戦争というような、南部バプテストと北部バプテストの間にやりとりがあり、先生は欠くことができない人として、中学関東学院の院長に就任されました。

そのことがあったときに、先生は内村先生を訪ねて報告し、その指導を仰ぎました。内村は「大いにやれ、いくらミッションの補助で立つ学校であっても、日本の学校で

あり、日本人を教育する学校であることを忘れるな。日本には立派な武士道がある。この武士道の土台をの上に築き上げられた、キリスト教が建学の精神でなければならない。できるだけ早く独立すること、経済上の独立なくして思想の自由も、信仰の自由も得られない。相当の待遇を受けても、決して卑屈にならぬよう。宣教師の下で働いている牧師、伝道師の中には、聖職たる自尊心を失い、宣教師の雇人のごとく、あたかも奴隸のように駆使されているを見て、遺憾を禁じ得ないことがあるが、君の学校では、かようなことがないように」という忠告と励ましを与えました。

開校に先立ち、横浜開港記念会館で、1919年1月27日に、中学関東学院設立の披露宴があり、そのときのあいさつ文の要約があります。

「此学校に中学校という名をつけなかつたのは、基督教主義に従ひて教育するからである、～中学校の名はないけれども、中学校と同じやうに、専門学校や高等学校に入学することが出来、徵兵猶予の特典もある、普通の中学と変らぬ。」

「本学院は人格の修養に重きを置く、現代特に人格のある人を要する。高等の教育を受けた人が刑法上の罪人となって居る。教育会議で德育を如何にすべきかと云うことが、何時も問題になっている。而して効果が余り挙がらない、本院は教育勅語の大精神を徹底せしめるは云う迄もない。我が学院は聖書を教へ、基督教道德を説いて、教育勅語を徹底せしめ度いと思ふて居る、将来は財團法人を組織して商科を置きたいと思ふて居る。」とあいさつしています。

これは1899年、条約改正により外国人の内地雜居が許されるようになった時、その影響をおそれて、文部省は訓令第十二号を発令し、公認の学校における宗教上の儀式・教育を禁止するなどの制約を加えまし

た。

そこで坂田先生は、中学校という公認の学校になると宗教教育ができない。それよりはむしろ、どんな不利があっても、宗教教育を徹底するために中学関東学院として学校を開設しました。ここに先生の決心を貫こうとする意志が見えます。

教育勅語というのは何かという問題ですが、これは根本的な理念は儒教からきていて、「我ガ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ」という、封建的国家臣民思想ですが、同時に近代国家になってきたので、「國憲ヲ重ンジ國法ニ遵ヒ」と、近代の法治主義的な思想もその中に入っています。

坂田先生は、非常に上手にそういうところを楯にとって圧力を跳ね返しているところがあり、これは、この後しばしば出できます。先生は「教育勅語を重んじ」と言いますが、それはしかし一定のかっこの中ににおいての意味で、いわゆる封建的国家思想とか臣民思想ではありません。戦後の民主主義の時代になっても、先生は教育勅語と軍人に賜りたる勅諭を重んじました。坂田先生の教え子である、ある牧師は先生に「これは軍国主義だ」と文句をつけて叱られたことがあります。この軍人に賜りたる勅諭は、軍人が天皇に直属するものであることをうたったのですが、先生は「それは武士道の歴史である」と言っています。

そして守るように命じた忠節、礼儀、武勇、信義、質素を天地の公道人倫の道としてとらえました。クリスチャンになった時、天皇は至尊に非ず、その上に真の至尊、天地万有の創造主なる唯一の神が存在する。今までの天皇を至尊とする考えを改め、眞の至尊なる神に帰依し、武士道の精神を以て神に忠誠を尽くす考えになったと述べています。

1919年の第一回の入学式で、「從来、ミッショナリースクールは入学式とか卒業式な

どには、日本の国旗を掲げないで米国の国旗を掲げるものが多かった。」東京学院の場合は、伝統的に、米国の国旗と日本の国旗の交差をしていました。全国のミッション・スクールでは、米国の国旗しか掲げないところもあり、その点に先生は非常に不満を持っておられました。

「聖書の朗読、賛美歌の合唱はあったが、教育勅語の奉読、国歌君が代の齊唱はなかった。これは私の気に入らないことであった。関東学院はキリスト教主義の学校であるけれども、日本の学校で、日本人を教育する学校であるから、この創立第一回の入学式に、日の丸の国旗をたて、君が代を齊唱し、教育勅語を奉読し、聖書朗読、祈禱をもって挙式した。私は式辞にキリスト教の精神を高調して建学の精神とし、これを具体的に表現するために『人になれ』と力説した。これは私が祈って上から示された言葉であった。～諸氏は将来学者になり、教育家になり、実業家になり、政治家になり、弁護士になり、医者になり、軍人になり～になるであろうが、何者かになる前に、先ず人にならなければならない。」と力説した。

「次に述べたことは『奉仕せよ』であった。人のために、社会のために、国のために、人類のために尽くすことであると力説した。」これが第一回の入学式の式辞です。

1924年の第一回の卒業式の式辞で、「～わたしはこの目標（人になれ、奉仕せよ）の下に、同僚の教員諸君と共に全力を尽くして來たが、徳たらず、力たらず實に貧弱なものであった。われわれ教員は、範を諸君の前に垂れなければならぬのであるが、自ら不完全極まる貧弱さを以て、到底それはできることである。唯自分以上、自然以上の力に信頼する以外にはない。ここに於て宗教的希望となるのである。私は祈りなくして諸君の前に立つことが出来な

かった」。

「～上級学校に入学できないでもよろしい。貧乏になってもよろしい。この世の事業に失敗してもよろしい。諸子が自分の人生観の基礎を確立して、価値ある生涯を送ることが出来たなら、それは真の成功である。ここに理想を置いて真の奉仕が出来るのである。奉仕とは自分以外のものために尽くすことである。それは君に対して忠、国家に対して愛国となるのであるが、その最大なるものは、人その友のために命を棄つる、これよりも大いなる愛はなしである。と説き、願わくばわが國に人道上のチャンピオンが生まれることである。」と言っています。

3. 東京学院と合併、財団法人関東学院となる

昭和2年、1927年に学制が変更になり、東京学院と合併して、財団法人関東学院になりました。テンネーが院長になり、千葉勇五郎が副院長、高等部の部長に坂田先生、それから神学部部長がテンネー、中学部部長を坂田先生が兼任されることになりました。

東京学院が関東学院と合併したひとつの理由は、大正6年に有吉神奈川県知事がテンネーを兵隊山、今の三春台の校舎のあるところに案内して、非常に有利な条件で開學を奨励をしました。さらに横浜は商都なので、高等の商業学校をつくることを要望しました。これは実現せず、中学関東学院だけ設立されましたが、1923年の関東大震災に關東学院も東京学院も被災をしました。

米国に援助を頼んだのですが、両方の学校を復興することが困難なので、東京学院の校地を売って、その金を持って横浜に移り、関東学院に加わりました。そのときに、東京学院は中学部の廃部のあと専門学校と

して高等部と神学部が残っていました。その神学部が合併することに関しては同盟の中で色々な議論がありました。坂田先生は、「神学部が関東学院に来ると訓練上困る。神学生に壞されると困る。」と反対しています。

これは先生が先に言ったように、中等教育を非常に重視していたということがあったのです。しかしそれはテンネーが院長になり、テンネーが決定をして、高等部も神学部も関東学院に来て、グレイト関東、大関東ということになりました。中等教育に固執するという先生のひとつの考え方方はこんなところにも出ていると、私は感じています。

1929年、第六回の卒業式のときの式辞で、ここで非常に具体的に基礎になる方針について述べておられ、先生自らの考え方が出ています。いくつかの点だけ拾い上げます。
「六)『人間ニナレ』。これは動物学上における動物としての人間ではありません。万物の靈長として、神の造り給うた人間であります。その造り給うた神の聖旨に叶う人間になるということであります。諸子の向かうところの職業はなんであってもよろしい。職業はなんであっても先ず第一に人間であらねばならない。学院の教育はこの点に目標をおいてこれに集中せられているのであります。八) 真の成功は我々を造り給うた神の聖旨に叶う人間になることであります。真の失敗は神の聖旨に叶う人間になり得ざることであります。十二) ~世の賞賛を受くる英雄たらずとも隠れたる人道のチャンピオンたることのいかに貴いことであるかを学んだのであります。十三) ~『名を竹帛に垂れ』なくとも我が名が『天の名簿』に記されることが、もっとも貴いことであるかを諸君は学んだのです。『縁の下の力持ち』という諺がありますが、諸子は縁の下の力持ちになることを学んだの

であります。縁の下の力持ちがなければ社会は立ち行かないのです。国家が立ち行かないのです。諸子どうか融通のきかない人間になってください。縁の下の力持ちになってください。そして社会のため、国家のために人道のために奉仕してください。」

そして非常にわかりやすい言葉に言い換えて、「我れ人を使わんとして来たのではなく人に使われんがため来たのである」。これは聖書の言葉ですが、「人の子の来れるも事へられる為にあらず、反って事ふること」を引用しています。

それから同じようなことですが、先生は「人になれ、奉仕せよ」ということを聖書の言葉を使って何度も、「人その友のため命を棄つる、之より大なる愛なし」と言っています。

さらに次第に軍国主義の時代になり、満州事変が1931年昭和6年に起こるわけですが、その時分になると、先生の話もそういうところに、必然的に触れざるを得なくなってしまいます。

「『君の馬前に討ち死にする』之は我が武士道の精神であって日本精神の真髄である。我等はかくの如き、立派な日本精神を持っている。この精神が神に潔められて、眞に日本を救う力になるのである。されば我等はこの精神の上に、キリスト教を築きあげ、神を畏れ、祖国を愛し、人類を愛し、これが為に、一命をささぐことが出来る眞の人をつくらねばならない。これが本学最高の使命である。」こういうのを見ると、内村先生の“*I for Japan; Japan for the World; The World for Christ; And All for God.*”という言葉を思い出します。坂田先生の説く武士道とは誠実であり勤勉であり、武勇、質素であることを含めた、日本の精神であり、自分はそういうところに育てられたことを誇りにして、生徒にも武士道の精神を教えられたのだと思います。

4. 教育方針

先生は、「教育方針」という印刷物で、生物的方面、精神的方面、社会的方面という3つのことが安定されて眞の人間になるのだが、それは人間が努めてもそうなることはできないという告白をしました。「人格の完成は倫理道德ニ於テハ不可能ナルモ宗教ノ信仰ニ於テ可能ナリ、即チキリストノ救（贖罪）ニ依リテ義トセラレ不完全ナルモノガ完キモノトナリテ永遠ノ生命ヲ与ヘラレコニ人格ハ完成サレル也。我学院教育ノ究意（究極？）ノ理想ハコニアル也」と述べています。

そして1931年の満州事変が始まったころの先生は、入学式のときに、「我が学院の教育精神」で次のように述べられています。

「我が学院の教育の出発点は父母に順ふことである。旧約聖書に『汝の父母を敬へ』とある。新約聖書に『子なるもの凡ての事みな両親に順へ』とあり、親孝行は、神が人間に要求し給ふ第一の誠めである。教育勅語に『爾臣民父母ニ孝ニ』と仰せられ、我等の道徳生活に於て、つとむべき第一は親孝行であることを諭しておられる。」

ちょうどこのときは、教育勅語が発布されて40年になっています。世間では教育勅語のことが問題になってきた、それを無視していないということを言うために教育勅語を引いて訓示をされています。さらに、「父母に従順ならずして、教師に従順たることは出来ない。教師に従順ならずして教育の効果を挙ぐることは出来ない。ここを以て、我が学院は、入学の最初に於て、家庭生活に於ける孝順を要求して教育の出発点とするのである。『人になれ』『奉仕せよ』とは、我が学院創立以来のモットーである。」

「～我等学院の教職にあるものは、その教養に於て、その人格の於て、その力において甚だ不完全であり、不十分である。～

されば我等は人間以上の力、絶対の力、即ち神に信頼し、神より力を与へられて、人の子をあやまらざるよう教え導かんとするのである。信仰によって、我等に与へられた、尊い務めを果し得んと努むるのである。教育勅語の大精神を、信仰の力によって、実現せんとするのである。」と述べています。

1939年のテンネー記念講堂の落成式にあたって、ここにも「教育勅語を奉戴し其の聖旨を実現する為にキリスト教主義によりて人格を涵養し国家の為に奉仕する立派な国民を養成するにあるのであります。宗教の為の教育ではなく教育の為の宗教であります。故に本学院は伝道機関ではありません。教育機関であります。此の点は教会と全く異なるのであります。」と述べて、学校と教会との分離をしています。しかし、学校教育に、宗教的情操教育をすることは非常に重要であると述べています。

5. 戦時中のキリスト教教育

昭和16年、皇紀2600年、「遵法の精神」という卒業式の告示をしました。「遵法の精神の根底をなすものは良心の権威に従うことであります。真に偉い人とは、良心の権威に従う人であります。肚の出来ている人とは、かかる人を言うのであります。聖書箴言(16:32)に『己の心を治むる者は、城を攻め取る者に勝る』とありますが、己の心を治むる者と云うのは良心に従って行動する人を云うのであります。」

さらに「最後に申し上げたい事は、諸子は本学院に於て正しい神の概念、正しい宗教的人生觀を学んだのであります。人生には何人も遭遇する一大事が來るのであります。～この世の如何なる力を以てしても救うことの出来ない場合に遭遇することがあるのであります。かかる場合に多くの人は迷うのであります。諸子はかかる際に光り

を与え、希望を与え、力を与える真に信頼すべき永遠に無限に価値のある正しいものを学んだのであります。それは『インマヌエル』神我とともに在ます。と云う信念であります。」

私ぐらいの年ごろの卒業生は、このことをよく聞いたようです。坂田先生はインマヌエルというニックネームになっていました。大学紛争の後チャプレン会で相談して『いんまぬえる』という機関誌を出しました。片仮名ではなく平仮名で『いんまぬえる』としました。坂田先生のことを思って、この名前をつけました。

後に戦争中のことを回想して次のように述べておられます。

「宮城遙拝を強要された。毎日、朝礼の際にこれを実行した。すべての集会は、宮城遙拝を以て始められた。」

「全国の学校は勿論、わがキリスト教主義の学校も、宮城遙拝と神社参拝も強要された。当時、国の制度では、神社は宗教にあらず、国家の重要な施設であるから、国民は何人も、これを拝さなければならないと言うのである。」そういう詭弁を使って、神社参拝をしたわけです。これに対して先生はもちろん反抗することができないので、宮城遙拝もし、あるいは神社参拝もしたわけですが、「わがキリスト教主義の学校も、宮城遙拝と神社参拝を強要された」しかし、「よく生徒に注意して、偶像礼拝に陥らないよう、注意を怠らなかった」という、そういう柔軟な姿勢を示しています。

それから当時「横浜に、プロテスタントの学校は五校あったが、県当局から、学則に規定してある『本校はキリスト教の精神を以て教育する~』の項を削除するよう要請があった。~五校の校長が団結して、学務当局と会見してその不可能なることを力説した。」

配属将校が学校に派遣されていて、賛美

歌や礼拝をやめると婉曲に申し出てきたが、「私は学校教育は文部省の管轄であり、学校教練のみが軍部の管轄であるから、教練以外の学科過程は文部省の指令がなければこれを変更することが出来ないと述べ、~学校の宗教教育に関係したことには干渉をされぬようにと断った。」

そして配属将校に「まず礼拝に出て、礼拝の様子を見よ」と話したことでした。いろいろなかたちで「圧迫や迫害、中傷があったにもかかわらず、そのために学校の礼拝を一度も止めたことがなかった。創立以来、キリスト教を以て建学の精神とする、その根本精神を堅持して、今日に至ることのできたことは、實に恩寵の賜ものであり、感謝に耐えない次第である。」と回顧しています。

1944年、入隊、あるいは入団をしていく卒業生に訓示を与えて、「おそれるな、憂えるな」と言った後で、「確固たる死生観を持て」と言っています。そして先生が訴えたことは、「我は復活なり生命なり我を信じる者は死ぬとも生きん、凡そ生きて我を信じる者は永遠に死なざるべし」ということでした。下級生は勤労動員はなく学校に残っていました。空襲警報が鳴ったときに、校庭に生徒を集めて、これを唱和させて勇気づけたということです。これは、この時分に先生が好んで生徒たちに与えられた言葉です。

また初めの奥さまが亡くなられたときに、先生は病床にあって、つねにこの言葉を唱え励まされたということを読んだことがあります。これは先生の不動の死生観でした。

6. 戦後・専門学校と新制大学。

戦後になって、戦時中に設立された航空工業専門学校を工業専門学校に、明治学院に合併した高商部を経済専門学校にして

復興し、更に女子専門学校を新設しようとした時、坂田先生は消極的で、「専門学校まで手を延ばしての学校経営は無理だから、中等教育に専念して本当に良いキリスト教主義の中等学校をやって行こうではないか」と主張したと相川高秋はその著書に述べています。

それも先生はご自分の体験に基づく一つの見識で、中等学校においてしっかりした人格教育を施し、専門の学問は施設や制度の整った大学に任せれば良いと考えられたようです。それを先生が東京大学を重視していると見た人もいました。しかし、1953年学制改革により新制大学に移行した時には柔軟に対応し、大学開設の理由を次のように述べておられます。

「1) 学制改革の結果専門学校は大学になるか止めるかであった。20年余の歴史があるから専門学校はやめることは出来なかつた。

2) 教派の発展に高等教育は絶対に必要である。他の教派はいづれも高等教育の学校を早くから持っていた。わがバプテスト派は他の教派よりおくれていた。したがって教会の指導者の養成ができなかつた。」などと大学や宣教師会議で述べています。

時間がなくなつたので一寸話がとびますが、1963年の式辞で先生は建学の精神に関わる古い話として、“Boys be ambitious.”で有名なクラークが札幌農学校の教育の基本としてキリスト教精神を重視したこと語り、また自分が学んだ東京学院の初代院長の渡瀬寅次郎がその学校の第一期生であったこと、更に一高の校長の新渡戸稻造、私淑した内村鑑三はその第二期生であったと語り、その人たちの教えを受け、その精神を継承した自分が、キリスト教精神を具体的に表現するものとして、『人になれ、奉仕せよ』を祈りによって上から示された、

と話されました。

1. 結び

先生は軍籍に身を投じて立身榮達を求められましたが、制度の変更により士官学校へ進学の道が絶たれた時、満期除隊を前にして将来の道を模索され福音の伝道者となる決意をされたことがありました。しかし日露戦争に従軍したことで進路を変更され、苦心して東大に学ばれた後、中等学校の教育に使命を感じられ、信仰に基づく人間形成の教育者になられました。

その生涯は、日清・日露の戦役、資本主義、帝国主義、二つの世界戦争を挟んでのデモクラシー、恐慌、ファシズム、戦後の民主主義と波乱万丈の時代でした。その間50年の長きに亘っての学校の責任者としての歩みは決して安易な道ではなかつたのですが、信じるところの教育理念を貫徹されました。内村譲りの純福音の信仰に立って搖るぐございませんでした。

先生は、明治人として感情的には皇室や旧藩主を尊崇する思いや、国家に対する忠誠心は篤かったのですが、人間を超える至尊の存在をキリスト教によって確信された後は、武士道精神を以て神に忠誠を尽くそうと決意され、それを教育の中で実践された伝道者の教育者であったということができるでしょう。

安 田：大島先生、どうもありがとうございました。やはり質問等は、後半で行いたいと思います。

これから10分休憩に入りたいと思います。お茶を受付で用意しておりますので、どうぞお飲みください。ただ教室の中には持ち込まないでください。廊下でお願いします。それからこの終了がだいたい5時ぐらいになるかと思いますが、1時間ぐらいの予定で1号館の教職員ホールで懇親会を

行いますので、それもぜひご予定にいれてご参加してください。それでは、この時計で25分ぐらいから始めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

帆 荘：時間になりましたので、後半を続けさせていただきます。少し遅れていますが、質問の時間がありますので、そのときに質問等をお願いします。

それでは、「家庭における坂田祐」について坂田先生お願ひします。

発題 家庭における坂田祐

坂田 創（元関東学院中・高等学校教諭）

坂 田：ご紹介いただいた坂田創です。

研究所のほうからご依頼をいただきまして、「家庭における坂田祐」という題で話せと言われました。今、両先生のお話を伺いましたが、大変に密度の濃いものでした。私のほうは思い出話のようなもので、ごく平凡なものです。どうぞお楽に聞き流していただきたいと思います。

レジュメとは申せませんが、このような項目でいきたいと思います。ただ必ずしもこれにぴったりというわけではなく、時々脱線をいたしますのでご了承下さい。

はじめに

最初にまず私と坂田祐の関係を述べておきたいと思います。お見受けしたところ、私のことをよく知つておられる方が大勢おられますから、公開シンポジウムですから、一応述べさせていただきます。

坂田祐のことを私は父と言っていますが、正確に言うと私の養父ということになります。私の実の母は私が小さいときに死にましたが、その母の姉のチエが坂田祐の妻です。つまり私の伯父にあたる人です。

坂田祐には実子がいなかったので、1939年、昭和14年に私が坂田に養子として入り、一

つ屋根の下に生活するようになりました。

当時坂田祐は61歳、私が13歳、中学1年生でした。父は30歳ぐらいで学生生活を始めたときにこう言っています。当時は人生50年と言われた時代です。

「人生50年と言うけれども、私は軍隊生活で10年間遠回りをしたので、人生60年を目指とする」と。けれどももう61歳なので、それを過ぎていました。そのころから、父は「余命いくばくもない」ということを、よく人に話したり、書いたりしていました。実際にはそれから30年も生きましたが。

したがって、私が一緒に生活するようになったのは、「余命いくばくもない時代」、いわば父の老年の時代です。そのことを考えに入れて聞いていただきたいと思います。

老年の時代を迎えていましたが、非常に元気でした。しかも、この時代は太平洋戦争に突入した時代です。それから敗戦があり、戦後の混乱期があり、関東学院も非常な傷を受けて、それを復興しなければならないという激動の時代を迎えていました。そういう背景の中で、父の日常生活はどうだったか。ふだんの父を語りたいと思います。

健康と食生活

生活のことですから、平凡なことばかりですが、健康のことが大事だと思いまして「健康と食生活」と題しました。

父は健康に非常に恵まれた人でした。91歳までほとんど病気もしないで天寿を全うし、死ぬ前の日まで元気でした。これは自分でも言つてきましたが、小さいときから労働もしていましたが、若いころ軍隊生活で非常に鍛えたということが基になっていました。

しかし、実は日露戦争から帰ってきて、先程のお話にもありました、鳥取県の大

行いますので、それもぜひご予定にいれてご参加してください。それでは、この時計で25分ぐらいから始めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

帆 荘：時間になりましたので、後半を続けさせていただきます。少し遅れていますが、質問の時間がありますので、そのときに質問等をお願いします。

それでは、「家庭における坂田祐」について坂田先生お願ひします。

発題 家庭における坂田祐

坂田 創（元関東学院中・高等学校教諭）

坂 田：ご紹介いただいた坂田創です。

研究所のほうからご依頼をいただきまして、「家庭における坂田祐」という題で話せと言われました。今、両先生のお話を伺いましたが、大変に密度の濃いものでした。私のほうは思い出話のようなもので、ごく平凡なものです。どうぞお楽に聞き流していただきたいと思います。

レジュメとは申せませんが、このような項目でいきたいと思います。ただ必ずしもこれにぴったりというわけではなく、時々脱線をいたしますのでご了承下さい。

はじめに

最初にまず私と坂田祐の関係を述べておきたいと思います。お見受けしたところ、私のことをよく知つておられる方が大勢おられますから、公開シンポジウムですから、一応述べさせていただきます。

坂田祐のことを私は父と言っていますが、正確に言うと私の養父ということになります。私の実の母は私が小さいときに死にましたが、その母の姉のチエが坂田祐の妻です。つまり私の伯父にあたる人です。

坂田祐には実子がいなかったので、1939年、昭和14年に私が坂田に養子として入り、一

つ屋根の下に生活するようになりました。

当時坂田祐は61歳、私が13歳、中学1年生でした。父は30歳ぐらいで学生生活を始めたときにこう言っています。当時は人生50年と言われた時代です。

「人生50年と言うけれども、私は軍隊生活で10年間遠回りをしたので、人生60年を目指とする」と。けれどももう61歳なので、それを過ぎていました。そのころから、父は「余命いくばくもない」ということを、よく人に話したり、書いたりしていました。実際にはそれから30年も生きましたが。

したがって、私が一緒に生活するようになったのは、「余命いくばくもない時代」、いわば父の老年の時代です。そのことを考えに入れて聞いていただきたいと思います。

老年の時代を迎えていましたが、非常に元気でした。しかも、この時代は太平洋戦争に突入した時代です。それから敗戦があり、戦後の混乱期があり、関東学院も非常な傷を受けて、それを復興しなければならないという激動の時代を迎えていました。そういう背景の中で、父の日常生活はどうだったか。ふだんの父を語りたいと思います。

健康と食生活

生活のことですから、平凡なことばかりですが、健康のことが大事だと思いまして「健康と食生活」と題しました。

父は健康に非常に恵まれた人でした。91歳までほとんど病気もしないで天寿を全うし、死ぬ前の日まで元気でした。これは自分でも言つてきましたが、小さいときから労働もしていましたが、若いころ軍隊生活で非常に鍛えたということが基になっていました。

しかし、実は日露戦争から帰ってきて、先程のお話にもありました、鳥取県の大

山の軍馬補充部というところで馬の管理育成をしていたとき、胃拡張になりました。これは急になったわけではなく、戦場で非常に不摂生な食生活をしていて、また帰ってきてからほっとしたのか、大食を続けたようです。どんぶりを2杯とか3杯一度に食べたと言っていました。それで胃拡張になってしまったのです。

軍医が言うには、「このままでいったら1年半しかもたない」ということだったそうです。そこで父は「非常に食生活に留意するようになった」と言っていました。このときは、「正座で直した」と言っていました。このときはちょうど父の人生が大転換の時期でした。この大山の生活の途中で、先のお話にもありました、軍隊生活をやめよう、そしてまた学生生活をしようという大転換をしたときです。それで、正座をしながら、そういうことを考えながら病気を直したと思います。

そういうわけで、それ以降、日常生活は非常に規則正しく節制家になりました。食生活は規則正しく決まった時間にきちんと食べていました。朝食はオートミールを牛乳や山羊乳で、それに半熟卵を乗せて食べました。それからコーヒーを飲みリンゴを食べる。これが定番で、ずっと長い間続きました。

このコーヒーとリンゴというのは、かなり人々に知れ渡っていました。戦争中もずっと続いていたように思います。代用コーヒーというものもありました。リンゴは秋田出身なので秋田から送ってもらい、それが続いていました。自分はコーヒーとリンゴを食べ、江差追分を聞いて死にたいと言っていました。

それから昼食は、母トシのつくったサンドイッチをいつも持っていました。私から見ると随分小量だなと思いましたが、それを持つて行き、外に出るといろいろなもの

のを出されるのでしょうか、それを断っていました。母のことをマザーと呼んでいて、「僕の健康の秘訣はマザーのつくったサンドイッチだ」というのが決まり文句で、これはかなり有名でした。

お酒は一切飲みませんでした。健康を害するとか、あるいは生活を乱すとか言って、一切飲みませんでした。しかし始めからそうではなく、驚くべきことには、「自分は母乳の代わりに酒を飲んで育った」と言っていました。母親の乳が出ないので、自分の家でつくったお酒に砂糖でも入れて甘くして飲ませたようです。

だから、酒は強かったと言っています。軍隊生活に入ったので、軍隊には酒保とかいうのがあって、そこで酒をたくさん飲んだようです。軍隊生活をしながら夜学に通っていましたが、酒を飲んで行くので眠くなるわけです。これは絶対にやめないと何度も禁酒を試みましたが、いつも失敗したと言っています。

ところが25歳でクリスチャンになりました。それからぴったりと酒と縁を切り、それ以後は一切飲まなくなつたと言っていて、私も飲んだのを見たことがありません。

「汝らは神の宮なり」という言葉に基づいて、信仰生活を送るようになってからは、酒を飲むことは罪悪だと考えるようになりました。酒をやめられたことで、自分は長生きをしている、これは神様の恵みであったと言っていました。

好きなものは、ウナギの蒲焼、すき焼きなどです。搜真女学校の理事会ではいつもウナギの蒲焼が出ました。そこで搜真女学校に行くのをいつも楽しみにしていました。それから、すき焼きもとても好きで、人を呼んではすき焼きをしていましたが、死ぬ前日の夕食にもすき焼きを食べて、「本当においしかった」と言って寝たそうです。

そのほか、不思議だったのは身欠き鰯が

好きだったので、なぜあんなものが好きなのかと思って聞いたら、これは少年時代の秋田の山奥では一番の御馳走だったと言つていきましたから、一種の郷愁だと思います。そのほか豆腐のみそ汁やウニなどが好きでした。

先ほど大島先生が、ラーメンが好きだったと言っておられましたが、私の家ではラーメンというものは食べたことがありません。ですから外に行くと、ラーメンがおいしかったのではないかと思います。

運動など、特別な健康法はしていませんでした。規則正しく食事をしてよく眠るというのが基本だったと思います。日中でも、10分ぐらい熟睡してしまうという特技がありました。仕事をする人というのは、そういう人が多いようですが、そういう人でした。

こんなところが彼の健康と食生活です。

好きなこと

好きなことと言っても、特別な趣味を持っている人ではありませんでした。最後まで学校で働きましたので、学校で働くのが趣味だったのでないかと思います。けれども小さな好きなことがいくつかありました。

若いときに騎兵だったので、馬は大好きでした。「恩寵の生涯」という本がありますが、その中に「赤馬物語」というものがあり、物語的に書いてありますが、馬に対する愛情がよく表れています。先ほどの軍馬補充部の仕事なども楽しんでやったのではないかと思います。その延長で、動物が好きでした。戦前は犬を飼っていて非常にかわいがっていました。秋田犬のポチと言って、いい犬でした。私などは、小さいときは「ポチおじちゃん」という愛称で呼んでいました。それから大きな毛のふさふさしたムクや拾ってきたポチなど、犬が順番

にいましたが、外から帰ると、玄関先で犬を相手にしばらく遊んでいました。楽しそうでした。

戦後になると、今度は山羊を飼いました。この山羊は優秀なメスの山羊で、私が品評会に連れていくて優勝したことがあります。乳を出させるので、エサを集めるのが、戦後なので非常に大変で、家族の者もみんな協力しましたが、自分でよく世話をしていました。山羊の柵をつくったり、寝るところを整えたりしました。よく体調を見て、具合の悪いところをすぐ手当てをしたり、それから山羊乳の質にも非常に敏感でした。メスなので、子山羊が生まれるのですが、そういうときはお産婆さん並に上手に処置していました。

山羊を飼ったのは、動物好きというのもあります、戦後の栄養不足を補おうという意図があったと思います。近くに病人がいたり、体の弱った人がいると、山羊乳をよく母が届けたりしました。

それから大工仕事が好きでした。家の中で小さな工作ですが、1人でこつこつやっていました。何か工夫をしてつくるということが好きなようでした。あまりきれいにはできなくて、だれもほめないのですが、できあがるとうれしそうな顔をして、「さすがは坂田工学士」と自画自賛していました。「僕は文学士になるより工学士になったほうがよかった」とよく言っていました。

晩年、運転手だった我妻さんという方を助手にして工作をやっていて、死ぬ前日も自分の部屋で何かをつくっていたということです。次第に足腰が弱ってきて、立ち上がるのも困難になってくると、自分で晒しをよって縄をつくり、それを輪にして、部屋のあちこちの柱につるしておいて、それにすがって立ち上がったり歩いたりしていました。最後まで人の手を借りないで、自力でやろうという気持ちがありました。

私が忘れられない、悪かったなと思うのは、庭の崖に横穴式の防空壕を父が一人でつくったことです。朝起きると黙々と1人で掘っていました。今になって思いますか、若いころ鉱山で働いていたときを思い出しながらやっていたのではないですか。夜、空襲警報が鳴ると、家族を防空壕に入れて、自分は警備のために学校に飛んでいく。そして朝帰って来る。そういう生活をしていました。もう70歳近いころです。

それから語学にも興味があったと思います。耳がかなり聞こえなくなりましたが、朝早くからラジオ放送の番組を聞いていました。ドイツ語、フランス語、イタリア語、中国語など、毎年変えていて、テキストを買ってきて聞いていました。

少年時代から独学で英語のリーダーを読んでいて、日露戦争に行く前には中国語を勉強し、現地に行ったときには騎兵は斥候なので、いろいろと向こうの人と話をしたようです。結構役に立ったと言っていたので、語学は好きだったのだと思います。でもラジオ放送のテストの日になると、「きょうはテストだから休みだ」と言っておりました。語学は頭の老化を防ぐためにやっているということでした。習得したとは思えませんでしたが、非常にチャレンジ精神の旺盛な人でした。

話はそれますが、皆さんのが存じの通り、東北訛り、ずうずう弁が終生直りませんでした。家に来る大工さんや植木屋さんなど、割合にそういう人たちと話をするのが好きでした。庶民的な人でした。ところがずうずう弁なので、よくわからないらしいのです。それで、その人たちが、「外国に行つたために日本語があのようになってしまったのではないか」と言っていたので大笑いしました。ずうずう弁にまつわるエピソードというのは、あちこちあります。

中居先生という牧師がいて、この人も東

北の出身ですが、父に「中居君、君のずうずう弁はひどいねと言われた」と、笑っておられました。

音楽は不得意でした。非常な音痴で、自分でも認めていて、贊美歌もろくに歌えないと言っていました。「なぜ贊美歌はみんなこんなに節が違うんだ」と言っていました。

それでも日露戦争の黒溝台の戦いで援軍も来ないしこれで最後というときに、大きな声で、「主よ身もとに近づかん」という贊美歌を歌っていたと言っていました。それから学校の礼拝のときには、選んでいつも歌っていたのが、「聖なる聖なる聖なるかな」です。この2つはどうにか歌えました。

先ほど言ったように、江差追分が非常に好きでした。小さいときから聞いていたのだと思います。私も父の誕生日に2、3度レコードをさがし求めて、聞いてもらい、とても喜ばれました。尺八も1本持っていましたが、1回しか聞いたことがありません。

それから少し機嫌がいいとき、くつろいだとき、思わず昔の軍歌が出ました。「道は六百八十里」です。目が細い人でしたが、もっと細くしてずうずう弁で、「みつはろっぴやこはつずうり」というような発音でした。

絵や書を見るのが好きで、よく上野に行って、展覧会を見ていました。坂田記念館に若いときに書いたスケッチなどが残っていますが、絵は好きだったのではないかと思います。他愛もないことばかりですが、終生学校のことが頭から離れなかった人ですから、日常生活の中でこんなささやかなことに楽しみを感じていたのだと思います。

祈りと教会

精神的な面では、祈りと教会です。父の書斎には2枚の額が掛けてありました。一枚は、内村鑑三の立っている写真です。確か御殿場の近くで撮ったものだと思います。もう一枚は、主イエスがゲッセマネの園で祈っている絵です。この2つが掛けてありました。ゲッセマネの園の額は、自分の机の前の壁に掛けてありました。

父はその机の前に端然と座り、よく聖書を読んでいました。あとで見ると、傍線がいろいろな色でたくさん引かれているので、何回も繰り返し読んだのだと思います。晩年になると、学校の仕事がなくなったので、1日中読んでいたという感じがします。「聖書は読めば読むほど味わいが深くなる」と言っていました。

そしてまた手を合わせて、長い時間祈っているのを見ました。書斎が奥のほうにあるので、私もしおっちゅう行くわけではありませんが、呼びに行くとよく祈っていました。ときには、2、3日ものも言わずに何か考え込んでいる様子だったのが、突然晴々として、「祈って答えが与えられた」と言っていました。

すなわちいつも祈りながら、上から示されたことを聞いて物事を進めていくという姿勢があったと思います。それから朝と晩、食前の祈りをするのですが、必ず声を出して祈りました。そしてまた長い祈りでした。祈りは同じような順番で同じような内容でした。中でも学校に関することが半分以上でした。六浦校舎で火災が起きて、学生寮などが全焼しました。あの晩は私も一緒に駆けつけましたが、それは相当なショックだったようで、それ以降は長い間「火災が起きないように守ってください」という祈りが続きました。そういうふうに、いつも学校のことを心配して祈っていました。

朝食の祈りの前には、必ず内村鑑三の著

した「一日一生」という本を私に読ませました。これは最初に聖句があって、そして内村先生の文章が書いてあるものです。これを何年も何年も毎日毎日読みました。教会の礼拝には休まずに出席していました。父は内村鑑三に強い影響を受けて、白雨会という会に所属していましたが、内村先生に感化を受ける前に、既に25歳のときに四谷浸礼教会でバプテストを受けていましたので、教会員としての活動もしていました。

このことは内村先生も、教会の牧師も理解をしてくれました。こここのところは非常に興味のあるところです。中学関東学院が創立されて3年後、大正11年に今の三春台校地に関東学院バプテスト教会が設立されました。これは関東学院の教職員の家族や生徒を当面の対象にしたと思いますが、この設立の中心になったのが父です。後に名称を変更して、現在霞ヶ丘教会と言っています。そういう経緯があり、執事や責任役員などの奉仕を通して終生教会に尽しています。

戦争中、横浜大空襲で会堂が焼失して礼拝できなくなったのですが、それから3カ月程で終戦になると、ただちに焼け残った自宅を開放して礼拝を開始しました。礼拝は欠かさず、いつも最前列に席を決めて座っていました。なぜかわかりませんが、始まる前に後ろを振り向いて、一同を見渡すという習慣がありました。この理由については聞いてみたことはありません。

晩年は耳が遠くなり、補聴器を次々に買いましたが、うまくいきませんでした。それから「自分は日露戦争のとき、砲弾の中にいて耳を悪くして、それ以来セミの鳴いているような音がする」と言っていたのを聞いて、びっくりしたことがあります。

それで、耳が遠くなつて、礼拝中に居眠りをするようになりました。そこで親戚の者を後ろに座らせて、後ろからつかせて

眠りを覚まさせていました。しかし父は、「気持ちよく眠らせる説教はいい説教なんだ」と笑っていました。

家は南区の庚台にあり、そこに昭和の初期から住み、戦災も免れ、そこで死にました。この地域はクリスチャンの家が非常に多く、ヤソ村と呼ばれていました。友井楨先生、高谷道男先生、小澤三郎先生、真方敬道先生、英義雄先生、長崎次郎先生など、そういう先生が住んでいて、戦争中はだいぶ嫌がらせを受けました。祭りの寄付をしないとか、あるいはしめ縄を張らないなどと言って、御輿を板垣にぶつけて壊されたり嫌がらせを受けましたが、父は信仰にたって絶対に動じませんでした。

しかし町のリクレーションの寄付は喜んでしていました。あるとき、町内会の人気が寄付を間違えて、神社の奉納者名簿に父の名前をのせてしまいました。それを見て大変怒り、撤回させました。滅多に怒らないのですが、そのときは怒ったのを覚えています。1人のクリスチャンとして、真摯な生活を続けたと思います。

坂田日記について

坂田日記について、少し述べたいと思います。

日記をつけるということは、日記なので当然ですが、父の日課で、几帳面に毎日毎日つけていました。これは若いときから始まっていて、休みなく続き、死ぬ4日前に終わっています。したがって膨大な量があるわけですが、ひとつのことときちんと続けてやり通すというのが信条だったので、生涯日記を書き続けたことは、ひそかな自慢であったかと思います。

書いているときに、そばで見ていると、全然読めないので。非常に読みにくい崩した字で書いてありました。小川先生が卒業論文が読みにくかったということです

が、それとまたちがった意味で分りにくい字です。「後の人気が読めない」と言うと、これは「他人が読めないように書いてるんだ、自分さえわかればいいんだ」と言っていました。この日記は、起こった事実だけを書いているとのことでした。「ファクト(Facts)だけを書いたので、他人が見たってつまらないものだ」とも言っていました。

特別なことがあったとき、感想をまじえて書いてあるノートが少し残っています。

この日記について少し付け加えると、母には「これをあなたが読んでしまったら、焼いてしまったほうがいい、焼却するよう」と言い残していたようです。父の死後、その日記を母は楽しんで読んでいたようですが、結局焼却しませんでした。また母は私に何も言い残さないで死にました。

母は父の死後8年ぐらいで死んだのですが、母の死後、学校から関東学院の資料として貴重なものだから、1919年三春台に学校ができたころ以降の部分をマイクロフィルムにコピーして保管したいというお申出がありました。私は、いろいろ考えましたが、熟慮の末、関東学院の資料になるということならばと思って、これを承諾しました。当時の学院長は柳生先生でした。柳生先生とよくお話ををして、取り扱いについていろいろな約束をかわしました。それから大学の図書館に保管してあると思います。原本は、焼失するといけないと思い、三春台に保管していただいていました。

しかし、父の死後すでに34年を経過していますし、またキリスト教と文化研究所が発足して、今日のように坂田祐に関する研究も始められるのではないかと聞いていたので、私としては学院に日記を寄贈しようと決めました。これが果して父の意に沿っているかどうかはわかりません。しかし、私は学院のお役に立てれば許されることだ

と思っています。ただプライバシーに関することで、絶対に迷惑がかからないように、限定された範囲で、研究資料として使われるようにお願いしようと思っています。

結び

終わりになりましたが、父は背筋がぴんと伸びた姿勢のいい人でした。始めからそうではなく、元は猫背だったと言っています。しかし陸軍教導団で騎兵になったので、ものすごい勢いで直されたということです。背中に洗濯板を入れて、訓練を受けました。それで姿勢が治ったと言っています。日常の生活も姿勢のいい人で、背筋がきっちりしたすがすがしい人だったと思います。明治の人の気骨、会津武士の子孫の誇り、あるいはキリスト信徒としての自覚。そういうものが内に秘められて、ぴりっとした雰囲気でした。しかし決して堅苦しいとか、あるいは頑固というようなことはなく、むしろ口数の少ない温厚な人で、ごく普通に淡淡と生きていたと思います。

昔からよく人の面倒を見た人のようですが、戦時中など、空襲で焼け出された人、あるいは終戦後引き上げて来た人とか、住宅がない困難な時期には、次々と困っている人を家に招いて住まわせていました。ですからいつも人が出入りしていました。包容力のある心のあたたかい人だったと思います。口数が少ないと言いましたが、あまり自分の経験した若いときの苦労や、あるいは会津武士のこと、あるいは日露戦争でどんな辛い目にあったかとか、戦時中の国や軍の圧力、あるいは戦後学校経営が非常に大変だったときのこと、そういうことはほとんど家で聞いたことがありません。ほとんど語ることはありませんでした。

ただ小さなエピソードは話しました。小さいときに、炭焼き小屋に行かされて、そこで狐が戸をたたく音を聞いたとか。ある

いは一高に合格したときにうれしくて帰るとき反対方向に行ってしまったとか。そういうちょっとしたエピソードしか話しませんでした。ですから、私は「恩寵の生涯」という本が死ぬ2年ぐらい前出版されて初めて良く父の人生を知りました。

結構ユーモアのセンスがあり、真面目な顔をしてジョークを言うので、周りはなごやかな感じになりました。年をとっても、少年のような笑顔で笑っていました。父も人間なので、いろいろと欠点もあったし、悪いところもあったかと思いますが、時間がたつにしたがい、私の記憶からは、そういうところはすっかり無くなってしまいました。

そこで大変身びいきな話になってしましましたがお許し願いたいと思います。このへんで終わります。ご清聴ありがとうございました。

帆 荘：どうもありがとうございました。書物などでは、なかなか知ることのできない、ご家族の立場から、坂田先生のお人柄などを知ることができたのではないかと思います。

質疑応答

帆 荘：ご質問があるかと思いますが、時間の関係で今まで続けてきました。一応順番が最初は小川先生、つづいて大島先生の順で質問されればと思います。時間もそんなにありませんのでこだわらないでご質問いただいても結構だと思います。とりあえずご質問、この点を聞きたいというところがあればどうぞ手を挙げてご質問いただけたいと思います。

小 林：坂田先生の文体の件ですが、漢字片仮名まじり文だとおっしゃいましたが、当時の漢文は片仮名だったので、おそらく坂田先生の文章は漢文体のほうから片仮名ま

と思っています。ただプライバシーに関することで、絶対に迷惑がかからないように、限定された範囲で、研究資料として使われるようにお願いしようと思っています。

結び

終わりになりましたが、父は背筋がぴんと伸びた姿勢のいい人でした。始めからそうではなく、元は猫背だったと言っています。しかし陸軍教導団で騎兵になったので、ものすごい勢いで直されたということです。背中に洗濯板を入れて、訓練を受けました。それで姿勢が治ったと言っています。日常の生活も姿勢のいい人で、背筋がきっちりしたすがすがしい人だったと思います。明治の人の気骨、会津武士の子孫の誇り、あるいはキリスト信徒としての自覚。そういうものが内に秘められて、ぴりっとした雰囲気でした。しかし決して堅苦しいとか、あるいは頑固というようなことはなく、むしろ口数の少ない温厚な人で、ごく普通に淡淡と生きていたと思います。

昔からよく人の面倒を見た人のようですが、戦時中など、空襲で焼け出された人、あるいは終戦後引き上げて来た人とか、住宅がない困難な時期には、次々と困っている人を家に招いて住まわせていました。ですからいつも人が出入りしていました。包容力のある心のあたたかい人だったと思います。口数が少ないと言いましたが、あまり自分の経験した若いときの苦労や、あるいは会津武士のこと、あるいは日露戦争でどんな辛い目にあったかとか、戦時中の国や軍の圧力、あるいは戦後学校経営が非常に大変だったときのこと、そういうことはほとんど家で聞いたことがありません。ほとんど語ることはありませんでした。

ただ小さなエピソードは話しました。小さいときに、炭焼き小屋に行かされて、そこで狐が戸をたたく音を聞いたとか。ある

いは一高に合格したときにうれしくて帰るとき反対方向に行ってしまったとか。そういうちょっとしたエピソードしか話しませんでした。ですから、私は「恩寵の生涯」という本が死ぬ2年ぐらい前出版されて初めて良く父の人生を知りました。

結構ユーモアのセンスがあり、真面目な顔をしてジョークを言うので、周りはなごやかな感じになりました。年をとっても、少年のような笑顔で笑っていました。父も人間なので、いろいろと欠点もあったし、悪いところもあったかと思いますが、時間がたつにしたがい、私の記憶からは、そういうところはすっかり無くなってしまいました。

そこで大変身びいきな話になってしましましたがお許し願いたいと思います。このへんで終わります。ご清聴ありがとうございました。

帆 荘：どうもありがとうございました。書物などでは、なかなか知ることのできない、ご家族の立場から、坂田先生のお人柄などを知ることができたのではないかと思います。

質疑応答

帆 荘：ご質問があるかと思いますが、時間の関係で今まで続けてきました。一応順番が最初は小川先生、つづいて大島先生の順で質問されればと思います。時間もそんなにありませんのでこだわらないでご質問いただいても結構だと思います。とりあえずご質問、この点を聞きたいというところがあればどうぞ手を挙げてご質問いただけたいと思います。

小 林：坂田先生の文体の件ですが、漢字片仮名まじり文だとおっしゃいましたが、当時の漢文は片仮名だったので、おそらく坂田先生の文章は漢文体のほうから片仮名ま

じり文になったのではないかと私は思います。当時の人はあまり平仮名で書かないで、漢字と片仮名で書く。そういうことが割合一般的だったと思います。

それから坂田先生のエレミアのことですが、坂田先生がエレミアの人柄に引かれたわけですが、あれは何かバプテストの宣教師の影響があったのではないかと思います。というのは、坂田先生が東京学院に来たときに、クレメントの影響がありました。クレメントは日本の文化に非常に深い影響がある。「A Handbook of Modern Japan.」という本も書いています。日本の文化に対する影響が強いことから、国家主義と言うと言い過ぎかもしれません、かなり日本の国がどうあるべきかに関して、坂田先生に影響を与えたのではないかと思います。これも私の推定です。

これに関して、坂田日記の中で、何か当時の宣教師のことがわかることがありますか。とくにクレメントです。そういう宣教師の影響です。私はかなりあったと思うのですが、どうでしょう。わかりますでしょうか。

小 川：ありがとうございました。おっしゃる通りで、漢文にして、最後に読んだように読む。調子をつけて読むとわかるという箇所が何箇所もあり、そういうかたちのものだらうと思います。しかし一般に漢字仮名まじり文でした。

小 林：文章を書くときには漢文体になるわけです。そうすると、漢字片仮名というかたちとなります。私の推測ですが。

小 川：平仮名か片仮名かということで、いろいろ教えていただいたと思います。

2つ目の点は、私は先ほどゼミのときにはクレメントの話もしたのですが、こういうエレミア記に対する、坂田先生の非常に深い関心がどこからきたかというのは、これから私どもの勉強で明らかにしないとい

けない点です。坂田創先生、今のご質問に對して、日記の中にエレミアとの關係に関する記述がありますでしょうか。

坂 田：先程、先生が話されたことしか分りません。

小 川：これから勉強しないといけないことがあるのだと思います。

そのことに關連して、少し一言よろしいですか。何か資料の説明のようなことばかりで、肝心な申し上げるべきことを忘れたので、少し補わさせていただきます。私のご報告で、今もお話をありがとうございましたが、とにかく坂田先生がエレミヤは大変大好きだ、考えられないくらい好きで、エレミヤ研究というものをただおぎなりなどではなく、本当に打ち込んで研究者としてやっていらっしゃいます。だから坂田先生は立派な神学者であるというところまで私はたどり着いたと思いますが、なぜその後一言もエレミヤについて語らないのか。そして、神学のことをおくびにもお出しにならなかつたのはなぜかということを、こういったものを読み返して、しきりに考えさせられました。

そして、もちろんちゃんとした答えが出るほど資料の処理などが終わっていないので、これから勉強のテーマになると思いますが、まず小川仮説というものを出してみたいという気がします。小川仮説によると、この段階で神学というものを本気でやり始めたら、それがどんなに大変なことかということをしっかりと理解されたのではないかということがあります。

そして本来の自分の目的が学校教育である。キリスト教学校教育である。それもちよつとしたことでできるということではなくて、自分の全生涯を投げ込んで行わないといけないことである。それが2つあるのはおかしい。だから片方は捨て、最後までキリスト教学校教育というものに捧げると

いうことで、ふらふらしない、動じないと
いう、そういう先生の覚悟があったから、
そのことについても語らないし、ひたすら
先生の生涯が示したように、キリスト教
学校教育という、日本においてとくに困難な、
この課題に全身全霊を捧げて捧げ尽くされ
た生涯だったのだというのが小川仮説で
す。間違っているかもしれません。そういう
ことを、今後問題として、私としては勉
強したいと思っています。

帆 莎：ありがとうございました。その他ご
質問はあるでしょうか。

飛 田：坂田先生の書かれたものがあそこに
ありました。僕は関東学院は長いので、
資料はもうほとんど読んでいます。ひとつは、
ケーベル先生や石原謙先生など、坂田
先生が東大にいたころの哲学科のメンバー
の、今でも大変な方々だと思いますが、そ
の中にあって年齢的に言うと、先生はかな
り年をとっていました。

先ほどからお話をあったように、坂田先生
は、かなり年齢がいってから東大に行か
れたわけです。そうすると、そのときの年
齢による実社会の経験と、エリート集団の
中の影響というものが、関東学院の教育
の中でどういうふうに生かされたか、ある
いは影響を受けたかということを、ずっと
前から私は疑問に思っていましたが、大島
先生、どうでしょうか。

大 島：12年遅れています。

飛 田：私も遅く大学院に行っているもので
すから、そのへんが現実の関東学院の教育
の中でどういう影響があったかということ
です。とにかくケーベル先生の周りにいた
のはエリート学生です。そのへんはどうで
しょう。私はいろいろと前から考えて
いたのですが、なかなかいい答えが得られ
ないのですが。

大 島：ちょっと要点だけもう一度言ってく
ださい。

飛 田：坂田先生がかなり年配になってから
東大に行かれました。しかも社会的な昔で
言えば軍隊経験のある方、社会で働いてい
た。そういう経験があって、ケーベル先生
の元に集まつたエリート学生。しかも皆年
が若く一回りも違う。そういうふうな経験
というのは、関東学院の教育の中にどうい
う影響が出てきたか。やはりこれは関東学
院の教育の根本にあるのではないか。

大 島：坂田先生は周りの方より年長で学校
を出されました。社会経験を持って、軍隊
経験を持っていたということはプラスにな
っていると思います。軍隊経験というのは
武士道です。武士道の上にキリスト教を結
びつけた。これは内村先生の考え方と同じ
系列にあると思います。そういう精神はあ
りますが、年齢の差というのは感じること
ができません。具体的に年齢がどうだとい
うのは、先生の書かれたものに何もありま
せん。

ケーベル先生の墓前礼拝に行ったとき、
「お前が年長だから」というのでケーベルの
愛唱聖句を読まれた」と話されたことがあ
りました。

さっきコーヒーの話が出たので、坂田先
生のコーヒーの話をしたいと思います。木
造の1号館に広報室というのがあり、大学
の教員が集まつてきて、そこで食事をしま
した。坂田先生は院長室で1人で食事をな
さらず、広報室に出てこられるのですが、
みんなは敬遠して同じテーブルに着かない
のですが、僕は同じ席で一緒に食事をしま
した。ある時、Eさんが一緒になった時、
煙草の好きな彼に、「煙草をやめなさい、
君がやめるなら私はコーヒーをやめる」と
いう話になりました。それ以来先生は大好
きなコーヒーをやめられたようですが、彼
は今でも煙草をやめていません。コーヒー
にまつわるエピソードです。また霞ヶ丘教
会の役員会の時に近くの中華料理屋からラ

ーメンをとりました。先生はどうされるのかと思ったら、ほとんど汁まで飲んで「ああ、うまかった」と言っていました。だから小食ではなく、健康のためにあえて小食だったようです。ラーメンはお好きだったようです。

帆 莉：それでは、松田先生お願いします。
松 田：お三方の先生方ありがとうございます。いろいろと伺いたいのですがひとつだけ伺います。大島先生が、「恩寵の生涯」のことを引用されて1940年ころに宮城遙拝を強要されたというところで、大島先生が大変、坂田先生は柔軟な思想の持主ではないか、と何度もおっしゃったと思います。学院を存続させるために、中学関東学院という命名でそれを考えられたのですね。一方では、それを国の方におもねることはしないながらも、やはり学校を維持するためには、ある意味では心ならずもというかたちで、秩序に消極的ながらしたがわざるを得なかったこともあります。

一方では生徒に対して「偶像崇拜にはおちいらないように」とクギを刺しているというあたりです。柔軟な思想の持主ということで、私は松田仮説というか、そんな大きなものではありませんが、坂田先生は関東学院を本当にこよなく愛されて、学校が存続するために、やはりこの世の知恵というかこの世の知識というものを持たれながら、柔軟な対応をされたのではないかとも思います。

あるいは目先のことに目くじらを立てずに、ある意味では遠くかなたを見ながら、先のことを読まれながら、学院の維持のためにはどうされたのかとも思います。そのあたりの背景にあった先生の思いはどうだったのか。私もまだよくわからないのですが、その柔軟な思想ということとからめて、先生のこういうところが勘どころだったのではないか。先生の対応の仕方の決め手に

なったのではないかというあたりを、少し教えてください。

大 島：私が坂田先生に直接接したのは、晩年の6年ぐらいです。しかし先生から習われたある人から聞いた話があります。それは戦時中、先生は時々軍服を着て学校に来られたというのです。僕はそれは非常に興味あることだと思います。

というのは、何かの機会に坂田先生が僕の部屋に来て、「ここはお国の三百里」の歌を歌い、突然僕のほうを向いて、「お前は帝国軍人だっただろう。軍人に賜った勅諭を言ってみろ」と言われました。「ひとつ、軍人は忠節を」と言うと、「それではだめだ。本文の始めの歴史からやれ」と言うのです。もちろん忘れてしまいました。「お前がこういうふうだから日本は負けたんだ」と言われました。階級は少し僕のほうが上なんですが。

これはどういうことかというと、僕はあるときを感じたのですが、坂田先生は自分は本物の軍人であることを信じて疑わなかったのではないか。恩賜の銀時計や金鷲勲章ももらった本物の軍人であるということです。それが戦時に世間の風潮に乗って軍国主義者のような顔をしている、いわゆる軍人ぶった人たちを先生は嫌いだったんだろうと思います。坂田創さんが言われましたが、先生はユーモアの精神に富んだ人で、あるときわざわざ「俺こそ本物の軍人だ」ということを、の人たちに見せるために、軍服を着て出ていったのだと思います。これは軍国主義の塊であったからではなかった。坂田先生が終始持っていたのは非戦論です。僕は、これは非常に柔軟な姿勢で、先生の上手な対応だと思います。

そういう苦しみを通り抜けてきた。先に言ったように、僕はこの1週間一生懸命エレミアを読みましたが、エレミアというのをそういう人です。神からの預言者に

選ばれたということで、彼は浮かれていません。エレミアは預言者に召されたことを、恨んでいるのです。しかし神様の命令には勝てない。その時点での神様の命にしたがわないといけないという、そういう非常に苦しい生き方をし、そしてまさに使命の中でエジプトで殉教死をする。それが坂田先生の精神とエレミアが好きだということの、それはどこか共通点があるのではないかということを感じていますが、あまりうまく説明できません。

帆 荘：ありがとうございました。花島先生。

花 島：松田先生と同じようなことになりますが、これは坂田創先生に質問したいと思います。

キリスト教学校教育同盟の100年誌に私も加わっていますが、そこで基礎資料として、ずっと今まで90年間の役員をずっと書き出して調べていくと、これははっきりと確認したわけではありませんが、おそらく最も長く役員を続けられたのが坂田先生ではないのかなと思います。ほかにも阿部義宗先生や田川大吉郎など、いろいろな名前が出てきますが、東京学院の時代からずっと終始一貫して役員を続けられたのは坂田先生ではないかという気がするくらい、教育同盟に加わっておられた。教育同盟の中にもいろいろな学校があったようですが、いわば坂田先生は同盟の中でも、その組織を守る立場にあって働かれたのだなと、私はつくづく最近感じています。

このキリスト教学校の中には、戦争中などに相当苦労したところもあるようです。中にはキリスト教をやめたとか、はずしたとか、いろいろな話をいろいろなところで聞きます。その中で、関東学院は坂田先生がいたお蔭で助かったんだと、横浜市内のキリスト教学校も坂田先生のお蔭で助かったんだということを時々私も聞きます。それは今も大島先生がおっしゃられたよう

に、軍人であったということ、それが学校に来られる軍人の方々に対しても、強く出られるひとつの力になっていたということだろうと言われますし、また同世代でさまざまな有力な方々との信仰が得られた。そういうことで、いわば体制の中で生きていくやすかったというか、そういうことがほかのキリスト教学校に比べて、おそらく関東学院はよかったんだろうと想像します。しかし実際には、坂田先生はご家庭では、外ではいろいろとお聞きすることがあります、実際のご家庭の中で困ったこと、例えば警察、特高、憲兵などからの圧力を感じておられたのか。それとも比較的戦中は、悠然としていたのか、そのへんを実際にご家庭の中で、戦争中をすごされたときに、どんなふうに坂田先生自身はお感じになられたのか。戦争のときに、いろいろなキリスト教学校に対する圧力を相当強く感じておられたものなのかなどうか。そこを先生にお聞きしたいと思います。

坂 田：外で軍や権力などを相手にして、いろいろと難しい問題に対処していたということは、薄々はわかりましたが、先にも言ったように、およそ外であったことを話す人ではありませんでした。また家に警察が来るとか、軍が来たという記憶はありません。金鵄勲章を持っているというのは、軍人の中でも、それこそ自分の命を投げ出してやった証のようなもので、非常に説得力があったようです。それは少し言っていました。配属将校に対して、「やはり絶対に金鵄勲章の重みを、相手は知っているんだ。だから自分に対しても控えめにものを言っている」と言っていました。それで、配属将校が、礼拝を禁止しようとした時にも「そんなことを言うなら礼拝に出てみなさい。礼拝に出て話を聞きなさい」と言えたのです。そして、配属将校は一番前で聞いていました。私も見ていましたが、何回か

聞いて、その後、引っ込んでしまいました。

また戦時中神奈川県はミッションスクールを迫害しました。市内のミッションスクールの校長と一緒にになってこれに対抗しました。自分が長になって、関東学院の看板を背負って県といろいろと折衝するわけです。やはり年の功もあったでしょう、今までのいろいろなキャリアもあって、説得力があったようです。それで一応の理解を得られました。「県が我々に対して理解を示したから、戦後マッカーサーが役人を追放しなかった」と言っていました。戦後は、いろいろな県では役人が追放されたのです。そのくらいです。

帆 紗：ありがとうございました。時間はあまりなくなってきたましたが、何かご質問があつたらどうぞ。森島恵先生ですね。はい。

森島恵：質問ではなくて、講演を伺ながら感じたことを申し上げたいのですが、エレミア記の卒業論文の解説していただいた小川先生。坂田先生は十分神学者、宗教学者、旧約学者としてやっていける方だと思ったと伺いました。そしてその論文の取り上げ方についても、いろいろな影響をお受けになつたけれども、第一級の神学者として見ることができるというお言葉をいただきました。その中でも、ひとつ素朴な疑問なのが、卒業論文が受理されて、学士として受理されたかどうかというところが、「と思う」で終わっているところを、調べることができるならばひとつ解明しておかなければならぬと思いました。

それから「なぜエレミア書か」ということでは、私は大島先生がおっしゃったように、エレミアがお好きだったのであろうと思います。その意味で、私は坂田先生はもちろん神学者として通用するものをお持ちであったと思いますが、生涯を通して伝道者の教育者という言葉よりも、預言者的教育者ではなかつたのではないかという見方を

させられました。必要なことは採り入れながら、そしてその時代に対応しながら、しかも最後まで望みをもって教育にたずさわられた。それが「人になれ、奉仕せよ」ということだと思います。いつ聞いても、だれが聞いても新しく心を打つものがあるなどという意味で、預言的な教育者ではないかということを少し思いました。質問ではありません。ありがとうございました。

小 川：私も感想を少し申し上げたいと思います。

おっしゃる通りだと思います。この議論を進めるためには、神学者というものを定義していかないといけない面も残っています。とくにドイツ語だと Theolog ですから、神学生も Theolog です。非常に幅が広い。日本で言う神学者というと、もう少し幅が狭いような感じも受けます。またエレミアに先生がこんなにも引きつけられておられたということの内容が何かということがあります。さしあたって私としては、この論文を検討して、与えられたひとつの全体的な状況の展望をどういうふうに深めていったらいいか。そして、その中には今おっしゃったようなポイントも含まれてくると思いますが、論拠をざっとあげて、こうなるということを明らかにしていくことが研究を進めていきたいと思っている者たちのこれから課題ではないかと思いました。

帆 紗：そのほかご質問はありますか。

飛 田：きょうのシンポジウムで、いろいろと私もよくわからなかったことがわかり、ご家庭での生活もわかりました。昔々坂田先生がおっしゃったことで先の「人になれ奉仕せよ」ということがあります。「人になれ」ということについては私もつまらない文章を書いて、それが中居先生のお目にとまり、その後を書けと言われているうちに、中居先生が他界されました。「人にな

れ」というところは、皆さんなんとか理解できますが、「奉仕せよ」については、いろいろな考え方があるのであります。そのへんのことをひとつ、今後研究されるといいと思います。「人になれ」というのは、ここにおられる精木先生が評価して下さり、これはまずいなと僕は思ったことがあります。研究にいたりませんでした。「奉仕せよ」というところが僕は今もってどう理解したらいいかわかりませんので、今後の課題として提案したいと思います。

帆 莢：諸先生も、それぞれに校訓をいかに受け止めるかということが課題としてあると思います。坂田先生の研究の中で展開がなされていくのではないかと思います。

精 木：企画した側があまり発言をしてもいけないと思いますが、最後かと思いますので一言述べます。実は松田先生や花島先生が質問されたことは、大変大事というか、私自身随分若いとき、大島先生がチャプレンであったとき、靖国のことからんで告知板に私が受けた非常に衝撃的なことを書かせていただいたことがあります。

私は現実に見ていないのですが、多分三春台にあると思いますが、「人になれ奉仕せよ」という石碑の横に「皇紀二千六百年」と書いてありました。私は紀男なので、皇紀二千六百年の一字をいただいた名前を持っています。ちょうど大学が混乱したころに靖国法案が出て、靖国を通して、いろいろなことを私は教えられたものですから、その少し後に皇紀二千六百年が、大学のパンフレットにあったときの衝撃は忘れられず、いろいろと思いを致しました。文章も書かせていただきました。だから、キリスト教と文化研究所は、キリスト教と日本の精神風土を一つの研究課題にすべきと考えました。昔はあるいは現在も生い立ちとして、貧しい人はだいたい軍人になります。私も少年自衛隊の自衛官の一期生に寸法が

足らずなりそこねました。私は、貧しい農村の出身なので、親孝行のために自衛隊員になりたかったのです。そういう生い立ちの中でつくられたものは、キリスト教徒になつても、やはり1人の人間の中にはさまざまなかたちでのこるのだと思います。それで文化、土着の文化、あるいはひとつの国家的なものと、私たちがいかに対峙していくのかということは、ひとつの大きな課題であると思います。

そしてそれは日本のキリスト者、あるいはキリスト者だけでなく、日本だけでもかもしれません。それぞれの国に固有の文化がありますから、それとの関わりについて、いつも緊張しながら考えていくことが大切ではないかと、私は思います。最初に申しましたが、坂田先生のような偉大な人物はややもすると偶像化してしまうので、そうではなくて、やはり1人の人が非常に厳しい体制の中でどう生きられたかということを、坂田祐という人を通して、私たちは教えられていくことができるのではないかと感じています。

帆苅先生が、今回の企画では、講師も含め全部企画してくださいましたが、とても良い構成になっていました。大島先生がえてそれぞれの時期で語られた際に、坂田先生は教育勅語をあんなふうに語っておられる。私には、正直に言って、受け止めにくい、受け止めきれないところもあります。しかし、やはりそこはもう私たちが見ていいかないといけないことだろうと思い、企画の側にいながらも一言述べさせていただきました。すみません。

大 島：僕はその人が生まれた時代、即ち日清戦争の前に生まれたか、後に生まれたかによって国家観に相違があるように思います。それはその時代の教育によるのかも知れません。坂田先生は明治11年に生まれた。それで血脉の中に皇室や、自分の旧藩主に

に対する忠誠心というものが生まれたようです。松平家の娘が秩父宮と結婚して秩父宮妃になりました。会津の人はみんな喜びました。朝敵であった松平の娘が天皇陛下の直属の弟の秩父宮と結婚したので、今までの怨念が晴れたと喜んだということがありました。その松平妃殿下がプリンスホテルに来て、坂田先生を謁見されたことがあります。

僕は週に一度先生が学校に来られた時、お帰りの車に同乗を許されて帰ったのですが、秩父宮妃に謁見を許された次の日、プリンスホテルのある丘の上まで連れて行かれ、「昨日ここで妃殿下からお言葉を賜った、非常に光栄であった。」と話されたことがあります。これは母方の祖父日向外記が白虎隊の中隊長であったと言う会津藩士の後裔者の誇りを感じられたからでしょう。先生は旧藩主や天皇に対して篤い尊崇の念や、忠誠心を持っておられましたが、それはローマ書13章に示されたように現世的権威に対するもので、天皇は至尊ではなく天地万有の創造者こそが至尊であるという強い信念があり、天皇に忠節を尽くすことが、神に忠節を尽くすことになると考えておられたように思います。

帆 紗：ありがとうございました。

戦争の問題では、坂田先生も、その苦難を乗り越えられたのだと思います。今後我々も学んでいく課題ではないかと思います。

時間のほうが迫ってきましたので、また続きは懇親会のほうへ皆さんで出ていただき、歓談をしながら話を聞いていただきたいと思います。時間のほうが迫っていますので、続きは場所を移ってからしていただきたいと思います。

帆 紗：最後に安田先生から、閉会のあいさつをお願いします。

閉 会

安 田 八十五（経済学部教授）

安 田：長時間どうもありがとうございました。

最初に申し上げたように、私自身1年半前に関東学院に来たものですから、坂田先生についてほとんど知らず、非常に勉強になりました。私自身が50歳過ぎてから洗礼を受けてクリスチヤンになったので、関東学院に来ていろいろ感じていた疑問点なども、徐々にわかりかけてきました。毎週木曜日には私は礼拝に出ていますが、やはりもう少しキリスト教主義というものを学院の中で明確に打ち出してもいいのではないか。そういうことはいろいろな経緯があると思いますが、感じています。

それはバックボーンとして、日本の社会全体にとって非常に大切ではないかと感じています。それからもうひとつ飛田先生が先ほどご意見を出された、最初中学関東学院で出発し、中学や高校が大学附属になっていません。だから、大学や大学院教育と高校以下の教育との関係を、やはりもう少し整理する必要があるのではないか。とくに今、私も從来から教えていて感じるのは、以前国立大学にいたので、とくに大学院などの教育をいかに関東学院の中で位置づけていくのか。この点で、今後の教育との関係で、坂田先生のいろいろな教訓などの研究をしながら、今後の関東学院のあり方を考える、きっかけになったのではないかと思います。

私にとっては、3人の先生方のお話を聞いて、非常に参考になり、今後の関東学院について考えていくきっかけになりました。皆さま方にとっては、さまざまなかたちでいろいろと示唆を与えられたのではないかと思いますので、今後またプロジェクト研究その他で、この研究をさらに発展さ

せていくたいと思います。先ほど坂田創先生が日記を、完全なオープンではないと思いますが、研究資料としてはオープンにしていただくということもあります。また、こういうものの解明を研究で進めていく中で、卒業論文も本に出したらどうかという希望が精木先生からも出ています。過去を振り返りながら未来をいかに展開していくか。そういうことのきっかけになったと確信しました。

長時間どうもありがとうございました。
懇親会のほうに1時間ぐらいですので、ぜひご参加いただきたいと思います。

主要参考文献

1. 坂田 祐 (1976) 「新編：恩寵の生涯」、待農堂、昭和51年8月
2. 坂田祐先生記念事業委員会編 (1968) 「坂田祐と関東学院」、学校法人関東学院、有隣堂、昭和48年12月
3. 坂田 祐 (1915) 「預言者都耶利米亞」、東京帝国大学、卒業論文、大正4年5月

当日配布資料

1. 小川先生レジュメより
「坂田祐の東大卒業論文『預言者耶利米亞』について」
2. 坂田祐卒業論文 表紙コピー (A、B)
〃 資料コピー (C)
〃 参考書一覧コピー (D)
〃 序言コピー (E)
〃 目次コピー (F 1、F 2)
3. 大島先生レジュメより
「坂田祐と関東学院の教育」
4. 坂田創先生レジュメより
「家庭における坂田祐」
5. 「坂田祐先生年譜」
6. 関東学院大学学報25号
7. 関東学院「坂田記念館」パンフレット

当日配布資料 - 1

坂田祐の東大卒業論文
『預言者耶利米亞』について

(公開シンポジウム「坂田祐と関東学院」) 2003年11月8日(土)

発表 I. 「坂田祐のエレミヤ書研究」

担当：小川圭治

(1) はじめに

この研究の背景については、本研究所『ニュースレター』No.4・5合併号、「客員・研究員の広場」の小川圭治：《「坂田祐」研究という課題》P. 15~17を参照されたい。

坂田祐の生涯を、今仮に大きく次の六つの時期に分けることができる。

①鹿角大湯小学校時代 (1878~1898)

- 不老倉・足尾銅山で働く -

②陸軍騎兵隊・陸士教官の時代 (1898~1906)

- 日露戦争に召集・奉天会戦に従軍 -

③東京帝国大学哲学科宗教学専攻学生の時代 (1907~1915)

- 一高生として内村鑑三と出会う -

④中学関東学院学院長・理事長の時代 (1937~1945)

- 財団法人関東学院の組織確立 -

⑤関東学院学院長・理事長の時代 (1937~1945)

- 校訓「人になれ・奉任せよ」 -

⑥戦後の関東学院の発展 (1945~1969)

- 非キリスト教国のかつてのキリスト教学校 -

この坂田祐の東大卒業論文は1915年に提出されており、彼に生涯の六つの時期の内の第三の時代を締めくくるものである。この論文の成立と内容の概略を紹介することが、本報告の目標である。一部参考のためにコピーしたので、資料として御覧頂きたい。

(2) 卒業論文の提出と審査

この卒業論文は、これまで私が目を通した坂田関係文献にもほとんど言及されていなかった。1996年6月に、はからずも私が関東学院学院長に指名された時の歓迎会で、ある方がこう言われた。「小川学院長で、関東学院は10代目にして初めて神学者の学院長を迎えた」と言われた。しかしその後三春台の坂田記念館を案内して頂く機会があり、この卒業論文に目を通すことができた。私はそこで坂田先生は十分神学者、宗教学者、旧約学者としてやっていける方であると思った。特にその点では、私に対する歓迎の辞は一部間違っていたと思った。

この卒業論文は、1915年（大正4年）4月27日に提出され、（大正4年）4月30日に主査の石橋智信東大専任講師（1886~1947）に送付され、（大正4年）5月1日受領、5月

12日閲了とある。二名の教授が副査に選出された。その一人鈴木宗忠（1881～1963）は東北帝国大学教授で、臨済宗妙心寺派の僧侶でもあり大乗仏教の研究家でもある。論文は（大正4年）5月12日受領、5月16日閲了とある。もう一人の副査の高楠順次郎（1866～1945）は東京帝国大学教授で、インド哲学、仏教学の教授で文化勳章受章者である。卒業論文は5月17日受領、5月19日閲了となっている。主査の石橋智信は日本で最初の旧約学者で、大畠清の先生である。石橋は1909～1914年ドイツに留学しているので、坂田祐は学生としては一年しか直接指導を受けることは出来なかったと考えられる。一年後に本論文が提出されている。また当時宗教学にキリスト教を専攻する教授がいなかったので、二人の仏教学者の協力を受けたのだと考えられる。後に石橋智信は大畠清と共に『ヘブライ史』（1940）を出版した。その弟子筋に当たる沢野良一は、後に関東学院教授になり戦時中に亡くなられた。石原謙、R・ケーベルは西洋哲学史担当であった。

論文の審査の進め方などは、今日の国立大学で行っているのとほとんど同じ手筈である。ここにコピーしたのは、大学の事務方の資料なので、そこには判定結果の記述はないが合格したものを考えられる。

坂田祐自身がこの論文をどのような気持ちで提出されたかについて、日記に記入がある。坂田創先生から頂いたコピーがあるので紹介したい。

「感想（漫録）坂田祐 卒業論文完成の記、大正4年4月27日（#1）」

(3) その文体について

この論文がこれまでほとんど取り上げてこられなかったのは、その特異な文体に理由の一つがあったと考えられる。バプテスト訳と言われるネーサン・ブラウンの訳は「ひらがな訳」である。のちに川勝鉄也の協力を得て、変体仮名文を「漢字平仮名まじり文」にした。1901（明治34）年にバプテスト教会訳として刊行。本論文はその本文全体が「漢字片仮名まじり文」で書かれている。独特の記号もいくつか使われている。

寧口→むしろ、之ヲ→これを、了ハセルナリ→おわせるなり、

ト→ども、然レト→しかれども

これがまだ「漢字平仮名まじり文」ならば漢文調にして音読すればまだ多少読めたであろう。ただし論文後半の「エレミヤ記」の比較的長い引用文は、「漢字平仮名まじり文」で聖書協会訳旧約聖書の訳文がほぼそのまま引用されている。せめて漢字字典を見れば読める文章に書き改めるべきものと考える。当時の文書としては、翻訳委員社中訳『新約全書馬太伝』（真仮名版1879年）が一番近い文体である。

(4) その方法論について

本論文の研究方法論については、本文の最初にそえられた短い「序言」で明らかにしている。文体にふれて頂くために資料として添えた。

「地理、人種、宗教、人物、時勢の五要素」から見ていく必要があるという。今日の表現では比較文化論、比較宗教学、比較社会学、時代史などの方法を組み合わせた方法論と言える。「序言」を音読する。

(5) 参考書について

「目次」に従って全体をたどる前に、それに先立って「参考書」の表によってその内容を検討する。

内村鑑三『興国史談』は、上述の比較文化論的方法でイスラエルの国の運命とその回復を論じている。南北両王国の分裂や捕囚などによる亡国と、ヨシュア宗教改革による宗教国家としての回復が論じられている。坂田祐『預言者エレミヤ』特にその前半の書き方は、『興国史談』に似ている。坂田祐は内村鑑三の『興国史談』を読んだ感銘の下で、本論文を書いたものと考えられる。

加藤玄智『宗教学』は見ることができなかつた。

Samuel Rolles Driver (1846 - 1914) と、W. H. Bennett の Introduction は、いわゆる旧約緒論で、「エレミヤ」については短い内容のまとめがあるだけである。

他の書はみつかっていないが、どうしてドイツ語のものがないのか不思議であった。一高で三谷隆正からドイツ語を学び、Hilty のものなどを読まれたに違いないと想像する。その疑問に対する答えは「参考書」の下にある書き込みにあった。

「大戦乱の為メ独乙大家の書を得られざりしは、甚だ遺憾トする所なり」。

第一次世界大戦 (1914-1918) のため入手出来なかつた。

(6) その内容について

- ①第一章「緒論」は、Driver と Bennett によって比較宗教学の方法による叙述が第1～6節にわたって展開される。
- ②第二章「耶利米亞の時代」においては、「地理、人種、宗教、人物、時勢」の点から五つの節に分けて論じられた。その第1節はさらに4分節と3分節に分けられている。この二つにおいて、旧約における預言者の歴史の概観がなされる。
- ③第三章「耶利米亞の伝」においては、エレミヤの生涯が「エレミヤ書」の記述に従って、10節に分けてたどられる。
- ④第四章「耶利米亞記」は、「エレミヤ記」の文書としての分析、記述、歴史、内容と批評などが5節に分けてたどられる。
- ⑤第五章「耶利米亞の思想」は、神観、社会観（罪論）、宗教観、外交観、審判観、イスラエル復興観が6節に分けて論じられる。
- ⑥「結論」では、エレミヤ記の全体が「新しい契約の宣言」で結ばれる。

(7) エレミヤ記研究の推移の中での評価

『関根正雄著作集』第14巻、第15巻「エレミヤ書注解」(上)・(下)によると、エレミヤ研究は注解書によって始まる。

B. Duhm : Das Buch Jeremia, 1901.

P. Volz : Der Prophet Jeremia, 1922. (1928).

W. Rudolph : Zum Text des Jeremias, 1930.

さらにエレミヤ書研究としては

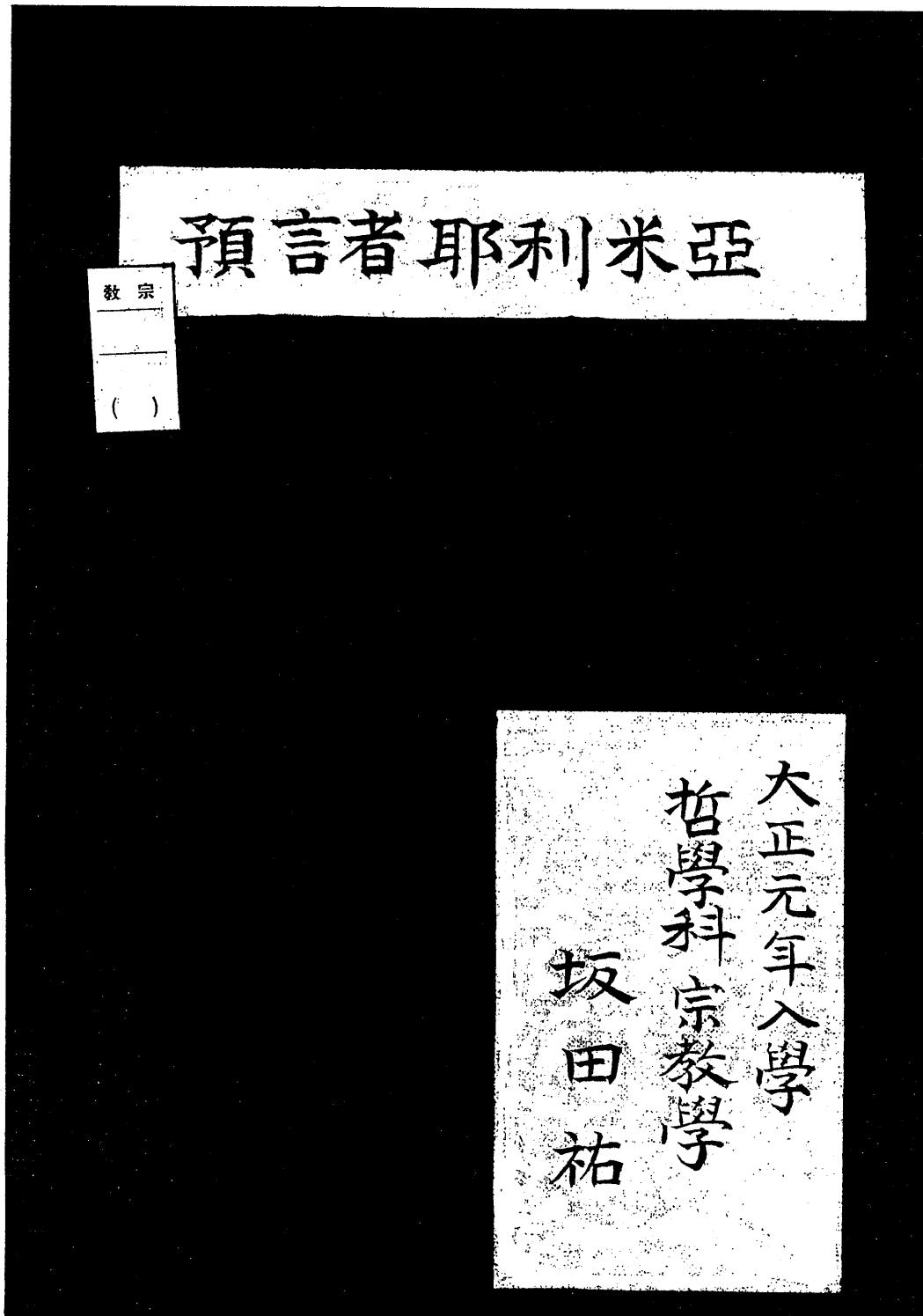
S. Mowinckel : Zur Komposition des Buches Jeremia, 1914.

などであったが、「参考書」の記入からもわかるように、第一次世界大戦のためにドイツから書物が入らず、坂田祐はそれを利用することは出来なかった。「参考書」に上げられた英文文献を利用することになった。

H. Gunkel : Genesis, 1901, 1922.

によって様式史研究法が導入されたが、それは1910年代の日本には、旧約においても新約においても導入されていなかった。坂田祐の比較文化論的研究は、様式史研究法導入前の段階における一つの業績だと考えられる。

当日配布資料 - 2 (A)



当日配布資料 - 2 (B)

預言者耶利米亞
(Jeremiah)

大正元年入學

哲學科 宗教學

坂田祐

当日配布資料 - 2 (C)

坂田祐 講文（一冊）

講義題名	講付年月日	開了年月日	受領年月日	備考
石橋脩司	四年四月一日	五年三月一日	四年五月一日	
鶴木清秀	四年五月一日	五年三月一日	四年五月一日	
宮原教授	五年三月一日	六年二月一日	六年三月一日	

当日配布資料 - 2 (D)

参考書

汝村金鼎三氏，興慶史談

加藤一吉著、宗教學

- X Driver, Introduction to the Literature of
the Old Testament.

X W. H. Bennett, A Biblical Introduction.
" . The Expositor's Bible (Jeremiah).

Briggs, Messianic Prophecy.

Kent, A History of the Hebrew People.
" . The Kings and Prophets of Israel
and Judah.

Sanders and Fowler, Outlines of Biblical
History and Literature.

Bultmann, The Prophets of Israel.

Orelli, The Prophecies of Jeremiah (translated
by J. S. Banks).

Historian's History, Israel.

Cheyne, Encyclopedia Biblica (Jeremiah).

Hastings, Dictionary of the Bible (One Volume).
" , " (Two Volumes).
" , " (Extra Volume).

G. D. Chamberlin, Hebrew Prophets.

Sanders and Kent, The Messages of the
Earlier Prophets.

Stewart, The Land of Israel.

٦٩

W. - 1000' - I + 8% upper part

当日配布資料 - 2 (E)

序 言

世界各國ノ興亡ヲ考ヘ歴史ノ構成ヲ察シ未レハ向レ
ノ國ト是處、士也理人種宗教人物時勢ノ五要素ヲ有セガ
ルモノナシ。而ニテ此等ノ要素ハ各々密接ノ關係ヲ有シ
ズ。ト相應スベカラズ。ケレハ一人人物ヲ藉ヘまりテ之
ヲ研究シ之ヲ詮命スルニ當クテモ又此等ノ要素ヲ以テ其關係
解シ説カナルベカラズ。是ヲ以テ余ハ預言者耶利米生ヲ研
究シ本義文ヲ草スルニ及シ老ツ第一ニ従ガ活動力舞
右ツヒ國太ヲ叙シ、従ガ舊約シ民族ノ歴史ノ概要及
其民族ノ特徴ヲ述ベシ。而ニテ従ヲ生ミ従シノ
活動セシタル日本代ヲ叙シテ従ノ傳教ニ及ビ、
従ニ進ムテ従ノ著作タル預言書耶利米書云已ア吉免
日月ニ之ノが解説ヲ試ミ、シテ従ノ思想ニ觸れ、
最後ニ従ガ「世界文化ニ及ガセル貢献」ヲ詮命セリ。

当日配布資料 - 2 (F 1)

目次

第一章 結論	1
第一節 猶太ノ地理	1
第二節 希伯来史ノ概要	3
第三節 希伯来民族ノ特徴	5
第四節 希伯来民族ノ理想	6
第五節 預言者	7
第六節 預言者ノ運動	9
第二章 耶利米亞ノ時代	12
第一節 歷史的資料	12
其一 列王紀畧下 (II Kings)	12
其二 申命記 (The Book of Deuteronomy)	12
其三 同時代ノ預言書	12
其四 耶利米亞言 (The Book of Jeremiah)	13
第二節 Josiah 王ノ治世	13
其一 王ノ即位	13
其二 宗教改革	15
其三 王ノ隕没	20
第三節 Jehoahaz 王ノ治世	21
第四節 Jehoiakim 王ノ治世	21
第五節 Zedekiah 王ノ治世	26
第三章 耶利米亞ノ傳	31
第一節 Jeremiah の名	31
第二節 Jeremiah の出生地及家系	31
第三節 預言者任命	32
第四節 Jeremiah の宗教改革要求	34
第五節 同郷人迫害	35
第六節 神殿毀滅ノ説教及其結果	37
第七節 預言ノ記録	39

当日配布資料 - 2 (F 2)

第八節	Zedekiah王/治世 = ザデキヤ王の時代	
	迫害 41
第九節	Jeremiah/悲劇的運命 43
第十節	Jeremiah/性格及使命 44
第四章	耶利米亞記 / <i>The Book of Jeremiah</i> 49
第一節	最初1卷/物語 49
第二節	第二四1卷/物語 50
第三節	耶利米亞記/歴史 51
第四節	耶利米亞記/内容及批評 53
第五節	<i>Hebrew text + Greek text</i> 66
第五章	耶利米亞/思想 68
第一節	耶利米亞/神の靈見 68
第二節	耶利米亞/Judah/社會の靈見 74
第三節	耶利米亞/Judah/宗教の靈見 78
第四節	耶利米亞/外交の靈見 84
第五節	耶利米亞/神の審判の靈見 87
第六節	耶利米亞/Israel復興の靈見 95
第六章	結論 105

当日配布資料 - 3

RESUME

坂田 祐と関東学院の教育

発題者 客員研究員 大島良雄

キリスト教と文化研究所 公開シンポジウム 2003.11.8.

1. 準備の時

タッピング、内村鑑三との出会い。

1912年9月 東京帝国大学哲学科に入学 宗教学専攻

同10月 日本バプテスト青年同盟結成

1915年7月 東京帝国大学卒業、直ちに東京学院の教師に就任し、日本バプテスト神学校の講師を兼任。

* 非戦主義

2. 中学関東学院院長に就任『人になれ』『奉仕せよ』

1917年 東京学院中学部は閉鎖され、その後 1919年、横浜に新たに学校を開設することになり、責任者となった坂田は恩師内村に報告しその指導を仰いだ。

1919年 第一回入学式「関東学院設立」(『恩寵の生涯』p.77.)

「～この創立第一回の入学式に、日の丸の国旗をたて、君が代を齊唱し、教育勅語を奉読し、聖書朗誦、祈禱をもって挙式した。私は式辞にキリスト教の精神を高調して建学の精神とし、これを具体的に表現するために『人になれ』と力説した。～次に述べたことは『奉仕せよ』であった。」

1924年 第一回卒業式(『恩寵の生涯』pp.81-82.)

「～諸子が自分の人生観の基礎を確立して、価値ある生涯を送ることが出来たなら、それは眞の成功である。ここに理想を置いて眞の奉仕が出来るのである。奉仕とは自分以外のもののために尽くすことである。～その最大なるものは、人その友のために命を捨つる。これよりも大いなる愛はなしである。」と説き、「願わくばわが国に人道上のチャンピオンが生まれることである。願わくば諸子自らそのチャンピオンとなれ。」云々と述べた。

3. 東京学院を合併、財団法人関東学院となる。

1929年 第六回卒業式「我が名を天の帳簿に」(『坂田祐と関東学院』pp.48-54.)

十三) ～「『名を竹帛に垂れ』なくとも我が名が『天の名簿』に記されることが、もつとも貴い ことであるかを諸君は学んだのです。「縁の下の力持」という諺がありますが、～縁の下の力持ちになってください。そして社会のため、国家のために人道のために奉仕してください。～キリストは、我れ人を使わんとして来たのではない人に使われんがため来たのであると仰せられて奉仕の最高の模範をしめされたのであります。」

1933年 「回顧十五年」 学友雑誌『櫻櫻』第二三号。(『坂田祐と関東学院』pp.84 - 86.)

「～学院教育方針は、人間教育である。『人になれ』『奉仕せよ』とは、創立以来。力説高調して来たモットーである。～然らば如何なる『人』になるかであるが、本学院はキリスト教主義に立って居るから、理想の『人』は云うまでもなくキリストである。彼は最高の模範である。『人その友のために命を棄つる、之より大なる愛なし』と教へ、自らその友の為に、人類の為に、その尊い生命を棄てられたのである。これは愛の極致であり、奉仕の真髓である。」

4. 教育方針

1920年頃 「我学院教育の理想」 謄写版刷のメモ (『坂田祐と関東学院』 p. 4 - 5.)

「～人格完成ハ人生最高ノ理想ナリ、併シ現世ニ於テ以上ノ三方面ハ完全ニ実現サレズ、従ツテ吾人ノ生存中ニ人格ノ完全ハ不可能ナリ、不可能ナリト雖モコノ最高ノ理想ニ向テ努力スルトコロニ倫理的価値ヲ有ス也。

人格ノ完成ハ倫理道德ニ於テハ不可能ナルモ宗教ノ信仰ニ於テ可能ナリ、即チキリストノ救（贖罪）ニ依リテ義トセラレ不完全ナルモノガ完キモノトナリテ永遠ノ生命ヲ与ヘラレココニ人格ハ完成サレル也。」

1931年 入学式「我が学院の教育精神」(『坂田祐と関東学院』 pp.57 - 59.)

「我が学院の教育の出発点は父母に順ふことである。旧約聖書に『汝の父母を敬へ』とある、新約 聖書に『子たるもの凡ての事みな両親に順へ』とあり、親孝行は、神が人間の要求し給ふ第一の誠めである。

教育勅語に『爾臣民父母ニ孝ニ』と仰せられ、我等の道徳生活に於て、つとむべき第一は親孝行であることを諭しておられる。～教育勅語の大精神を、信仰の力によって、実現せんとするのである。」（この年は教育勅語発布40周年に当たる。）

1939年 「テンネー記念講堂落成にあたって」(『坂田祐と関東学院』 pp.94 - 99.)

我が関東学院の使命は 「教育勅語を奉戴し其の聖旨を実現する為にキリスト教主義によりて人格 を涵養し国家の為に奉仕する立派な国民を養成するにあるのであります。宗教の為の教育ではなく教育の為の宗教であります。故に本学院は伝道機関ではありません。教育機関であります。此の点は教会と全く異なるのであります。之はテンネー博士も創立十年記念式典に於て力説せられたところであります。然し学校教育の宗教的情操の涵養は極めて大切であります。

5. 戦時中のキリスト教教育

1940年 皇紀2600年「遵法の精神」卒業式告示 (『坂田祐と関東学院』 pp.100 - 105.)

「遵法の精神の根底をなすものは良心の権威に従うことであります。真に偉い人とは、良心の権威に従う人であります。肚の出来ている人とは、かかる人を言うのであります。聖書箴言に『己の心を治むる者は、城を攻める者に勝る』とありますが、己の心を治むる者と云うのは良心に従って行動する人を云うのであります。～」

「～この世の幾何なる力を以てしても救うことの出来ない場合に遭遇することがあるの

であります。かかる場合に多くの人は迷うのであります。諸子はかかる際に光りを与え、希望を与え、力を与える真に信頼すべき永遠に無限に価値のある正しいものを学んだのであります。それは『インマヌエル』神我とともに在ます。と云う信念であります。」云々と説いています。

1940年頃 について（『恩寵の生涯』 pp.102 - 103.）

「宮城礼拝を強要された。毎日、朝礼の際にこれを実行した。すべての集会は、宮城礼拝を以て始められた。神社参拝も強要された。～全国の学校は勿論、わがキリスト教主義の学校も、宮城遙拝と、神社参拝を強要させられた。～よく生徒に注意して、偶像礼拝に陥らないよう、注意を怠らなかった。」

1944年 確乎たる死生観 卒業式告示（『坂田祐と関東学院』 pp.106 - 112.）

「死を恐れない為には確乎たる死生観を持つことでありましょう。聖書に『我は復活なり生命なり我を信じる者は死ぬとも生きん、凡そ生きて我を信じる者は永遠に死なざるべし』これほど希望に満ちた言葉はないと思います。」

6. 戦後、専門学校と新制大学。

専門学校の設置（相川高秋『わが恵み汝に足れり』 pp.79ff）

1953年 「関東学院大学設立の意義」（『坂田祐と関東学院』 pp.120ff）

1946年 「人全世界をもうくとも」 終戦後最初の創立記念日（『坂田祐と関東学院』 pp. 117 - 119.）

「学院の創立の精神はキリスト教の精神、即ち福音の根本義に依る人間教育であります。キリスト教の教えにより国家社会人類の福祉に奉仕する人を作る教育であります。～諸子は校訓『人になれ』『奉任せよ』を克く体し終生之が為に最善の努力をせられることを衷心より希望し、之が為に祈るのであります。」

1959年 「科学の発展と人生」『告知板』第12号（『関東学院教育の群像』 pp.23 - 24.）

「～人生究極の理想『最高善』である。大学教育に於ては教養科目を重視する。それぞれの学科は 、この理想を目標とする。」「我が大学に於ては、教養学科に基督教を加え、これに重点を置き、これを土台とした、この上に人間を形成することを目的としている。この土台はイエス・キリストである。これはわが学院の建学の精神である。」

1959年 大学キリスト強調週間 「人生の途上にて」（『坂田祐と関東学院』 pp.158 - 159.）

毎日の礼拝に出席されたあなたがた一人一人に、今朝主キリストが「あなた方はどこにいるか」とお尋ねになりましたら、あなたがたは何処にとお答になりますが。私は希う、あなた方のお答はこうあって欲しいのです。「主よ私は今あなたの御覧の通りあなたの十字架の下にひれ伏しています。」という答であります。キリストの十字架は、キリスト教の中心であります。われわれの罪を贖って下さる主イエス・キリストの十字架であります。」

7. 結び

福音の真理に基づく人間形成に努めた伝道者の教育者。

当日配布資料 - 4

家庭における坂田祐

坂田 創

はじめに

健康と食生活

好きなこと

祈りと教会

坂田日記について

結び

當日配布資料 - 5

年次	年齢	坂田祐年譜	年次及年齢	内村鑑三
明治二一五	四	明治二一九 一八	明治二一五 三月、同高寺小学校第三年終。 この年の「新嘉坡事件」のため学校を休むことが できず、高等科第三年で中退。老舗鶴山の 家に帰り、「労働して家計を扶助した。	十二月、岡田静子と大阪で結 婚。「基督教徒のなくさぬ」「水 安樂」出版。
明治二一九	一九	明治二二〇 一〇	八月一日、千葉県園芸植物改良場にあわる陸軍教導団に 受験入学し、騎兵科の生徒となった。教導団 は陸軍の下士官養成の学校であった。	(明治二一六) 〔文学博士井上哲次・慈君に呈 する公文書〕を深説 How I became a Christian
明治二二一	一一	明治二二一 一一	十一月四日、教導団騎兵科を卒業し、陸軍騎 兵曹軍に任命された。十一月十日、近衛騎兵連 隊付を命ぜられて赴任した。	(明治二一七) 「最世への最大遺物」「愛詩」 出版。
明治二二二	一二	明治二二二 一二	この秋、連隊より選抜されて陸軍騎兵学校に 入学。	(明治二一八) 「長男井上義生」 出版。
明治二二三	一三	明治二二三 一三	十月二十八日、右筋兵学校を首席で卒業。 騎兵学校在学中に父に中風死。	(明治二一九) 「東京独立雑誌」創刊。
明治二二四	一四	明治二二四 一四	四月二〇日、神田の東京基督教青年会に於て、 初めてキリスト教の説教を聞いた。説教者は 木村清松牧師。	九月、「聖書之研究」創刊。 「宗教座談」「異国史談」出 版。
明治二二五	一五	明治二二五 一五	十二月八日、陸軍士官学校に馬術教官として 就任。	

坂田祐と関東学院

年次	坂田 祐 年譜	内 村 鑑 三	年次及年齡
明治三六	五月三日、キリスト教のバプテスマを受け、四谷バプテスマ教会の会員となる。	(明治三七) 母ヤソ子永眠。	(明治三八) 十月、非戦論の故を以て萬朝報社退社。
二五	十一月三十日、我役満期、予備役に編入、士官学校のクラ門の近くにある東京学院の寄宿舎に入舍。	(明治三七) 「基督教問答」出版、「聖書之研究」を「新希望」と改題。	
二六	四月、東京学院に、中等科の上に高等科併設され、その第一年級に入学。時に日露の戰役始まり、高等科の学生生活、僅かに三ヶ月。	(明治三七) 母ヤソ子永眠。	
二七	従軍召集、六月十二日、弘前にある騎兵第八連隊に入隊、第一中隊分隊長として従軍、九月三日、弘前を出発して大阪に至り、しばらく滞在し、大阪築港より馬とともに乗船、十月中旬、ダルニー（大連）に上陸、旅順方面に砲声を聞きながら北上、朝鮮に参加、幾度か死線を突破して生還。	(明治三七) 「基督教問答」出版、「聖書之研究」を「新希望」と改題。	
二八	この戰闘中、娘里に於て母死去（駿巻山）。		
二九	従軍中に騎兵曹長に、次いで騎兵特務曹長に昇進、上級職（士官勤務）。		
明治四〇	三月、戰勝満州より凱旋。		
四月一日	青戸、戦役の功に依り、金鶴勲章功七級及び七等青色綬褒章授与。		
四月二十七日	坂木足尾坂田チエと結婚し、坂田祐となる。		
八月一日	任陸軍技手車馬補充部大山支部に赴任。		
同支部に在職十九ヶ月、正規の学校教育を受けたい宿志を持つがなく、九月、東京に移転。			
四年三月	東京学院の編入試験を受け、第三年前に編入された。		
四年九月	東京学院高等科に入学したが、この高等科は當時高等科に在籍するには、高大入学するには高等学校卒業の資格を要し、高等学校に入学するには、中学校卒業の資格が必要であるから、数え半三十で中学四半に入学したのである。		
明治四一	三月、東京学院中等科卒業し、九月第一高		
明治四二	(明治四一) 今井館開館。		
明治四三	「櫻林集」「新喜と希望」出版。		

明治三九

二八

二九

明治四〇

明治四一

明治四二

明治四三

明治四四

明治四五

明治四六

明治四七

明治四八

明治四九

明治五〇

明治五一

明治五二

明治五三

明治五四

明治五五

明治五六

明治五七

明治五八

明治五九

明治六〇

明治六一

明治六二

明治六三

明治六四

昭和一五

昭和一六

昭和一七

昭和一八

昭和一九

昭和二〇

昭和二一

昭和二二

昭和二三

昭和二四

昭和二五

昭和二六

昭和二七

昭和二八

昭和二九

昭和三〇

昭和三一

昭和三二

昭和三三

昭和三四

昭和三五

昭和三六

昭和三七

昭和三八

昭和三九

昭和四〇

昭和四一

昭和四二

昭和四三

昭和四四

昭和四五

昭和四六

昭和四七

昭和四八

昭和四九

昭和五〇

昭和五一

昭和五二

昭和五三

昭和五四

昭和五五

昭和五六

昭和五七

昭和五八

昭和五九

昭和六〇

昭和六一

昭和六二

昭和六三

昭和六四

昭和六五

昭和六六

昭和六七

昭和六八

昭和六九

昭和七〇

昭和七一

昭和七二

昭和七三

昭和七四

昭和七五

昭和七六

昭和七七

昭和七八

昭和七九

昭和八〇

昭和八一

昭和八二

昭和八三

昭和八四

昭和八五

昭和八六

昭和八七

昭和八八

昭和八九

昭和九〇

昭和九一

昭和九二

昭和九三

昭和九四

昭和九五

昭和九六

昭和九七

昭和九八

昭和九九

昭和一〇〇

昭和一〇一

昭和一〇二

昭和一〇三

昭和一〇四

昭和一〇五

昭和一〇六

昭和一〇七

昭和一〇八

昭和一〇九

昭和一〇一〇

昭和一〇一一

昭和一〇一二

昭和一〇一三

昭和一〇一四

昭和一〇一五

昭和一〇一六

昭和一〇一七

昭和一〇一八

昭和一〇一九

昭和一〇二〇

昭和一〇二一

昭和一〇二二

昭和一〇二三

昭和一〇二四

昭和一〇二五

昭和一〇二六

昭和一〇二七

昭和一〇二八

昭和一〇二九

昭和一〇三〇

昭和一〇三一

昭和一〇三二

昭和一〇三三

昭和一〇三四

昭和一〇三五

昭和一〇三六

昭和一〇三七

昭和一〇三八

昭和一〇三九

昭和一〇四〇

昭和一〇四一

昭和一〇四二

昭和一〇四三

昭和一〇四四

昭和一〇四五

昭和一〇四六

昭和一〇四七

昭和一〇四八

昭和一〇四九

昭和一〇五〇

昭和一〇五一

昭和一〇五二

昭和一〇五三

昭和一〇五四

昭和一〇五五

昭和一〇五六

昭和一〇五七

昭和一〇五八

昭和一〇五九

昭和一〇六〇

昭和一〇六一

昭和一〇六二

昭和一〇六三

昭和一〇六四

昭和一〇六五

昭和一〇六六

昭和一〇六七

昭和一〇六八

昭和一〇六九

昭和一〇七〇

昭和一〇七一

昭和一〇七二

昭和一〇七三

昭和一〇七四

昭和一〇七五

昭和一〇七六

昭和一〇七七

昭和一〇七八

昭和一〇七九

昭和一〇八〇

昭和一〇八一

昭和一〇八二

昭和一〇八三

昭和一〇八四

昭和一〇八五

昭和一〇八六

昭和一〇八七

昭和一〇八八

昭和一〇八九

昭和一〇九〇

昭和一〇九一

昭和一〇九二

昭和一〇九三

昭和一〇九四

昭和一〇九五

昭和一〇九六

昭和一〇九七

昭和一〇九八

昭和一〇九九

昭和一〇一〇〇

昭和一〇一〇一

昭和一〇一〇二

昭和一〇一〇三

昭和一〇一〇四

昭和一〇一〇五

昭和一〇一〇六

昭和一〇一〇七

昭和一〇一〇八

昭和一〇一〇九

昭和一〇一〇一〇

昭和一〇一〇一一

昭和一〇一〇一二

昭和一〇一〇一三

昭和一〇一〇一四

昭和一〇一〇一五

昭和一〇一〇一六

昭和一〇一〇一七

昭和一〇一〇一八

昭和一〇一〇一九

昭和一〇一〇一〇

昭和一〇一〇一一

昭和一〇一〇一二

昭和一〇一〇一三

昭和一〇一〇一四

昭和一〇一〇一五

昭和一〇一〇一六

昭和一〇一〇一七

昭和一〇一〇一八

昭和一〇一〇一九

昭和一〇一〇一〇

昭和一〇一〇一一

昭和一〇一〇一二

昭和一〇一〇一三

昭和一〇一〇一四

昭和一〇一〇一五

昭和一〇一〇一六

昭和一〇一〇一七

昭和一〇一〇一八

昭和一〇一〇一九

昭和一〇一〇一〇

昭和一〇一〇一一

昭和一〇一〇一二

昭和一〇一〇一三

昭和一〇一〇一四

昭和一〇一〇一五

昭和一〇一〇一六

昭和一〇一〇一七

昭和一〇一〇一八

年次	年齢	坂田 勝 年譜
昭和四三	九〇	土号を贈らる。 二月二日、滿八十八の米寿の誕生日を記念して、待派差より著者坂「恩寵の生涯」を出版。
昭和四五	九一	三月三一日、関東学院理事長を退任。 十二月十六日、老妻により召六。
昭和四五	九二	十一月十六日、墓誌祭を三沢墓地で行う。

注 この年譜は『恩寵の生涯』より引用しておりますが、坂田創氏よりご指摘いただいて一部訂正してあります。
(帆苅 猛)

書評

李妍焱 著「ボランタリー活動の成立と展開」 (ミネルヴァ書房 2002年)

高野 進

Book Review

Ri Ken-en : The Formation and Development of Voluntary Activities (2002)

Susumu Takano

本書は、私たちの「奉仕・ボランティア教育」という研究テーマとの関連で示唆的なものと判断するので、単なる書評としてよりは、研究テーマに即して分析し、実際的な示唆を学びとりたい。

本書の研究の背景

「まえがき」では、今日、以前のどの時代よりも、人々には自由意志に基づいたボランタリーな生き方を選択する道が広がっている。そしてそのような生き方こそ、21世紀を開いていくものであるという信念が、根づいてきているという。かつての日本では、ボランティアは自己犠牲と奉仕をよりどころとしていた特殊な人々の特殊な活動とみなされてきた。しかし日本においては、阪神淡路大震災をきっかけにボランティア活動が盛んになりました。社会的にも存在が認知されるようになった。著者は特にボランタリーな生き方が実践される領域としてボランタリー・セクターに注目する。

本書の副題は、「日本と中国におけるボランタリー・セクターの論理と可能性」となっている。この活動の成立と展開の条件を、実

際の調査活動をもとにして、本書をまとめたものである。調査期間は、1997年から1999年の3年間、調査場所は、日本では横浜市と仙台市、中国では、天津市と長春市である。対象人数は約100人であった。アンケート項目については、紙面の都合もあるので省略したい。実は、ボランティア活動に縁遠いと思われるがちな社会主義の国、中国でも、1980年代末から「志願者」と呼ばれるボランティアの活躍が社会的な関心を集めているという。

ボランタリー・セクターとボランティア活動

著者はL.M.サラモンを援用して、ボランタリー・セクターについて、の次の7つの特徴を指摘する。

1. 組織として実在すること。
2. 民間組織であること。
3. 利益配分はしないこと。
4. 自律的であること。
5. 自発的であること。
6. 非宗教的であること。
7. 非政治的であること。

著者は、自発的参加、自立的運営が、もつとも根本的な要素としている。ボランタリ

ー・セクターとは「何らかの公共問題をめぐって、人々が自発的、自律的な行動および組織化によって、実践活動を行う領域である。」とする。ボランタリー活動とボランティア活動の間に相違はない。しかし著者の指摘によれば、日本のボランティアという言葉には、他益、公益のための奉仕活動、単なる行政の下請けなど、かたよったイメージがあるとしている。またボランティアには「持続性」が明確に打ち出されていないとする。それゆえ著者はボランタリー・セクターに注目しているわけである。

また著者は、個人と公共の関係・葛藤に注目する。近代の個人主義の思想は近代社会の基本的な価値理念の体系の一つをなしている。しかし大きなディレンマが内在しているという。個人が自立性を持ちながら、私的生活と公共生活の両方を充実させることができか、ということが問題となる。著者はこれを「個人主義のディレンマ」という。課題は個人の自発性と他者との連帶の両立である。R.N.ベラーの場合は、これらの調和の道として、共和主義的伝統と聖書的伝統を有する「記憶と希望の共同体」に注目する。しかし日本や中国にはそのようなものがない。では、どうしていかねばならないであろうか。

第2部の「日本におけるボランタリー活動の成立と展開」と第3部「中国におけるボランタリー活動の成立と展開」のもとで、それぞれの国の歴史的経緯、類型、それに活動のエンパワーメントについて扱っている。著者の調べたところによれば、ボランティアという言葉が日本語に定着するようになったのは、1960年代の後半であったという。しかし活動の実状は、それほど目覚しいものではなかった。1970年代になって、ボランティア活動が行政の施策対象になった。1980年代に入って、行政主導に対する批判、公私協同のあり方をめぐって議論が激しさをましたという。このようなボランタリー活動の歴史的変

遷について、著者は図表化してくれている(74頁)。1950年代は、学生中心の救済、慈善活動の萌芽期であった。1960年代は、なお学生による施設ボランティアが中心、活動の成立期、1970年代は、主婦の参加が顕著、活動内容も多様化し、行政がボランティア振興策を推進した。1980年代には、活動が持続的で、安定した増加、安定期となった。1990年代には、阪神淡路大震災によってボランティア未経験者も関心をもつにいたり、参加が顕著に見られた。また人々は自立したボランタリー・セクターの形成を強く意識するにいたった。

私たちのテーマとの関連では、第4章「ボランタリー活動の創発」の項目に注目してみたい。日本の組織では、調和を保つために働く調整型リーダーの役割が強調されてきた。しかしボランティア・セクターには、創発型リーダーの存在が見られる。またこの存在が必要となっている。著者は、この「創発型リーダーは、コミュニティの個々人に公共生活と私的生活への結合の機能を創出し、提供し、それが広がっていく結び目となる存在である。」(91頁)という。著者のまとめるリーダーの価値観、性格的な特徴の一覧は、示唆に満ちている(102、103頁)。この種のリーダーは遺伝的な要素による場合があるが、著者は環境的な要因に注目する。そしてこれも一覧表に表してくれている(106頁)。リーダーの特色として、ガードナーの14項目を紹介している。それとともに、ドラッカーの反論もある。しかし著者はリーダーの特性を探し出すことはできるとする。そしてこれを紹介している。では、彼らはいったいどこでそのような価値観が形成されたのであろうか。106頁にその時期を一覧表にしている。それによれば上位順に紹介すると、学生時代、子供時代、現在の活動を通して、仕事を通して、家庭生活によって、になっている。学生時代と子供時代とは、小学校から大学までの期間

を含むことになる。この時期に、リーダーとなる影響・感化をうけたことになる。著者は、キリスト教の教えに基づいた教育方針、あるいは学生の自主性を重んじた自由奔放な学風、または戦後民主主義教育の影響を指摘する。しかし学校で受けた教育への疑問と反発から、自らの価値観を形成した人もあるという。

第6章の「ボランタリー活動のエンパワーメント」(159—183頁)は、私たちの「奉仕・ボランティア活動の教育と実践」にとって特に重要な意味を持つと思われる。ここでは、自発的参加と自立的運営の能力を高め、活動のエンパワーメントを促進するグループ間関係と環境の在り方について考察している。大きなビジョンのために多様な選択肢を作り上げていくネットワーキング、順応するだけでなく、創出していく、想像の精神を実践するネットワークづくりが、自立的ボランタリー活動を創出することを可能にするという。またこのために情報収集の場を提供するサポート機関が必要となる。著者は主なサポート機関の機能とプログラムに関する一覧表をまとめている(170、171頁)。それによれば、人材育成、マネジメントトレーニング、相談事業、情報提供を行っているという。具体的には、セミナー、講座、学習会、フォーラム、シンポジウム、相談、アドバイザー、広報・情報誌・会報、ホームページ、データベース、協働事業、ワークグループ、プロジェクト開催があげられている。さらに、著者は3つの活動団体を紹介している。それらは、かながわ県民活動サポートセンター、アリスセンター、せんだい・みやぎのNPOセンターである。それらの設立年月、組織体制、資金源、主要機能、主要事業、理念、戦略を一覧表にしている。さらにこれらの機関のサポートプログラムについて、レクチャー、カウンセラー、アナウンサー、コーチについて一覧表にしてくれている。持続的な活動には、

このような各種のサポートが必要になってきている。もし学校が、奉仕・ボランティア活動を一回限りではなく、継続しようと願うならば、このようなサポートが活動の担い手と協力することになるだろう。

最後に、著者が「本書の意義と今後の課題」(269—288頁)の中で指摘するものについて、いくつか私たちの課題として吟味しておきたい。

ここでも著者はサラモンの文章を援用する。アメリカの非営利セクターの存在理由は、アメリカの歴史においては、政府機関よりも先に形成されたコミュニティにおいて、住民自身による問題解決、そのために自発組織を形成する伝統が存在している。つまり君主制(国王)の復活を恐れた「小さな政府」志向が見られる。政府の失敗に対しては、公共財提供者としての政府の限界を指摘し、行動を起こすには、国民大多数の支持が必要であること、また大多数の支持がある場合でも、政府の行動には煩わしさ、対応の遅さ、官僚的反応が付き物であることを意味しているとする。それゆえ非営利活動にこだわるのは、「自由と多元的価値観を具現していくため」「公共財に対する個人的イニシアティブを助長する」ためとする。日本においても真の民主主義が定着するために、私たちの奉仕・ボランティア活動も、ここまで展望・志向を必要とするのではないか。

著者は、ボランタリー・セクターへの期待として、4点を上げる。これもこれから視野に入れておくべきものである。第一に、それは新たな社会サービスの担い手である。第二に、それは民主主義や多元主義の理念を実現していく領域となる。第三に、それは新たな社会経済システムを構築する領域としてとらえられる。第四に、それは参加型社会を実現していく領域となる。

私たちは、この著者の研究成果を活用しながら、文部科学省の提案する奉仕・ボランテ

イア活動の奨励を有効に学校教育に生かしていきたい。これが結果として、個人の人間形成ばかりではなく、日本という国に眞の民主主義が確立すること、文化・思想・民族の多元主義的的理念の形成に役立つのではないか。

報告

2003年度 「いのち」を考える研究プロジェクト年間活動報告

松田和憲

Report of "Considerations of Life (INOCHI)" Reading Group, 2003

Kazunori Matsuda

今年度の研究会内容を以下にまとめたので
ご覧ください。

・第1回 5月6日(火)

「2003年度いのちを考える研究プロジェクトの活動方針について」(司会:松田)
今年度は『いのちのリアリティーを子どもが育つ場から考える』を通年のテーマとしていくことで方向性を決定した。

・第2回 5月28日(水)

“いのち”を考える教材と教育実践

発題・安達昇先生

小学校教員・安達先生が子どもと共に学べる参加体験型の教材を開発したことの発表、実際の体験を通して感じること、宗教教育との関わりの問題、子どもの死の場面に直面する経験の少なさを補う試みなどについて発題され、そのあと質疑。

・第3回 7月23日(水)

“保育の場から「いのち」を考える”

発題・大豆生田啓友先生

最近の少年による事件から考えるべき事柄、乳幼児期と「いのち」のリアリティー、支え合いの子育て論構築に向けて保育実践からキリスト保育園の取り組みなど発題と質疑。

・第4回 10月22日(水)

“母から娘へーいのちについて実例を語るー”
発題・リサ・ゲイル・ボンド先生
ボンド先生が胎内にいたときの母親の話、先生が中国から養女を迎え入れた経緯、日本文化に定着していない養子縁組の話等についての問題提起、その後質疑を行う。

・第5回 11月26日(水)

“いのちに関する法のあり方”

発題・三浦一郎先生

いのちと法の関わり(自殺・安楽死・体外受精・臓器移植など)に類する事例を挙げて説明され、またそれらに関する問題点について、自己決定権や基本的人権、キリスト教倫理との関連で「いのち」について発題され、その後質疑を行う。

・第6回 1月21日(火)

“Bio-ethicsの神学的意義について”

発題・松田和憲

今まで考察してきた「いのち」の問題、特に生命倫理についての神学的意味について、発題、その後質疑。このテーマで具体的な問題についてPart 2として2月18日(水)3:30p.m.より研究会開催予定。

今年度は全部で7回研究会を開催した。前年度に比べ、より具体的にいのちの問題について考え、ますますその重要性を認識する一年間であった。各所員・客員研究員が様々な研究分野から発題を分担し、それに触発され、それらの諸問題についてさらに研鑽を積んでいくことの必要性を感じた。それと共に、多岐に亘る問題の中でも、具体的な問題を1～2に絞り、より内容を深めていく必要性をも痛感した次第である。出来るならば、今年度最後の勉強会（2月18日）において、そのテーマを特定し、来年度はその問題に直接取り組み、最終的にはその研究の成果について何らかの形で発表したいと願っている。

2003年度 キリスト教と日本の精神風土グループの研究活動

構木 紀男

Group Activities on Christianity and Japanese Spiritual Features in the 2003 Academic Year

Norio Abeki

はじめに

このグループは、日本におけるキリスト教の受容、日本の文化にキリスト教が果たした役割、日本人および日本の国家とキリスト教との軋轢などをテーマに研究所発足時から活動している。それは、16世紀半ばに日本にキリスト教（カトリック）の宣教師が渡来し、伝道を開始した時点以降今日に至るまでの長い歴史をふりかえり、日本の精神風土との関わりで「キリスト教と文化」の問題を考えることを目的としている。したがって、取り上げるべき課題とその領域は多岐にわたり、長期にわたって取り組む必要があると言えるが、2003年度も、前年度に引き続き、次のような具体的なテーマを掲げて、活動をしてきた。

研究テーマ

- 1) 宣教師達の伝道活動を通してみた日本の精神風土
- 2) キリスト教からみた日本の仏教
- 3) 靖国神社をめぐる諸問題
- 4) その他関連する諸問題

これらの課題のうち、今年の研究会では、2) キリスト教からみた日本の仏教と、4) その他関連する諸問題として、植村正久と坂田祐についての研究を取り上げた。年度内に石原純と石原謙を取り上げる予定である。さ

らに、1) 宣教師達の伝道活動を通してみた日本の精神風土の一つとして、第2次大戦後の鹿児島における万国バプテスト協会（教会）の伝道活動についての研究が着手された。3) の問題は現今の政治状況の中で、あらためて問われる問題であるが、2003年度は、十分な取り組みに至らなかった。

研究会

第一回研究会 2003年5月31日(土) 午後1時～3時

於：キリスト教と文化研究所
テーマ：「植村正久研究—その1.近年の植村正久研究について—」

発題：帆苅猛所員

参加者10名

第二回研究会 2003年5月31日(土) 午後1時～3時

於：キリスト教と文化研究所
テーマ：「植村正久研究—その2.植村における日本とキリスト教—」

発題：帆苅猛所員

参加者8名

第三回研究会 2003年9月20日(土) 午後1時～3時

於：キリスト教と文化研究所
テーマ「ハワイ州における淨
土真宗の福祉活動：プロジェ
クトダーナについて」
発題：Lisa Gayle Bond 研究
員
参加者：9名

第四回研究会 2003年11月8日(土) 午後1時
～5時

(公開研究会)
テーマ「坂田祐と関東学院」
於：フォーサイト21-601教室
発題 「坂田祐のエレミヤ書
の研究」小川圭治客員
研究員（前関東学院院
長）

「坂田祐と関東学院の
教育」大島良雄客員
研究員(元文学部教授)
「家庭における坂田祐」
坂田 創客員研究員
(元関東学院中高教諭)

参加者：40名

第五回研究会 2004年2月28日(土) 午後1時
～3時

「石原量の息子、石原純と石
原謙の功績と教育への影響」
発題：飛田伸一先生

なお、第五回研究会で、次年度の研究につ
いて検討する予定である。

2003年度キリスト教と文化研究所 主な活動経過

(2003. 2 ~2004. 2)

2002年度

2月5日 13:00~16:00 ホームページ講習会
3月3日 15:00~16:30 資料委員会
3月6日 14:30~16:00 所員会議
〈出席者: 9名〉
3月25日 ニュースレター第4・5号発行

5月31日 13:00~15:00 「キリスト教と日本の精神風土」研究会
〈参加者:10名〉

6月3日 14:50~ ホームページ委員会・講習会
6月25日 10:00~11:20 運営委員会
〈出席者: 7名〉
11:00~12:00 「奉仕教育における課題と実践」研究会
〈参加者: 2名〉

2003年度

4月10日 ホームページ講習会
4月23日 10:00~11:25 所員会議
〈出席者:13名〉
4月24日 12:30~14:30 ホームページ講習会
5月6日 15:00~17:15 「いのちを考える」研究会
〈参加者: 6名〉
5月8日 13:00~15:50 ホームページ講習会
5月15日 17:45~ 資料委員会
5月28日 13:00~14:40 運営委員会
〈参加者: 8名〉
14:45~16:30 「いのちを考える」研究会
〈参加者:11名〉
5月29日 11:00~12:00 「奉仕教育における課題と実践」研究会
〈参加者: 3名〉

6月26日 14:30~15:30 ホームページ委員会
7月10日 14:50~ ホームページ講習会
17:45~ 資料委員会
ニュースレター第6号発行
7月16日 10:00~11:20 運営委員会
〈参加者: 7名〉
7月17日 11:00~12:00 「奉仕教育における課題と実践」研究会
〈参加者: 4名〉
12:00~13:00 ホームページ講習会
7月19日 13:00~15:00 「キリスト教と日本の精神風土」研究会
〈参加者: 8名〉
7月23日 14:30~16:00 「いのちを考える」研究会
7月25日 アーツ・アンド・クラフト・セツルメント国際会議 横浜・大阪2003
（所長報告）

- 7月26日 //
 <参加者約50名>
- 8月19・26日 12:00～15:00
 資料委員会 図書館内 歴史資料調査
- 9月2日 //
 //
- 9月20日 13:00～15:00
 「キリスト教と日本の精神風土」研究会
 <参加者: 9名>
- 9月24日 13:00～13:40
 運営委員会
 <出席者: 8名>
- 9月25日 11:00～12:20
 「奉仕教育における課題と実践」研究会
 <参加者: 5名>
14:00～
 ホームページ講習会
- 10月2日 14:30～
 ホームページ委員会
- 10月22日 13:00～14:30
 運営委員会
 <出席者: 8名>
14:30～16:00
 「いのちを考える」研究会
 <参加者: 8名>
- 10月23日 11:00～12:00
 「奉仕教育における課題と実践」研究会
 <参加者: 4名>
- 11月8日 13:00～18:00
 公開シンポジウム
 「坂田祐と関東学院」
 報告者:客員研究員 小川圭治・大島良雄・坂田創
 <参加者:40名>
- 11月12日 11:00～12:00
 ホームページ講習会
- 11月26日 13:00～14:30
 運営委員会
- 14:30～16:00
 「いのちを考える」研究会
 <参加者 6名>
- 11月27日 11:00～12:00
 奉仕教育における課題と実践
 <参加者: 3名>
17:45～
 資料委員会
- 12月10日 11:00～12:00
 ホームページ委員会
 ニュースレター第7号発行
- 12月11日 11:00～12:00
 「奉仕教育における課題と実践」研究会
 <参加者: 4名>
- 1月21日 15:30～17:00
 「いのちを考える」研究会
 <参加者: 7名>
- 1月22日 11:00～12:00
 「奉仕教育における課題と実践」研究会
 <参加者: 4名>
- 2月2日 13:30～14:30
 運営委員会
- 2月18日 15:30～17:00
 「いのちを考える」研究会
 <参加者: 7名>
- 2月28日 13:00～16:00
 「キリスト教と日本の精神風土」研究会

関東学院大学キリスト教と文化研究所 『所報』(『キリスト教と文化』)に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、関東学院大学キリスト教と文化研究所『所報』(以下『所報』という。)の執筆および発行に関し、必要な事項を定める。『所報』の表題は、『キリスト教と文化』とする。

(発行)

第2条 『所報』の発行は、年1回を原則とする。

(編集)

第3条 『所報』の編集は、所員から選ばれた編集委員会が行う。

(執筆)

第4条 執筆者は原則として本研究所の研究員、研究員および客員研究員とする。

(原稿)

第5条 原稿は、未発表のものに限り、内容は、論文、研究ノート、翻訳、資料(史)料および書評とする。

この他に、研究所主催の講演会、シンポジウムまたは研究会などの原稿も掲載することができる。

2. 本誌はレフェリー制を採用する。

第6条 原稿は研究所が別途定める編集委員会規定にもとづいて作成する。

(配布・保管)

第7条 『所報』は、研究所員、専任教員、学生ならびに本学と研究誌を交換する大学および学術機関に配布し、図書館と研究所に累加保管する。

(特例)

第8条 この内規によらない事由が生じたときは、所員会議の議を経て、所長が決定する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、所員会議の議を経て行う。

関東学院大学キリスト教と文化研究所 『所報』(『キリスト教と文化』)編集についての申し合わせ

1. 原稿の執筆を希望する場合は、所定の期日(原稿締め切り日の約1ヶ月前)までに、原稿のタイトルと種類、予定枚数を所定の用紙に記入して、編集委員会に申し込み。
2. 原稿の字数は、原則として横書き16,000字(400字原稿用紙換算で40枚)を基準とし、20,000字(400字原稿用紙50枚)以内とする。ただし、書評については、4,000字(400字原稿用紙10枚)を基準とする。いずれの原稿も、図表、注なども換算して字数に含める。

原稿は、完全原稿で提出するものとする。

原稿は、原則としてフロッピーディスクなどの電子媒体およびプリントアウトしたものを作成する。

3. 本誌は、レフェリー制を採用する。論文と研究ノートについては、編集委員会で審査を行ったうえで、「掲載」「書き直し」あるいは「返却」を決定する。

4. 執筆者には、抜刷50部を無料で贈呈する。追加分については、50部単位として執筆者の実費負担とする。

5. 本誌は、毎年3月に発行する。

原稿の締め切りは12月末とする。

6. 執筆者には、原則として初校と再校を見ていただく。校正段階での大幅な変更や書き加えはお断りする。

編集後記

経済学部教授 安田 八十五

2003年度の所報を発刊するに当たって、編集委員の1人として感想を述べさせていただぐ。小生は、2002年4月に筑波大学から関東学院大学に移動して未だ2年弱しか経過していない。また、キリスト教の洗礼も50歳を過ぎてから受けたキリスト教に関しては、いわゆる新参者である。しかしながら、縁があって、キリスト教主義の関東学院大学に着任し、また、キリスト教と文化研究所の所員の任命も受けた。これも、すべて神様の御計らいになったことと受け止めている。

キリスト教と文化研究所所報第2号は、さまざまな論稿から構成されているが、メインの1つは、公開シンポジウムの記録である。2003年度の公開シンポジウムは、「坂田祐と関東学院」のテーマで、2003年11月8日土曜日午後本学で開催された。なお、2003年度の公開シンポジウムは、「キリスト教と日本の精神風土」研究プロジェクトチーム（世話人代表：橋木紀男工学部教授）が企画等を担当した。研究プロジェクトの定例研究会で、帆苅猛人間環境科学部助教授が、内村鑑三や植村正久の研究を行い発表していただいた。その中で、関東学院の創始者である坂田祐は、内村鑑三の弟子であり、この3者の関係を探るシンポジウムを当初企画した。しかしながら、坂田祐と内村鑑三との関係に関しては、調査研究が不十分とのことで、今回は、坂田祐と関東学院との関係に焦点を絞った。シンポジウムの詳細は本文に譲るが、特筆すべき点は、坂田祐の卒業論文が小川圭治前本学院長によって発掘・紹介されたことである。今後、坂田祐の卒業論文の公刊および坂田日記の解読などによって坂田祐のキリスト教学者としての側面等、坂田祐に関する研究が進展することが期待される。

なお、「キリスト教と日本の精神風土」研究会は、次の目的を持って、2001年度に発足した。

『私たちは、日本におけるキリスト教の受容、日本の文化にキリスト教が果たした役割、日本人および日本の国家とキリスト教との軋轢など、16世紀半ばに日本にキリスト教（カトリック）の宣教師が渡来し、伝道を開始した時点以降今日に至るまでの長い歴史をふりかえりながら、日本の精神風土との関わりで「キリスト教と文化」の問題を考えようとしている。したがって、取り上げるべき課題とその領域は多岐にわたり、長期にわたって取り組む必要があると言える。』

「キリスト教と日本の精神風土」研究プロジェクトの2003年度活動の詳細は、本文を参照していただきたい。

編集委員会は、所員3名（帆苅・安田・大豆生田）で構成し、委員会を3回ほど開催し、編集業務ことに公開シンポジウムの構成および査読・校正等を担当した。編集には、細心の注意を払ったつもりであるが、誤り等がある場合は、ご容赦をお願いしたい。

〈執筆者紹介〉 *執筆順

森 島 牧 人	所員(所長)・本学文学部教授
帆 莉 猛	所員・本学人間環境学部助教授
三 浦 一 郎	客員研究員・本学文学部非常勤講師
小 川 圭 治	客員研究員
大 島 良 雄	客員研究員
坂 田 創	客員研究員

〈2003年度キリスト教と文化研究所構成員〉

所長	森 島 牧 人 (文学部)	客員研究員	中 島 昭 子 (摂真学院教諭)
所員	矢 嶋 道 文 (文学部)	"	大 島 良 雄 (元文学部教授・元大学宗教主任)
"	富 岡 幸 一 郎 (文学部)	"	花 島 光 男 (関東学院中・高等学校教諭)
"	村 上 顕 (経済学部)	"	松 岡 正 樹 (京都バプテスト教会牧師)
"	安 田 八 十 五 (経済学部)	"	石 谷 美智子 (本学経済学部非常勤講師)
"	影 山 礼 子 (法学部)	"	吹 抜 悠 子 (日本バプテスト神学校講師)
"	村 椿 真 理 (法学部)	"	小 川 圭 治 (前本学院長)
"	精 木 紀 男 (工学部)	"	佐々木 敏 郎 (元本学法学部教授)
"	リサ・G・ボンド (工学部)	"	長 井 英 子 (本学経済学部非常勤講師)
"	松 田 和 憲 (工学部)	"	川 島 第 二 郎 (日本バプテスト横浜教会員)
"	帆 莉 猛 (人間環境学部)	"	坂 田 創 (元関東学院中・高教諭) ※坂田日記研究
"	所 泽 保 孝 (人間環境学部)	"	佐々木 晃 (元関東学院中・高等学校教諭) ※坂田日記研究
"	大豆生田 啓友 (人間環境学部)	"	安 達 昇 (公立小学校教諭)
研究員	高 野 進 (経済学部)	"	藤 原 久仁子 (山梨学院大学非常勤講師他)
"	飛 田 伸 一 (工学部)	"	三 浦 一 郎 (客員研究員・本学文学部非常勤講師)
		"	田 中 喜 芳 (ニューポート国際大学大学院客員教授)

編集委員 (◎印 責任者)

◎帆 莉 猛 安 田 八 十 五 大豆生田 啓友

関東学院大学キリスト教と文化研究所所報

キリスト教と文化

第 2 号・通号 2 号

2004年 3月 発行

発行所：関東学院大学キリスト教と文化研究所
〒236-8501 横浜市金沢区六浦東 1-50-1
TEL. 045(786)7873 FAX. 045(786)7806
[URL] <http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/>
E-Mail=kgujesus@kanto-gakuin.ac.jp

印刷所：株式会社なまためプリント

〒231-0011 横浜市中区太田町 1-9
TEL. 045(641)8080 FAX. 045(641)8081

Bulletin of the Institute for the Study of Christianity and Culture,
Kanto Gakuin University

Christianity and Culture

March, 2004 No. 2

CONTENTS

FOREWORD

- From Differentiation to Integration Makito Morishima ... 1

PAPERS

- The Introduction of Practical Research in Service Education Makito Morishima ... 3
 Christianity and Japan's Mission of Uemura Masahisa Takeshi Hogari ... 23
 A Study of the Right of Self-Decision on Gender Identity Disorder Ichiro Miura ... 35

REPORT

- Civil Service and Volunteer Activities in Textbooks Susumu Takano ... 49
 Reiko Kageyama
 Akira Murakami

- Report of the Resource and Reference Committee, 2003 Makoto Muratsubaki ... 65

OPEN SYMPOSIUM

- Tasuku Sakata and Kanto Gakuin 69
 1 : Tasuku Sakata's Study on Jeremiah Keiji Ogawa ... 71
 2 : Tasuku Sakata and Kanto Gakuin's Education Yoshio Ohshima ... 78
 3 : Tasuku Sakata at Home Hajime Sakata ... 88
 Summary of Open Symposium 94

Book Review

- Ri Ken-en : The Formation and Development of Voluntary Activities (2002) ... Susumu Takano ... 121

REPORT OF RESEARH SECTIONS :

- Report of "Considerations of Life (INOCHI)" Reading Group, 2003 Kazunori Matsuda ... 125
 Group Activities on Christianity and Japanese Spiritual Features Norio Abeiki ... 127
 in the 2003 Academic Year

- Report on the Research Activities for the Institute Study Makito Morishima ... 129
 of Christianity and Culture for the 2003 Academic Year

Institute for the Study of Christianity and Culture, Kanto Gakuin University

1-50-1, Mutsuura-Higashi, Kanazawa-ku, Yokohama-shi, Kanagawa, Japan 236-8501
 TEL. 045-786-7873, FAX. 045-786-7806